

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

競争して良い政策を創ろう 稲山 篤

■特 集

I 「21世紀への選択」 — 論点整理 —

II 平和への挑戦（草案）

III 95年度予算概算要求に関する

省庁別概要と重点事項

月刊「政策資料」号外

第127・8・9回国会（1994年度版）

国会報告

連立の時代と社会党

政策担当者・地域活動家・研究者必携！ 好評頒布中

A4判270頁・軽装 頒布価950円（10部以上割引有り）

連立時代の幕開けとそれを象徴する国会報告・1994年版をお届けする。

本書の収録範囲は、宮沢内閣不信任案可決・総選挙後の細川連立政権が誕生した第127特別国会(93年8月5日～同28日)、様々な経過を経て政治改革関連4法案が成立した第128臨時国会(93年9月17日～94年1月29日)、予算案審議の半ばでの細川内閣総辞職、村山首班指名という史上初の1国会・総理3人が誕生した第129通常国会(94年1月31日～6月29日)、以上の3つの国会である。

政治改革4法、ガット・ウルグアイラウンド、税制問題、そして連立政権下における各党調整、首班指名など、この一連の国会には連立政治が凝縮されている。社会党はこの連立政権下をパーフェクトで乗り切ってきたとはいえない。しかし、国民が求める改革をめざし、たゆまぬ努力を重ねてきた足跡がにじんでいると考える。（「序にかえて」より）

編集・発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館

電話 03-3581-5111 内線3880~4 FAX 03-3580-8068

村山連立政権が誕生してから既

に二ヵ月余が過ぎたが、国民に与えたショックが大きかっただけに、余震は依然として続いている。

政治社会において連合・連立体験が全く希薄の上に、一年間で四名もの首相が交代し、その過程において政党・会派の異常な増殖と

前のことである。

党が政権に参加した貴重な体験と教訓を「自・社・さきがけ」の村山連立政権の中で生かす道は何だろうか。

まずは三党による「政策合意事項」を厳守し、併せて常に先導的政策づくりへのたゆまない研鑽の

り去らなければならぬ。

現在進めている省厅別政策調整会議や課題別プロジェクトは、最も良ではないがベターな方式であろう。さらにこれらを調整し、統合の役割を持つ与党政策調整会議や総務会等の議を経て政策化・立法化・予算化していくシステム、ル

前のことである。

調整会議が各地域で公聴会など国民の意見を聴く会の開催によって、開かれた政策作りの努力もまた、必要であろう。

民主的であるためには時間もかかる。これは耐えねばなるまい。

透明度は永田町だけではなく、国

民に開かれた透明度も必要である。

もはや、特定の議員や集団が暗闇の中で事を決める強権的手法

は、國民からは歓迎されまい。

良い意味の専門的議員の育成も必要であろう。わが党はこれらの

シス템の中で、自民・さきがけの議員と伍して、政策の競争化の

ために汗をかくことが村山政権を

支える土台ではないだろうか。

一党支配の変則的政治になれた

日本は、驚き、憤慨、不安、不満、予想外との感傷をもち、お手並み

拝見の「傍観者」が多い中で、当

り前の連立政治に安心感と期待感

をもたせることも、この政権の中

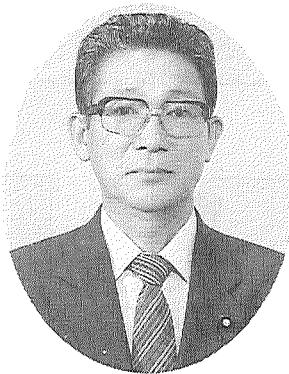
軸のわが党の新しい時代に挑戦す

る政策と立案の創造性にあると信

する。

②当然、合意を得ることが大切だ
(あきやまあつし・参議院議員)

言頭 卷



競争して 良い政策を創ろう

梶山篤
参議院政策審議会長

離合集散を経た。政党人も国民も

この連立時代の始まりから貴重な体験と教訓を得たと思う。未だ結論は出ていないが、衆参両院で同

一政党による過半数以上の議席確

保ができない昨今の政治状況と、

多様な価値観を政治に生かす成熟社会にあっては、連立政権は當り

態度であるう。

次にシステムとして、民主的で

透明度の高い手法に徹すること

ある。政治不信の原因ともなった

族議員の横行、巨大ボスの專制は

当然の帰結として政官業の癒着や

国益よりも私利私欲による金権利

権の固定化などは過去のものに葬

るのに三党が徹することが必須の条件である。

この際三つに留意しよう。

①調整会議の政策討議に三党の部

会が参加し合意の収斂になれ、か

つ審議の過程が国民に明らかなる

よう工夫することである。

②当然、合意を得ることが大切だ

(あきやまあつし・参議院議員)

月刊『政策資料』

No. 337号

1994年10月号

特集 I 「二十一世紀への選択」—論点の整理—

政審・研究プロジェクトチーム

特集 II 平和への挑戦(草案)

「新時代の安全保障政策」策定委員会

特集 III 九五年度予算概算要求に関する省庁別概要と重点事項

資料

衆議院議員選挙区画定審議会の勧告について（談話）

「防衛問題懇談会」答申について（談話）

ルワンダ難民救援活動への人的協力について（防衛調整会議）

桜井環境庁長官の発言に関する談話

終戦の日「誓いのことば」

当面する公共交通料金問題に関する考え方（党政審）

高速自動車国道の料金改定について（党政審）

特集

(一九九四・九・三 党大会へ参考資料として提出)

「二十一世紀への選択」

論点の整理

研究ブロックトートル二十一世紀日本の進路

- I 「福祉社会」をめざす総合政策の基本構想
- 1 新しい時代を迎える日本と世界
 - 2 「社会民主・リベラル」の政策理念を
- II 「参加・分権型」の政治・行政システムの構築
- 1 モア・デモクラシー
 - 2 地方分権を具体的かつ強力に
 - 3 議会制民主主義を徹底する国会改革を
 - 4 政府機能の強化
 - 5 男女共同参画型政策をテコとする社会改革の実現
- III 「民生大国」日本の安全保障と総合国際戦略
- 1 シビリアン・パワーとしての安全保障政策
- IV 「生活者重視」の経済社会システム改革
- 1 福祉社会ヒジョンと中期的税制改革
 - ① 福祉と国民負担の原則
 - ② 未来志向の安全保障政策と憲法
- V エネルギーと食糧・農業分野の構想
- 1 エネルギー需給と原子力発電の政策
 - ① エネルギーの安定供給のための基本の展開
 - ② わが国に対する信頼の回復と定着を出発点に
 - 2 ポスト・ウルグアイ・ラウンドにおける食糧・農業政策
 - ① 農政不信の高まりと国際競争の激化
 - ② 新しい農業政策の基本的方向
 - ③ 食糧管理制度の抜本的改革

はじめに

ポスト冷戦以降における国際政治経済関係の変化、第一次連立政権発足以降における政治環境の新たな展開、長期構造不況下で進行する産業経済におけるリストラ、二一世紀における「高齢化社会」への対応など、内外の大転換期を切り拓くにふさわしい政策の総合的枠組みの立案がいま日本の政治に求められている。

とくに日本社会党は「もう一つの日本と世界——二一世紀への社会経済政策」（一九八八年）、「中期社会経済政策」（一九八六年）などの野党時代から培ってきた政策の蓄積と成果を、連立政権に参加した経験をふまえ、政権与党という新しい視座にたって全面的に検証・検討し、「さらに充実させるもの」「転換を図るもの」を国民の前に明確に示す責任がある。そのことは同時に政党再編・選挙協力などにおいて、その結集軸となる「社会民主・リベラル」の政策内容を具体化することである。

本提言『二一世紀への選択』は、以上の

ような課題に関して、日本社会党中央本部

政策審議会長の諮問に基づいて、基本的な政策課題の論点を整理し、新しい政治・社会システムの展開に先見性を持つて弾力的に対処しうる、総合的にバランスのとれた基本政策の形成に資することを目的としている。したがって、本提言は可能な限りの新しい視点と未来志向による「問題解決型の政策提言」を行なうことに努めた。

検討すべき課題として、安全保障政策、対外経済政策、行財政改革、総合エネルギー政策、地球環境問題、中期的マクロ経済政策、社会保障政策、農業政策、地方分権化、男女共生社会論などを射程に置いているが、本提言では「中間報告」としての性格上、とくに再検討が急務とされるテーマを対象としている。時間的制約と準備不足から、いくつかの重要なテーマ、とくに地球環境問題については、二一世紀社会論の重要なテーマであるといふ認識を持ちながら、本提言では欠落していることをはじめにお断りしておきたい。

本提言をまとめるに際して、学識経験者、国会議員若干名からなる研究プロジェクト・チーム『二一世紀日本の選択』を一九九四年

三月に組織し、同年七月までにおよそ一〇回を超える専門家からのヒアリング、ワーキング・グループの討論を精力的に重ねた。その間に二回もの政権交代があり、作業は一時中断したが、その都度こうした政策形成に関わる研究調査の必要を痛感させられた。

本提言の基調をなすキーワードは「モア・デモクラシー（より徹底した民主主義を）」である。二一世紀に挑戦する日本社会党において、この小冊子が徹底した討論の素材となることを期待している。

一九九四年八月

研究プロジェクト・チーム

『二一世紀日本の選択』

座長 謙山 正（新潟大学教授）

I 「福祉社会」をめざす総合政策の基本構想

1 新しい時代を迎える日本と世界

- (1) 一九八九年一年のソ連・東欧体制の崩壊と冷戦の終結を契機として、また国内では平成不況と一九九三の自民党単独政権の崩壊を契機として、世界も日本も新しい時代への過渡期を急速に経過しつつある。このような過渡期にこそ、将来へのビジョンをしっかりと構築し、積極的に新しい時代を迎えて入れなければならない。
- (2) 「東側か西側か」とか「護憲か改憲か」といった冷戦時代の二元論的対決の時代は終った。日本社会のなかでは多元的な価値観が共存し、その組み合わせのなかで、市民が適切な政策選択肢を主体的に選択していく時代が始まっている。こうした新しい時代を迎える日本の政治状況においては、それぞれのなかで、さまざまな政策志向が存在するという前提で、法と秩序と軍事と経済競争を中心に政策を立案し、実行しようとする保守勢力と、市民の政策参加と平和的な国際協調と人々の社会的な連帯を強調する社会民主主義を含む現代リベラル派の勢力が対抗しあい、政権交代を果たしていくという政治シナリオが現実のものとなりつつある。このなかで現代のリ

ベル派が、将来の展望と政策的な基準を示すことは、国民の論議を活発化する上で不可欠のこととなっている。

- (3) 冷戦の終結は体制間の対立を消滅させただけではなく、国際的な秩序そのものの変質をもたらしつつある。本来は国民が有する主権を全面的に委託されたというスタイルのもとで、国家と国家が対峙しあうという一九世紀後半以降の近代的国際関係自体が崩壊しつつある。それにかわって、民族、文化、宗教、経済格差など、多元的な価値観に基づく紛争が多発している。このような新しい条件のなかで、新しい国際的調整のシステムが構築されなければならない。

- (4) 二〇世紀後半は世界的に高度経済成長の時代であった。その反面、資源の乱用による自然環境の破壊、先進国と開発途上国との間の経済的格差の増大、先進国相互の経済摩擦など大きな課題を残してきた。また、商品、資金、情報、人の国境を越える交流が極めて活発となり、地球のボーダーレス化はもはや戻りきれない地点にまでている。二〇世紀末から二一世紀にかけては、経済的には明らかにアジアの時代であり、地球経済は大西洋から太平洋に軸足を移していいる。こうした国際環境を組み込んだ新しい国際経済秩序の形成が不可欠となっている。
- (5) 日本国内においても、政治面だけでなく、

経済的、社会的な側面でも大きな変化の時代を経過しつつある。長期にわたる経済成長は量的な側面では高い所得をもたらした反面、

- 国民はゆとりや生涯的な生活安定など質的にレベルの高い生活を求めるようになっている。高齢化が進展し、一方で家族の形態や意識も変化するなかで、新しい福祉政策が必要となる。これらの課題は、平成不況のなかで明確になった経済の成長鈍化と変質というなかで遂行されなければならない。一方で成長の鈍化や企業のリストラとともになう過剰と、他方で人口構造の変化とともになう供給制約という二面性をもつ新しい雇用問題の解決も図つていかなければならぬ。

- (6) 一九八〇年代は、市場の自由至上の目的とする新保守主義の時代であった。新保守主義が主張した行政改革や規制緩和など、今までお遂行されなければならない課題も残っている。しかし前述の諸課題を考慮に入れるならば、むしろ新保守主義的な市場の自由論を乗り越える新しい公共政策が、国際的にも国内的にも不可欠となっている。

2 「社会民主・リベラル」の政策理念を

- (1) 今日の社会は多様な価値観が共存する多元化社会であり、実際の政策は与えられた現実から出発して、多様な価値観とさまざまな国民の利益の調整を図りつつ、最適な社会を

つくりあげていくという意味で、狹隘なイデオロギーや体制觀を越える実践的な改革主義の立場が不可欠である。しかしそれは政策上の理念がなくてもよいということではない。二一世紀という新時代を積極的に迎えるという立場に立つ時、課題を解決するための一 定の basic 理念が必要となり〈国民のコンセンサスを求める努力〉は不可欠となる。

(2) 国際面での政策理念は〈平和な地球をめざす国際協力システム〉である。体制間、国家間の対峙の時代後の、さまざまの武力の使用をともなう紛争を除去するという課題を実現するためには、紛争の原因となる貧困や経済的困難を解決するなど、総合的な安全保障措置が不可欠である。この観点から、国連、地域安全保障機構を整備するとともに核兵器を含む軍縮を促進して平和の配当を拡大する必要がある。日本が日本憲法の枠内でこのような総合的な安全保障に積極的に協力し国際的な貢献を果たすことは、日本国民の利益のためにも不可欠のことである。

国際面での協力は経済面でも達成されなければならない。自由貿易主義を基本として維持するためにも、世界貿易機関など新たな国際経済秩序の形成のための努力に積極的に参加する必要がある。さらに日本自身が生活者中心の経済構造に転換することによって、外需依存体制から脱却するとともに、北米、東

アジアの諸国との経済協調体制を強化する必要がある。

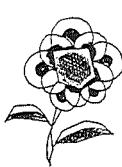
(3) これから経済政策の基本は〈持続可能な経済成長〉にある。持続可能とは人類の生存の根拠となる地球の生態系をこれ以上悪化させることなく、適度な経済成長を図ることを意味する。とりわけ、これまで地球上の資源を乱用する大量生産・大量消費の経済システムをとった日本を含む先進国においては、技術開発、投資、公共政策の軸を持続可能な型に切り替え、新たな経済発展を遂げつつある諸国に対しても、このような新しいタイプの成長を移転していく必要がある。このような転換を図ることによって、新たな経済成長の根拠もまた生まれる。

(4) 社会が安定的に維持されるためには、社会の構成員の間での公正が不可欠である。公正の内容は時代によって変化する。いま求められているのは〈現代的な社会的公正〉である。貧しい社会にあっては、乏しきをわかつあう結果としての平等が社会的な公正の重要な要件であった。今日においては画一的な平等ではなく、人々が自立的かつ選択的に生活を営むことを保障する内容を含むことが社会的公正の内容とならなければならない。ふつうの人々にあっては、このような自立的かつ選択的なライフスタイルは、単なる自助によっては生まれず社会的な連帯システムが不

可欠となる。そのような新しい立場から税財政制度を含む新しい福祉ビジョンを策定することが不可欠となる。

生活者中心の経済構造は単に市場の自由を發揮させ得られるというわけではない。高齢化に対する福祉、自然環境の維持や資源再利用型の経済構造の構築などにあたっては、それにふさわしい社会的共通資本が不可欠となる。これまでの産業中心の社会資本投資から、新しい観点に立った生活者重視の社会資本投資を財政政策の主軸とする必要がある。

(5) 選挙制度の改革は、政治制度改革の始まりにすぎない。政治改革の基本目的は人々が政治に積極的に参加するシステムをつくりあげることである。そのためには、〈分権〉を推進して、生活者のレベルにおける政策決定と実施を基本に据える必要がある。また国政のレベルでは、行政による意思決定ができるだけ排し、議会制民主主義の基本に立って、国会が政策上の意思決定を行なうシステムをつくりあげる必要がある。



II 「参加・分権型」の 政治・行政システムの構築

1 モア・デモクラシー

くは、処方箋は示されるものの具体的な改革が一向に進まないことに苛立ちを覚えており、その責任が政治家や政党にあると考えている。これに対する答を出すことが政治の責任である。

自民党政権の崩壊前後から「改革」という言葉がキーワードになった。政治腐敗とゼネコン汚職の全国への広がり、蓄積する一方の貿易黒字と雇用・生活不安の著しいコントラストなど、政治、行政、経済に「改革」すべき課題が山積している。そうした中で、政治への不信、政・官・業の癒着構造や官僚機構における既得権擁護の体質に対する社会的な批判の風圧はかつてないほどに高まり、政界批判へとつながった。そして、一党長期政権の中で形成され、その一党長期政権を支える基盤となってきた政治や行政、経済における不透明な構造を改革する好機は今もなお続いている。したがって、今こそ「モア・デモクラシー（より徹底した民主主義を）」という合意言葉のもとで、政治行政のあらゆる面で改革を進めていかなければならない。

この認識の下に、次の課題が提起されるべきであろう。

①社会改革のカナメは政治・行政システムの改革、自治・分権の実現である。これらについては既に公的・私的を問わず多くの団体が提言や処方箋を示している。しかし国民の多

が形成されていないという事情があるからであり、分権をどのように進めていくかのスケジュールが未確定であるという事情もある。さらに、何をどのように分権化するかが具体的に検討されていないことにも起因している。

②「官僚主導」という言葉が独り歩きし、官僚バッシングとも言うべき議論がマスコミをにぎわせている。しかしこの問題は、感情論が先行した単純な官僚批判を繰り返すことでは済まされない。国民の需要に応える政策を展開し、二一世紀に安定した福祉国家を構築していくためには、優秀な公務員は必要である。また行政の継続性を保つ上からもシステム化された機構は必要不可欠でさえある。そういうあるならむしろ、官僚や官僚機構を非難する前に、まず、政治がこの官僚機構をリードし、官僚に新しい時代の新たな目標と役割を与えることに成功していないことを反省することこそが重要である。こうした観点から政治が見直され、国会や政治家、政党のあり方が問いたださるべきである。

もう一つの重要な前提は、一方で高齢化・情報化が進む中で、他方で地域格差の拡大が進んでおり、中央主導の画一的な社会経済発展の図式が大きな限界に突き当たっているということである。安定した活力ある地域社会を築くためには、住民の発意と創造性を動員することが不可欠であり、それを地域の意志として集約し推進する政治・行政のシステムを構築すること、そのため必要とされる権限と財源を自治体に付与することが必要になるが論者によって様々であり、統一的理解

2 地方分権を具体的かつ強力に

民主主義の原点としての自治 今日、地方分権は誰も反対しない正論となっている。にもかかわらず、これがなかなか具体化しないのは、いかなる観点で地方分権を主張しているかが論者によって様々であり、統一的理解

さらに、現行の行政でも住民生活にかかわ

る行政のほとんどは自治体を通じて施されているという点が重視されねばならない。その上で、住民生活のニーズを汲み上げるにも、地域の特性に応じた行政の展開のためにも、そしてこれらに過不足なく対応する効率性という観点からも、自治体に一元化された行政の展開が必要であり、これが結果として地域経済の振興に結びついていくことへの認識が必要である。また国際化の進展によって地域が世界と直結し、自治体はその影響を直接に受けざるを得ない。その観点からは、地域が国境を越えて直接海外と対応する必要にも迫られており、一見したところでは国の専売特許とも思える外交の分野においてさえ自治体の自立した国際交流も不可欠となっている。

しかしながら地方分権は、地域・自治体の国からの離反であってはならない。地方分権の目的は、地域・自治体の自立とともに均衡ある国土を作り出すためのものである。八〇年代後半から急速に加速した東京一極集中と地方の疲弊を是正し、集積の利益や規模の利益とともに多様性に富んだ潤いのある日本を両立させることこそが地方分権である。

地方分権基本法の制定 地方分権を以上のように認識しつつ、その具体的展開が急がれる。

①早急に中央と地方の役割の分担が明らかに

されるべきである。その際、住民生活と密着した自治体には原則としてすべての行政権限があるということを前提として、現行では地方自治法に地方の役割が規定されている構造を転換し、国でなければできない行政分野や国が行なった方が良いと考えられる行政分野を特定するという手法が採られるべきである。

②早期に「地方分権基本法」（仮称）を制定し、そこに前記の国と地方の役割分担、具体的に地方に移すべき行政権限や行政事務を検討して勧告する独立した委員会の設置等を定めるべきである。

③当面は現行の一層性の自治制度を堅持し、道州制や市町村の広域化といった議論よりも具体的な権限移譲に力点が置かれるべきである。国から都道府県への機関委任事務や許認可権限は可能な限り都道府県に、都道府県の権限は市町村に移譲されねばならない。

④高度化しつつある政策的な需要への対応や財政効率の観点からは自治の基本組織のある

程度の集約化が求められることは事実である。しかし今日では、政治や行政に住民の手と声が届くという自治の原則の実現が先行すべきである。自治組織の集約化、広域化への手法は国による押しつけによるのではなく、広域連合制度の活用など自治体の政策連合の経験を積むという帰納的アプローチを重視すべきである。

⑤標準的な自治体は自主税源と起債によって財政需要が賄われるべきであり、国と地方の税源の配分が見直されねばならない。その際、地方間接税制度の確立、資産課税・法人課税の改革が求められる。また地方債の発行権限や自主課税権についても自治体の裁量権が大幅に拡充される必要がある。補助金制度は原則廃止を前提に包括化、地方交付金化を進めることが望ましい。財政調整制度としての地方交付税制度は、自治体の行政需要にマッチする形に改革されることが必要である。

⑥自治・分権の成否は住民の政治・行政への発言と参加の成否にかかっている。住民の発案権、政策選択権、監査・解職請求権の拡充と議会・行政の公開の推進などが重要な課題であり、憲法第九五条（特定自治体に關わる法律の住民投票による承認）の趣旨の徹底はもとより、諮詢的住民投票制度の制度化の検討を進めるべきである。

3 議会制民主主義を徹底する国会改革を

民意の反映と集約 政治改革を徹底し、行政改革を行なうに当たっては、國權の最高機關であり議院内閣制の基礎である国会の改革が重要である。先の政治改革論議で小選挙区制を「民意の集約」の制度であり「政権選択」の制度であるという議論が繰り返されたが、これでこと足れりとするなら国会は必要

ない。民意を代表する議員が国政調査権に基づいて知りえた情報も踏まえて真摯に討議を行ない、「民意の集約」をはかる場が国会であり、絶対多数を占める政治勢力がない場合にも政権構想を闘わせることで首班を生み出す場が国会である。公約を通して民意を代表することは民主主義の基本であり、公約を履行することは政治家や政党に与えられた崇高な使命であるが、国会の論戦を通して多様な国民の意見を一つの国民的総意にまとめ上げることもその職責に与えられた重要な任務である。もし国会が、その一方の役割しか果たしえないとするなら、国民は不幸な政治しか持ちえないことになる。

②国会の重要な機能の一つが行政をチェックすることである。この機能を十分に發揮させるために、委員会は一般質疑を充実し、省庁の通達や行政指導等についての適否についても審議の俎上に乗せるべきである。また、こうした審議を保障するために、国政調査権の発動が全会一致でなければならないという慣習を改める必要がある。なお、行政上の秘密に係る事項について国政調査権の発動の適否について判断する機関の設置、最終的な判断は裁判所にあおぐという制度整備も必要である。

③国会は国民に開かれた存在でなければならぬ。これを保障するために、請願権の拡充、傍聴席数の拡充と手続きの簡素化、すべての国会審議を放送する国会放送の実現、委員会議事録の刊行等を行なう必要がある。

④国会が名実ともに国民を代表する機関となるには、自らが政治倫理の確立を行ない、また政治倫理についてチェックする機能を持たねばならない。このためには、政治倫理審査会の改革を行なうとともに、議員の収入・資産の公開の強化が必要である。

⑤国会改革の重要な要素が政党改革である。国会議員が国民を代表し、同時に国会議員は政党制のもとで選出されるのであるから、政党は国民に広く開かれた存在でなければならぬ。このために、政党の政策決定の過程、

候補者選定の過程への国民の関与が大きく保障されるべきである。また、議会制民主主義のもとにおいては、政党は自らの政策活動や国会活動について広く国民に知らせる義務を負うものと考えられ、新たに交付されることとなつた政党助成金はそうした国民に対する責務を果たすためにこそ使われるべきものと考えるべきである。

4 政府機能の強化

行政における官僚主導は、官僚の出過ぎた行為と理解するよりも議院内閣制における政府のリーダーシップ喪失に起因すると考えるべきである。アメリカ式の大統領制とは異なる議院内閣制の政府のあり方が研究され、その良さを發揮する方策についてはもっと真剣に論じられるべきであろう。そうした観点から、以下に若干の改革の提起を行なう。

①イギリスの制度をモデルとした議院内閣制の内閣は、本来、政府与党のリーダーシップの下に国の運営を任せられた執行機関である。その役員たる大臣が名譽職であって良いはずではなく、大臣が一年程度で交代していくような慣習は排除されねばならない。

②内閣は、有能な官僚群に対して日本がいかなる方向に進むべきかを提示するとともに、与えられた任務にベストを尽くそうとする各省庁の利害を調整する機能を持たねばならぬ。

い。この機能を有効に發揮させるためには、内閣に直属する有能でかつ省益にとらわれないスタッフを相当数確保しなければならない。

したがって、こうしたポストには政権与党的構想を理解し、これを強力に推進する人材を機動的に配置することが必要である。このようなポストは各省庁からの出向者だけではなく、国会議員にも、学者・経済人など幅広く民間人にも開放されるべきである。

③各省庁を運営する任に当たる大臣を補佐すべきスタッフについても同様のことが言える。実務の任に当たる局長等のポストは有能な官僚を充て、審議官のようなポストは名実ともに大臣を補佐するポストとして学者や有識者など広範な分野から大臣が任用できるものとすべきである。

④国会審議のあり方を改革し、有能な公務員を議会対策や政党対策といった仕事から解放し、名実ともに政策の立案やその実行に専念できるようにすべきである。

5 男女共同参画型政策をテコとする社会改革の実現

女性の人生と家族の変貌

女性の人生は確実に変化した。女性が子どもを産む性であるために、その変化はより直接的に家族の方や機能に影響を及ぼした。個人や家族の変化は、ひいては日本の社会、経済に影響を及

ぼさずにいない。「農業社会」から「工業社会」、さらに「脱工業化社会」へと発展するにつれて、個人や家族の暮らしは「従」として変貌を遂げた。と同時に、逆にそうした変化が「主」因となって経済社会システムの変革の必要をもたらしている。「貧しい社会」では社会的弱者になりがちな女性が、「成熟社会」では経済社会システムの変革の担い手となる可能性をもっている。

世界的な潮流 女性運動の世界的な潮流は、一九世紀の参政権運動から二〇世紀後半には少数民族・障害者などと共通する社会への完全参加を求めるフェミニズムの運動へと発展した。労働運動における課題もまた時代とともに変わり、かつての「保護」から「平等」へ、そして今は個人の多様性を求める「選択」が主要なものとなっている。

女性問題は、性差によらぬ自由、平等といつた「基本的人権」を確保する問題である。女性が子どもを産む性であるかぎり、途上国にも先進国にも共通して存在する問題であるが、その現れ方は時代により国により異なる。

一九七五年の「国際女性年」、七六年以降の「国連女性の一〇年」は、「平等、開発、平和」をテーマに地球的規模にわたり女性運動を展開させた。ポスト「一〇年」において

は、二一世紀へ向けて、途上国における「開發と女性」のテーマに焦点が当たっている。

地球環境問題や人口問題を解決し、持続的な成長を可能するために、女性問題の解決がその鍵となることが広く認識されるようになっている。

日本の現状 わが国の女性問題は、第一段階は戦後の民主改革により、第二段階は国連の「一〇年」の追い風により、法律制度面での成果を見た。これから二一世紀に向かう第三段階では、実体面における成果が問われている。

国際比較をすると、日本女性の平均寿命が世界最長であることに象徴されるように、経済成長の果実が女性の生活水準に反映されている。しかしあが国で際立っているのは、政策決定レベルへの女性の参加が著しく低いこと、急速な高齢化社会の中で女性にかかる介護負担が大きいことの二点である。

現在、出生率の低下が問題視されているが、これについては「タテ社会」の伝統文化のもと、「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担意識が強固なこと、「子どもや家族は私的な問題」とする社会意識が強固なことにより、「職業と家庭責任」の両立をサポートする条件整備が遅れたことの当然の帰結である。

どんな生き方を選ぶか、個人と家庭機能を

支援する多様な政策メニューを用意することが男女共同参画型政策の基本方向であり、それが「日本病」を克服する有効な策となる。

社会の意識変革で男女共同参画型政策の確立を固定的な性別役割分担意識の解消や、あらゆる分野における男女共同参画意識の浸透を図り、集団主義から自由と責任に基づく個人主義への意識変革を行わなければならない。

こうした観点に立ち、次の政策の実現が図られるべきである。

①男女の共同参画を促進する積極的措置を

二〇〇〇年には国の審議会における女性の比率を二〇〇%に、政党や労働組合をはじめとする公的機関においては三〇%とする。男女雇用機会均等法を強化するとともに、農業に従事する女性に対して積極的な地位向上策を講じる。

②個人の多様な選択を保障する条件整備を

生涯学習、リカレント教育、職業教育等を改革するとともに、育児・介護などへの支援措置を強化する。大企業の集団的雇用管理を柔軟化する方策について、労使が参加する第三者機関で検討し、実行する。年金制度、税制等における世帯単位の考え方を個人単位に移行する。夫婦別姓など家族に関する法制を見直す。

③国際協力と地域への貢献 地球的規模で環境・人口と開発との調和が図られねばならないが、ここに女性の視点が反映されるべきである。NGOやNPO等の女性の草の根活動への助成を強める。地域福祉社会のネットワーク作りやボランティア活動を支援する。

III 〈民生大国〉日本の

安全保障と総合国際戦略

1 シビリアン・パワーとしての 安全保障政策

(1) 防衛政策の原則論争から政策論争へ

戦後、日本は、悲惨な戦争体験に基づいて、非武装を理念とする平和憲法を手にした。にもかかわらず、その後、苛烈な東西対立に巻き込まれたことによって長い間にわたって、自衛隊の憲法判断をめぐる激しい論争を繰り返さざるを得なかつた。しかし、その論争によって、日本国民は、専守防衛、集団的自衛権の不行使、海外派兵の禁止、徵兵制度の不採用、文民統制、武器輸出の禁止などの規範を確立し、「非武装国家」でも「軍事大国」でもない「軽武装国家」（日本は軍事費大国であるが、総合的に見れば重武装国家ではない。）を作り出してきたのである。その意味において、戦後、社会党が護憲勢力として果たしてきた役割は大きかったと言えよう。

しかし同時に、安全保障政策をめぐる根本対立が続いたために、ときに建設的な安保論議がタブー視される状況を招いた。このようないいが、ここに女性の視点が反映されるべきである。NGOやNPO等の女性の草の根活動への助成を強める。地域福祉社会のネットワーク作りやボランティア活動を支援する。

対立は、一面で、冷戦という世界的な構図によって正当化された。しかし、ソ連邦が消滅し冷戦構造が崩壊した今日においては、もはやこれまでのような安全保障政策をめぐる国内対立を続ける根拠は基本的に失なわれたといえる。加えて、国家の基本問題で根本対立を抱えたままでは、冷戦後の過渡期の世界を特徴づける地域紛争や民族対立などの諸問題に対して、日本が迅速に対応する態勢を整えることは困難である。

したがって、社会党が進んで冷戦時代の防衛論争の枠組みから脱して、改めて防衛政策に関する国民的規範を確認することで、自衛隊の憲法判断を転換し、二十一世紀を展望した安全保障のあり方を提示することによって、未来志向の政策論争に挑むことが必要であると考える。

(2) 未来志向の安全保障政策と憲法

社会党は、明確な専守防衛の原則に基づく自衛のための必要最少限度の実力組織の保持は憲法の認めるものであり、現在の自衛隊は憲法の認めるものであり、現在の自衛隊はその範囲内にあるという村山総理の示した認識を再確認し、今後具体的な安全保障政策を

提起していくべきである。改めてその理由を整理すれば、次の通りである。

①本来、國の基本政策である外交・防衛政策については、主要政党間で根本的な相違が存在することは好ましいことではない。たとえば、ドイツにおいては、一九五〇年代後半に

社民党が国防軍との歴史的和解を実現したことによって、国民的な基盤の上に国防政策が築かれることになったことから学ぶべきであろう。

②各種世論調査を見ても、すでに半数を超える人びとが自衛隊の存在を容認している事実に留意すべきである。いかなる政治的変革も

国民の意識と支持を離れて実現できるもので

はないし、国民の防衛意識が穩健でバランスのとれたものであることを理解すれば、この国民意識に依拠することは誤っていない。

③冷戦時代においては、朝鮮戦争やベトナム戦争に見られたように、日本として戦争への直接的関与をいかに阻止するかという問題が最大の命題であった。しかし、冷戦後の世界においては、自国の直接的な安全確保の問題以上に、国際平和の維持・強化に日本としてどのようにコミットするかという問題が争点になってしまっている。一言で言えば、欧米の主導国と同じような軍事的貢献を行なうべきか

(「普通の国家」論、「ミリタリー・パワー論」)、それとも平和憲法の可能性と制約

をともに生かした多様な貢献を行なうのか（「シビリアン・パワー」論）の選択である。そして、このような選択は防衛問題を「原則」から「政策」に移してこそ、建設的な議論が可能になる。

「専守防衛」の新たな意味 われわれは、「専守防衛」「自衛のための必要最少限度の実力組織」という表現が、歴代の自民党政権の下で使われ続け、結局、軍備増強のための方便にすぎなかつたという批判があるのを承知している。しかし、問題は表現ではない。これに軍縮の実現という新しい意味を付与し、言葉を生き返らせることにおいて、自民党政権との違いを鮮明にすべきである。

たとえば、専守防衛に関連して、歴代の政府は①わが国に対する急迫かつ不正の侵害があること、②この場合に他に適当な手段がないこと、③必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと――を自衛権発動の三要件としてきたが、この要件に加えて、④武力行使は国連安全保障理事会がわが国の安全確保のために必要な措置をとるまでの間に限定すること、⑤実力行使の範囲をわが国領域および領域周辺に限定すること――を定めるよう検討すべきである。

「平和基本法」の制定 自衛隊の憲法判断について国民合意が形成されたあとには、国民にとってどのよくな自衛隊が必要なのかという問題に答えなければならない。われわれは、日本国憲法が非武装を理念としており、その究極の目標に向けて不斷の国家努力を払わなければならないと考えている。しかし、そのことはとにかく自衛隊の装備・人員・予算を削減すればよいというものではない。

国防に責任を負つ以上、まず冷戦後の世界情勢を緻密に分析し、中期的な将来にわたつてどのような脅威が想定され、また想定される脅威にどのような手段で対応するのかといふことが明確にされるべきである。軍縮と

て理解することによって国連による安全保障を強調することになり、また実力行使の範囲を制約することも専守防衛の原則をさらに明確化することにも役立つと思われる。

また、保有できない兵器についてより具体化することも必要である。たとえば、従来の政府見解では、核兵器は政策上持たないだけであって、憲法上は保有は不可能ではないとしてきた。しかし、北朝鮮の核開発問題との関連で日本の核武装問題が論じられることもある現状を見れば、日本として核兵器を保有できないことを国際社会に明言することはきわめて重要なことである。

はそのような分析の結果でなければならない。

まず冷戦後の世界において、とくにわが国周辺地域で、どのような脅威が想定しうるのか。われわれは、北東アジア地域においてもほぼ冷戦構造は崩壊しており、北西太平洋での大規模な軍事衝突や中日戦争などはもはや起こりえないと考える。他方、この地域にはいまなお防御的とは言い難い軍事力が蓄積されており、またアジア太平洋諸国の急速な経済成長に伴って、各国の軍備増強も進んでいる。さらには、北朝鮮の核開発疑惑も見過ごすことのできない問題である。こうした事態がいまだちに日本への脅威に転化するわけではないが、不透明感や不確実性への備えは必要だろう。

一方、より想定可能な問題としては、たとえば、近隣諸国の政情不安に伴う難民の流入や、国際的なテロリズム、ハイジャック、麻薬シンジケートなど「非在来型の脅威」（リスク）の増大が挙げられる。このようなりスク）に対応しうる非軍事・軍事の双方を含めた総合的な体制整備が要求される。

したがって、自衛隊は「体制脅威対応型」

から「不確実性・非在来型脅威対応型」へと

その装備、人員、態勢全般を改編していくこと、すなわちより軽装備で機動力のある体制へと転換していくことが求められる。同時に、自衛隊の再編だけでなく、アジア太平洋地域

置を講じる努力を払うべきである。また、こ

の改編については、国民的議論と合意が不可欠である。今後、防衛問題懇談会の答申も踏まえながら、具体的な方向性を国民合意の下に作成する必要がある。

今日、時代が大きく転換し、それにあわせて安全保障政策も根本的な修正を求められようとしているとき、防衛政策の基本指針的なものの改正も当然求められる。わが国には一九五七年に定められた「国防の基本方針」があるが、これはさわめて簡単な内容の上、冷戦時代に作成されたものだから、二一世紀を見据えた新しい基本方針を策定することは必要なことである。

この問題に関連しては、「これまでの国民的な議論を通じて形成されてきた様々な規範を改めて法律の形に規定することを目的とした「安全保障基本法」もしくは「平和基本法」の制定を目指し、主要政党間で協議すべきであると考える。

非武装の理念はいまなおその輝きを失っていない。しかし、東西陣営という両翼からの自立であった中立・非同盟政策は、東側とういう片翼が奪われた以上、もはや積極的に追求すべき目標ではなくなったといえる。これまで中立政策を標榜してきたオーストリアやスウェーデンがEU加盟を急いでいるという事実は、中立政策の意味の変化を示唆している。

もちろん、中立政策の転換ということが現在の同盟政策をそのままにしておくということであつてはならない。日本にとって求められていることは、日米安保体制の枠組みの中にとどまりながら、国連やアジア太平洋地域における多国間安全保障体制の形成に努め、その中に日米安保条約を組み込んでいくことである。

戦後、日米安保体制は日本にとって功罪の両面があった。プラス面から言えば、安保条約は総じて日本の安全確保に役立ち、またアジア諸国が日本を受け入れる緩衝材の役割を果たした。さらに、日本の経済発展の基盤となり、日米関係の緊密化に貢献した。同時に、日本はアメリカの対中・対ソ戦略の前線基地となり、ベトナム戦争などで間接的に米軍行動に加担するなど、日本国民の平和意思と逆

行する場面がみられた。また、沖縄をはじめ米軍基地を抱えた地域では、騒音公害などが大きな問題となってきたし、いまなお多数の問題が残されている。

今後は、基地周辺住民の生活環境、安全の確保に努めつつ、冷戦後の世界に適合できるよう、安保条約の機能の重点を軍事面から政治経済面に移し、将来的には国連およびアジア太平洋の地域安全保障システムの中に安保条約を組み込んでいくことをめざすべきである。

(4) 日本の国際協力の新たな方向

国際平和への貢献 冷戦における広い意味での日本の安全保障政策にとって、国際平和の維持にどのようにして貢献するのかといふことが、当面する最大の政策的争点になるだろう。「普通の国家」論を展開する人びとは、国連による集団的措置に参加すべきであり、また集団的自衛権の行使は国際法上認められた権利であると主張する。しかし、われわれはこのような考え方にはくみすることはできない。

その理由は、われわれもまた国際平和を担保する最終手段として、国連による軍事的強制措置の必要性を認識するものであるが、これまでの国連の歴史の中で一度として憲章に定められた「国連軍」が設置されたことがない。

いという事実にみられるように、今日の国連の枠組みをそのままにして、安易に軍事的な集団的措置を語ることは、むしろ国連の権威を損ない国連 자체が紛争の当事者になる危険を高めることになりかねない、と考えるからである。

同時に、われわれは、日本国憲法を根拠にして、軍隊のかかわる国連活動に参加することを全面的に忌避する立場もとらない。日本国憲法はその精神において、国連による安全保障の考え方と密接に関連していると認識するわれわれは、日本が憲法の可能性と制約の下に最大限の貢献を行ない、それによって国連の平和維持機能の強化に貢献し、国際平和の調停者・執行者としてのあるべき国連を追求すべきであると考える。

PKO対応の転換 この立場から、われわれは社会党がとくにPKO問題について、次のように方針転換することを要望する。

①国連平和維持活動の中での、その目的・任務が武力行使が伴わないものに日本として参加する。したがって、停戦合意、同意、中立を前提とするいわゆる伝統的なPKO活動は、

基本的にすべて参加対象とする。しかし、参加の範囲については、これまでの参加実績、国民理解の進展などを踏まえながら、段階的に広げていく。

②伝統的なPKO活動の枠を超える平和執行部隊などについては、参加しない。また、国連軍などによる本格的な軍事的強制措置についても、現在の国連の下では参加しない。

③PKO参加の体制については、別組織にするのか自衛隊本体にするのか、国民的議論の

下にそれぞれの長短所を合理的に判断して結論を得る。いずれにせよ、国連PKOへの自衛隊派遣の問題を憲法論議とリンクさせない。

以上の方針とともに、われわれは、国連による普遍的安全保障の確立をめざす立場に立つ社会党が、この普遍的安全保障構想を具体的に実現していくために、国際重縮と国連改革の推進に最大限のイニシアチブを發揮すべきであると考える。

また、平和憲法をもつ日本としては、PKOだけでなく人権、開発、環境などの地球規模の諸問題についても積極的な貢献を行なうことがきわめて重要である。日本は「軍事貢献国」としてではなく、「人道貢献国」として国際社会において名譽ある地位を占めることを、二一世紀に向けた国家方針とすべきである。

2 GATT/WTO体制における

対外経済政策

(1) 対外経済政策を総合的国際戦略の中心に
新しい経済秩序 東西冷戦の終焉は、対外

政策における軍事的な意味での安全保障の役割を急激に低下させ、米国の世界における安全保障における影響力は顕著に低下している。

二一世紀における対外政策の中心は、「経済」と「環境」の分野に据えられるべきである。とくに新たなWTO体制における米国・EU・日本という経済三極間の国際的政策協調こそが、新しい世界経済秩序にとって最も重要な対外戦略の課題となっている。

その意味でポスト冷戦における日本の総合的国際戦略は、近隣諸国に脅威を与えるような「安全保障国家」を目指すことではなく、国家間、地域間、民族間の紛争を予防・抑制するために、シリアン・パワーとしての役割を明確にすることである。何よりも新しい世界経済秩序の形成や地球環境問題の解決に積極的に貢献することを国内外に示すことである。そのため日本はこれまでの経済膨張主義の抑制を図り、経済摩擦のコントロールを重視しバランスのとれた地域外交に根ざした対外経済政策を基調としている。

国際協調への政策的対応 ①経常収支黒字

の縮小など貿易通商摩擦の抑制を図るために、国内における社会資本の整備などの公共投資の拡大や、高齢化社会の到来に対応した税制改革を含めた経済社会システムの転換が急務である。

②市場機能を強め対日アクセスを改善するため、必要な規制緩和、競争政策の深化、輸入・投資の促進、政府調達の改善を図らなければならない。

③経済や文化交流における国際貢献の推進が必要である。特に日本はODAについて、その額とともに質的転換を求められている。

(2) 日米経済摩擦は「競争的相互依存」を前提に解決

「競争的相互依存」 日米の経済的相互依存関係はかつてないほどに深まっており、それだけに摩擦も激化している。しかも冷戦の終焉によって、軍事的同盟国としての双方の必要性が希薄になり、冷戦が日米両国の経済問題の紛争を和らげる安定剤になることはなくなつたことから、日米経済摩擦はより一層、両国間の緊張関係を強めることとなつた。ところにクリントン政権は日本に対してマクロ経済調整のみならず「結果志向型」の管理貿易につながる要求を日米包括構造協議において主張し、その目標が達成されない場合、スリーエンターナー条、VERなど報復措置を示唆している。こうした要求に対して日本政府は、日米協調を前提としながらも改善すべき点と拒否すべき点を明確に主張し、曖昧な妥協によつて問題を先送りすべきではない。

②市場アクセスの改善としては「系列」問題、流通システム、土地利用政策などの課題を重視し、日本の市場の「開放性」「透明性」を高める改革が必要である。ただし日本企業システムの制度や慣行については、米国側にも誤解があり、相互理解を求める努力も必要である。

③日米包括構造協議における米国側の分野別「管理貿易」の要求、特に一定の数値目標を政府間協定に明示することは、ガット・WTOの志向するグローバルな貿易自由化の原則に相反し、経済改革の一環である規制緩和の流れにも逆行する。

④一ドル=100円を割るという急激な「円高」は長期不況をさらに深化させ、ドル安は米国の対日経常収支赤字の解消に役に立たない。より安定的な為替レートを維持するため、実質的に複数基軸通貨となつているドル・円・マルクなどの間に為替レートの目標相

日米包括協議への対応

①マクロ調整目標

として日本の黒字をGDPの1%以下にすることをガイド・ラインとして、貯蓄と投資がバランスした経済システムを目指す。特に住宅、都市装置、情報インフラストラクチャ等の社会資本の拡充、社会福祉などの国民生活の改善を柱とした内需型成長を持続する。米国側に対しては財政不均衡是正に取り組むことを要求する。

場囲を取り決め、政策協調に基づく市場介入を図る必要がある。

(3) 東アジア重視の対外経済政策を

地域主義の潮流 ヨーロッパにおいてはEU（欧洲連合）が単一市場を実現し、大歐洲統合の結成を目指している。米国はウルグアイ・ラウンドを通じ、グローバルな貿易・投資の自由化を推進する一方で、カナダ、メキシコとの間でNAFTA（北米自由貿易協定）を発足させた。いずれも地域主義の潮流であり、「閉ざされた地域主義」は世界経済のブロック化をもたらす懸念がある。これまで経済協力と紛争処理のための政府間機構を持たなかったアジア太平洋では、APEC（アジア太平洋経済共同体）が、この地域の経済協力を制度化する萌芽となっている。APECは理念として「開かれた地域主義」を志向しているが、日本はその理念の具体化のためにリードーシップを發揮し、近隣の東アジア諸国との共生を求めていかねばならない。

東アジア重視の対外政策 ①ポスト・ウルグアイ・ラウンドにおける新しい枠組みであるWTO（世界貿易機関）体制を重視し、可能な限りグローバルな多角的交渉によって紛争の解決にあたる必要がある。

②開かれた地域主義を堅持するために、日本

協調を軸としてアジア太平洋の政治的、経済的安定を図り、日米両国がアジア太平洋の地域において互いに経済的霸権を競うことを排除しなければならない。

③グローバルな貿易・投資構造を持つ日本は、排他的な性格をもつ地域統合への加盟には慎重であるべきである。むしろAPECの下での協力を通じて域内の経済摩擦を緩和し、同時にNAFTAやASEANなどの地域統合が排他的になることをチェックする役割を担わねばならない。将来、APECがより制度化した段階では、NAFTAやASEANをAPECに統合しうるよう、日本はイニシアティブを発揮しなければならない。

④東アジア重視の姿勢を明確にし、教育・文化交流、経済開発、貿易・投資の振興など、あらゆる分野で域内協力を推進しなければならない。なかでも中国は、二一世紀における東アジアの経済交流を展望するとき最も重視すべきパートナーである。

⑤北東アジアにおける経済協力は、朝鮮半島を含む北東アジアの地域的安全保障にとっても重要な意味をもっており、環日本海経済圏、環黄海経済圏などの局地経済圏の発展を軸として、ロシアの市場経済移行や中国の経済改革の推進に積極的に寄与する。

現状の問題点 日本のODA政策は、「政府開発援助大綱」（一九九三年六月）により、従来の「人道的配慮」と「相互依存関係の認識」に加えて「環境の保全」を最新の基本理念と掲げている。またその援助額は一九九一年以降、世界一の水準となっている。将来において日本のODAは必要であり、国際社会において重要な貢献でありうる。それにもかかわらず日本のODAは以下のように国内外から少なからぬ批判がある。

第一に、ODA金額の対GNP比（〇・三%）がDACの平均的水準に止まっていること（国際的な目標値は〇・七%）。

第二に、円借款が中心であり、贈与比率やグランド・エレメントが低いこと。

第三に、対象案件がハードなインフラ建設が中心で、社会インフラやBHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）分野への資金が少ないこと。

第四に、経済インフラ建設に際して、しばしば周辺の環境や地域住民への配慮が欠如していること。

第五に、案件発掘における民間企業（国際コンサルタントや商社）の関与のあり方が商業主義的であること。

第六に、「四省庁体制」では責任省庁が不在で、援助政策の決定過程が不透明であるこ

と。

第七に、援助効果の測定の手法に関して、ODA財源の一部を地方自治体に委ねるほかに、地方自治体が独自に財源を確保し執行能力を高める。また民間企業などの社会的貢献を保障・奨励する。

基本的な政策課題 以上の問題を克服するためのまず基本的な姿勢として、差し当たり以下の点が重要である。

①「国際開発協力基本法」の制定と「四省庁体制」を中心とする援助行政の抜本的見直しを行なう。将来的に「経済協力省（庁）」または「対外関係省」を創設し、援助行政の一元化を図ることが望ましい。さしあたり関連省庁の役割分担を明確にした上で責任省庁を決める。

②環境問題への取り組み（環境ODAの拡充

と環境アセスメント法の制定）や東アジアで深刻化しているエイズ問題解決への貢献など、BHN分野へのシェアを高める。

③「人道的配慮」と「相互依存関係の認識」の実現への具体的な方策を提示すること。特に

アジア太平洋諸国との域内協力を促進し、ODAの有効性を高めるには、戦後処理と責任を明確にすることが先決課題である。

④絶対的貧困層に到達する援助をより重視する。

⑤援助実施機関の人員不足を解消し、人材の育成を図る。

⑥地方自治体やNGOとの連携を強化する。

ODA財源の一部を地方自治体に委ねるほかに、地方自治体が独自に財源を確保し執行能力を高める。また民間企業などの社会的貢献を保障・奨励する。

⑦ODA関連の情報公開と広報活動の充実を図る。

⑧国際災害救助隊・医師団の強化・充実を図る。

⑨発展途上国研究の推進助成、特に大学等の研究機関に対する研究助成と人材育成を強化する。

3 北東アジア地域における外交政策

(1) 北東アジアにおける脱冷戦型地域外交の展開

世界は冷戦構造から脱冷戦の構造へと急激に転換しつつある。緊張緩和から協力へ移行する地域と、冷戦構造によって抑えられていた紛争が激化する地域とに分化しつつあることが観察される。北東アジア地域では脱冷戦をもって、地域協力強化の契機とするための外交活動が急務である。

戦後、約半世紀にわたる冷戦下において、わが国は、みずから属する北東アジア地域において、敵か味方かという二元論に基づいた外交政策しか行なってこなかつた。冷戦の終

焉とともに、地域全体の安定と調和を追及す

る外交政策を展開する障害の一つは取り除かれた。单なる二国間の外交ばかりでなく、北東アジア全体に目配りした地域外交を展開することは、今後のわが国の国際社会における

役割を果たす上でも不可欠の課題である。

北東アジア地域の多くの諸国は、共有し得る要素も多数あるが、反対に政治・経済体制、発展段階など大きく異なる要素も多数ある。

これにロシア極東が加わると、その多様性は、小さな地域であるにもかかわらず世界でも類を見ないものとなる。にもかかわらず、この地域の安定と調和のとれた発展・繁栄が、現段階での域内諸国の利害の一致点であることは疑いがない。この一致点の認識を徹底して確認し、そのための具体的な国際的枠組みを構築することが求められている。

①単なる二国間にどどまらない地域外交を開すべきである。

②地域外交は、この地域に属する諸国全体の国際的、国内的安定と発展とを目標とする。地域外交においては、单なる軍事力に重きを置いた安全保障政策だけでなく、この地域に相互信頼を醸成する経済・社会・文化を含めた総合的協力構想を展開すべきである。そのためには、この地域に属する諸国全体が参加する包括的な国際的枠組みの構築が中間的目

標となる。

③この地域において、南沙群島のように多数国間の紛争や、ロシアの経済停滞、中国の経済成長と国内の安定、さらには朝鮮半島の分断と緊張の問題を総合的協力枠組みのなかで解決すべきである。

④朝鮮半島については、現段階では、民族の和解、分断の解消につながる活動を積極的に支援する。

(2) わが国に対する信頼の回復と定着を出発点に

わが国が、地域外交を開拓する出発点として、歴史的問題の誠実な処理は、避けて通ることはできない。戦後一貫してドイツ連邦政府が行なってきた戦後処理と責任の取り方を見習うべきである。遅きに失するという非難があるとしても、やらずに済ませる方法は存在しない。

第一に、共同での調査研究、第二に、謝罪すべき点は明確に繰り返し謝罪し、賠償すべきは即座に賠償し、第三に、教育の場において国民の認識を徹底する。こうした努力の上に次の世代を中心に国際交流において、相互の認識の共有を図る。

わが国の戦争責任は、わが国のみがとりうる。他国の指図に従つて進めたり止めたりすべきものではない。ここにこそ、北東アジア

においてわが国が、信頼される独自外交を開拓する契機が存在することを認識する。

道義にかない品位ある外交によって、独自外交を打ち立てることは、いうまでもない。

経済力を相手の意志を屈服させる手段として行使しない。領土問題と経済的支援とは切り離し、軍事力による威嚇・行使は絶対に行なわない。人権・環境問題に真摯に取り組むことを外交課題として深く認識すべきである。

この認識を出発点として、地域外交に取り組まなければならない。北東アジアの安全を保障する義務と責任は、まず第一に域内諸国が負わなければならない。こうした認識を域内諸国が共有するために、国際会議・人的交流・情報交換の制度化などの具体的な努力をわが国が率先して早急に行なう。こうした成果に立って、信頼醸成装置の設立に努力する。ASEANなどの例にならって、粘り強く国際協力を展開すべきである。

さらに北東アジア地域を東南アジア地域とリンクする努力をわが国が率先して行なわなければならぬ。

①わが国の信頼の回復と定着とが地域外交の出発点である。

②わが国が信頼を得るために、戦争責任の問題を明確に解決しなければならない。道義にかなった外交のもとで、環境や人権の問題にも積極的に取り組むべきである。

(3) 自治体外交への積極的支援

③国際的な信頼醸成装置の設置や東南アジアとのリンクの役割をわが国のイニシアチブで進めるべきである。

地域秩序の形成には、国家以外の行為体も参加しうる道を開くべきである。環日本海地域における国際的開発計画や、自治体が中心となる環日本海交流圏の創出は、国際面では一層の緊張緩和と地域の安定化、わが国外交面では外交的チャネルの複数化、国内的には太平洋岸の大都市集中を緩和するなどの様々な効果を認識し、積極的に支援すべきである。将来にわたり、日本海非核化や日本海非武装化を打ち出す。

特に留学生・研修生などの相互交換や、分野別の国際交流・協力などは、この地域における政府間のみならず、自治体レベルや、様々な民間団体などの活動を奨励し、広く民間の交流に進展することを目指して支援すべきである。

①自治体が地域国際外交に乗り出すことを積極的に支援すべきである。

②民間団体の国際交流に対する認識を高め、これを積極的に支援すべきである。

③環日本海交流圏など、潜在的 possibility をもつ新しい国際的枠組みを積極的に支援すべきである。

IV 「生活者重視」の経済社会 システム改革

実現、②公助と共助を中心としたシステム、
③個人単位の制度の確立、などを追求する。

上で、国民各層が必要な負担を行なうための
コンセンサスの確立に努めなければならない。
この場合も、社会的公正の原則が何より優先
されなければならない。

1 福祉社会ビジョンと中期的税制 改革

(1) 福祉と国民負担の原則

現代的福祉の原則 福祉とは、人間が人間らしく生きていく状態を保障することである。かつての「貧しい社会」においては、国家が國民に最低限の福祉を保障するミニマム保障と「乏しきをわかちあう」という意味での平等主義が目標とされ、それを実現する上で、社会民主主義諸政党が中心となつてつくりあげた福祉国家は極めて大きな役割を果たしてきた。しかし、今日においては、このや在意味でのミニマム保障を行なうにとどまらず、自立した個人が自由で選択的なライフスタイルを営むことを保障するという意味で、より質の高い生活を保障することが必要となつている。「貧しい社会」においては生産の拡大にしたがつて経済の成長が問題を解決すると期待されたが、今日の社会においては、生活の質を保障するための経済システムに変えるという生活者主義の立場で構造的な改革が図られなければならない。かかる観点に立つて、二一世紀に向けて①ノーマライゼーションの

自立と連帶の関係 今日の経済システムは自由と競争を基調とする市場経済であるが、ふつうの人々が自由で選択的な生活を営むためには、生涯の各ライフステージにわたって、このような選択を可能とするような社会的・連帶的措置が不可欠である。単なる自助原則によって特定の個人のみが自由な生活を送るというのではなく、すべての人々に質の高い生活を保障するということが今日の社会的公正の内容でなければならない。このような現代的な社会的公正を実現するためには、社会保険制度、税・財政システム、生活基盤の確立を含めた新しい視点での公共政策が不可欠である。今日、急速に進展している高齢化に際しても、高齢者を含め高齢化社会の中にあら、すべての人々に人間的な生活を保障する福祉政策の体系が不可欠となる。

(2) 福祉ビジョンの基準

年金制度 高齢化社会における所得保障の支柱は公的年金にある。六五歳にいたるまでは就業による所得によることを原則とするが、このために必要な高齢者雇用制度の充実を図る。当面は六五歳までの雇用と年金との接続が図られ、所得の切断が生じない措置が不可欠である。また、年金を社会的公正の観点から、社会保険部分と公的保障部分とに分け、基礎年金の国庫負担を段階的に引上げ、将来的に完全税方式とすることによって、男女、職業を問わず、一定年令に達したすべての個人を受給資格者とするようなナショナルミニマム年金とする。所得比例部分については、スライド制によって給付水準を維持するものとする。その維持のためにも年金諸制度の一元化は推進される必要がある。

ケア・サービスの確立 高齢化社会のもう一つの不可欠な柱は、給食、軽度の介護、寝たきりになつた場合の介護など、多様なニーズに基づくケア・サービスのシステムである。ここでは、受給者が、施設福祉、在宅システ

ム、家族介護のそれぞれについて、各地域が地域の実情に応じて体系整備を行なえるよう、財政措置を整備しつつ、地方分権の手法もつて取り組む必要がある。

ケア・サービスの充実に当たっては、(1)保健・医療・福祉を通じた利用者本位のサービスの提供、(2)高齢者の生活の継続性を基本に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるようする、(3)高齢者の残存能力の活用、などを踏まえたものでなければならない。

ケア・サービスの要となるのはサービスの供給に従事する労働力である。このための人材育成、従事者に対する労働条件の向上、ボランティアや家族介護のための各種の休暇制度の充実など諸制度の充実を図る必要がある。

まちづくりなど生活基盤の充実 高齢者が地域社会のなかで、人間らしく暮らしていくためには、所得とケアにとどまらず、さまざまなかたちでの社会参加の機会が保障されるべきであり、また、交通、医療、レジャー、文化などが他の年齢層と差別されることなく供給されなければならない。こうした視点に立ったまちづくりが各地域で進められなければならぬ。

公正な国民負担 このような高齢社会における諸施策を実行するためには、国民の費用

負担の増加は不可欠である。福祉施策充実財源としては、資産所得を含めた総合的な累進所得税制度を樹立するという前提で、なお間接税に依存する必要がある。間接税は、実質的に福祉目的に充てられること、福祉施策充実のために地方自治体の財源に多くが充てられるべきことが前提となるべきである。

2 新しい公共システムの構築

(1) 新しい公共システムの構築の必要性

二つの課題と公共政策の位置 これから一世紀にかけてのわが国の経済社会は、(1)わが国社会の高齢化や国民生活の質の向上への希求の高まりなど社会構造の変化に対応する、(2)国際的な経済協調を実現していく、という二重の課題を背負っている。このような課題を実現していくという観点から、公共的な政策は積極的な役割を果たさなければならない。なぜなら第一に、行政には明治の官僚制確立期以来の古い要素が多く残っており、そうした残滓が今日の国際化時代の新しい経済システムの構築に大きな障害となっているから、これを積極的に取り除く努力が必要であり、第二に、新しいシステムを構築する上では、

政府の積極的役割 一九七〇年代から八〇年代にかけては「小さい政府」が万能であるかのような宣伝が行なわれた。しかし平成不況の中では、経済政策の量的な側面においても、質的・構造的な側面においても、まして、生活者主義に立つ新しい基盤づくりの面においては、政府が積極的な役割を果たす必要が出てきている。しかし、それは従来のようない行政官僚中心の中央集権的な手法ではなく、できうる限り分権的な手法をとつて行なわれる必要がある。

(2) 行財政改革・規制緩和の具体的基準

行財政改革 行財政改革には、例えば必要な許認可の廃止や規制緩和に伴う行政組織の統廃合という側面と、新しいニーズに対応する積極的な公共システムの構築という両側面が含まれる。一般的にいえば、中央官庁の有する事務の多くは地方自治体に移管される

調整的な諸措置が不可欠であり、③さらに積極的に生活者主義に立つ新しいシステムの構築のためには、それにふさわしいハード、ソフト両面での新しい生活・産業基盤の構築が不可欠であり、同時にそれは内需型経済の建設にとって不可欠のことであるが、このようないきほん政策は公共政策として展開しなければならないからである。

べきである。また中央においては、省庁の統合を行ない簡素化を図るとともに、予算決定権を内閣の直接下に置くため、主計局を大蔵省から分離して予算庁（仮称）を設置する必要がある。

地方自治体においては、事務行政の簡素化を図る一方、住民に対する各種のサービス行政の充実に努めるべきである。政府出資の特殊法人などを徹底的に洗い直し、今日では国有資産であることに大きな意義をもたなくなつた部分については、廃止・民営化を含む改革を図るべきである。

規制緩和 今日の多くの「規制」は既存の業者保護を内容としている。一般に、市場における競争を規制する参入制限に関しては、内外を問わず規制を原則廃止すべきである。

その結果発生する失業、倒産などの社会的諸問題については、転職対策など社会政策をもって対応する必要がある。一方、安全、環境、人権、社会的公正などの観点から必要な規制は新たな角度から再編成されるべきであって、すべてを企業の自由に任せるべきではない。また、P.L法は、企業の社会的責任を明らかにする側面をもっているが、他方それが結果責任にだけ問われるのではなく、社会的観点からの規制はより明確に規定されなければならぬ。このような観点からの規制の再編成については、官僚的規制の復活につながらな

いよう、消費者代表などの声を吸い上げながら検討するものとする。

(1) 長期不況対策と経済社会システム改革の結合

公正な入札制度 中央省庁、地方自治体などが行なう公共工事や民間委託業務の発注にかかる入札、財・サービスの購入などについては、公正を旨として行われるよう新しいシステムの構築が不可欠である。これらの入札などにあたっては、原則としてすべて競争入札で行なわれなければならない。公正を担保するための措置として、中央省庁においては国会による、地方自治体においては市民代表による監視が必要である。また、談合や不正献金などを行なつた業者に対しては、現在よりも厳しい罰則が適用されるべきである。

「平成不況」は戦後経済にも稀に長期化し、景気の底割れは回避しつつあるが、一ドル一〇〇円台を割る為替レートの上昇も加わり、不況感がとれずに残るダラダラとした過程が持続している。この背景には、通常の景気循環局面を超えた、より大きな日本経済の構造転換という背景がある。つまり今回の不況は、

国際基準の確立 規制緩和等の措置は国際経済関係からみても迅速に実施される必要がある。その場合に、経済的規制については、国際的な水準をクリアーするという観点が必要であるが、社会的規制については、わが国の主張を諸外国にも十分説明し、社会的観点からみてわが国の規制の方が適切であると考えられる場合には、わが国の中堅を中心にして国際的ルールを確立することに努める。

①中期的景気循環に②バブル景気の反動が加わり、③世界最大の黒字国として変動為替レートの世界経済のなかで底なしの円高進行の危機をはらみながら、なおかつ④明治維新以来の日本の経済発展が追いつき過程を終えて成熟段階（欧米経済水準）へ到達した段階での二一世紀への生き残りをかけた産業再構築（リストラクチャリング）を進めなければならぬという、いくつかの複合した課題を抱えた局面にある。

3 経済構造の改革・完全雇用の総合プラン

総合プランの必要 何よりも九〇年代における、世界経済の競争激化にさらされながら、

円高の悪循環を回避するために日本経済の内需主導型への転換を果たす必要がある。より重要なことは、長い追いつき過程での歪み（政、官、業癒着）からもたらされた経済発展と国民生活の「ゆとり」「豊かさ」とのギャップを埋めるための経済改革を大きく進めていくという根本課題がある。

しかも日本経済の今後の成長力を制約する要因として、人口構成の高齢化がある。日本社会は出生率の低下を反映して二〇〇〇～二〇一〇年にかけて北欧のピーク時の高齢化率を越える「超高齢化社会」に入る。その意味で社会の「持続可能性」、社会の再生産を視点とする福祉社会・福祉国家の構築が求められる。

今回の長期不況対策と二一世紀の福祉社会構築をめざす「総合プラン」は、これらいくつかの重複した基本課題に同時に対応していくという観点が重要である。

(2) 総合的、長期的視野に立った体系的プロ

グラムを

新中期プラン 一九九五年度を初年度とする五年間を対象期間とする「新中期プラン」の策定と関連施策の見直しと拡充が行なわれなければならない。なかでも以下の諸点が重要である。

①その出発点として、前述の行財政改革・規

制緩和・地方分権化を前提としなければならない。

②前計画の長所を継承、発展させる。すなわち「生活者重視」を打ち出した「生活大国五カ年計画」の国民生活改善目標（時短、生活関連社会資本整備等）を堅持する。

③三%成長軌道への早期復帰を図るために有効需要政策の系統的な展開を図る。

現段階における大きく開いた需給ギャップを埋め、一九九四年度経済の実質成長率を二%台に乗せつつ、一九九五年度には三%程度

の成長に復帰するために、減税政策を継続し、「公共投資一〇カ年計画」に一〇〇兆円程度

上積みし、二一世紀の産業・社会改革を展望した長期的な公共投資を遂行する。これによ

り内需主導型経済への転換を早め、企業家のビジネス・マインドを立て直す。

二一世紀の新競争時代のなかで、日本の経済活性化を展望し、マルチメディアなどの新産業展開を促すための基盤的投資、技術開発の促進、およびそのヒューマン・ファクターとしての人的資源開発政策（大学の整備、リカレント教育・公共職業訓練策等の拡充）を拡充する。また地球温暖化をはじめとする地球環境対策、環境技術・開発投資を促進する。

透明な市場経済をめざす経済改革の構築が、

内外の諸課題への対応 ①完全雇用の堅持と社会的規制の強化をはかる（社会視点の重視）。

透明な市場経済をめざす経済改革の構築が、

歐米並みの「普通の国」「高失業社会」に帰結することを回避するため、デトロイト雇用サミット、ナボリ・サミットでの雇用重視の

経済社会政策をふまえ、完全雇用の実現を軸とした労働省の「中期雇用ビジョン」の積極

化する。

②高齢社会福祉ビジョンの具体化によって、内需拡大に寄与する。

公共的計画に基づく安定的な福祉制度構築（新ゴーラードプラン、エンゼルプラン）、福祉関連社会インフラの整備（バリアフリーのまち・住宅づくり等）は消費性向の押上げ効果を含め内需を拡大するとともに、二一世紀の少子・高齢社会への対応となる。

福祉需要とマンパワー需要の拡大は「内需の深耕」を促すことになる。

③情報インフラ整備、人的資源開発政策、地球環境対策の拡充強化

二一世紀の新競争時代のなかで、日本の経

済活性化を展望し、マルチメディアなどの新産業展開を促すための基盤的投資、技術開発

の促進、およびそのヒューマン・ファクターとしての人的資源開発政策（大学の整備、リ

カレント教育・公共職業訓練策等の拡充）を

拡充する。また地球温暖化をはじめとする地

球環境対策、環境技術・開発投資を促進する。

④WTO体制に適応する対外経済戦略の策定

「大経済競争時代」の世界において、先進諸国との経済摩擦を避け、興隆するアジア経済とのよき協力調和を実現するための対外政策を策定する。WTOをはじめ新世界経済秩序づくりへの貢献、国際社会インフラの整備促進、貿易・産業・社会労働標準の新ルール

確立をめざすとともに、国内産業調整のあり方などポスト規制緩和の産業戦略を確立する。以上を中心とする総合プランは、人間とくらし、そして地球にやさしい社会づくりへの平成「ニュー・ディール」の提起となる。

V エネルギーと食糧・農業分野の構想

1 エネルギー需給と原子力発電の政策

(1) エネルギーの安定供給のための基本

わが国のエネルギー消費は、近年大幅な増加を続けており、今後、中長期的に見てエネルギーの安定供給や省エネルギーの目標の達成が決して楽観視される状況にはない。

一九七三年の石油危機を契機に、わが国は

エネルギー供給の安定確保を基本的な戦略とするエネルギー政策が進められてきた。この

結果、石油依存度は過去のピークである一九九三年度の七七・四%から、九二年度には五八・二%へと大幅に低下し、エネルギー利用効率の尺度である単位G.N.P当たりの一次エネルギー供給（G.N.P原単位）も七三年度の一八六（T.O.E／億円）から九二年度には一八八（同）へと、同じく大幅に低下（三七%の省エネ）してきた。石炭、天然ガス、水力、原子力、地熱等によって、石油依存率を低下

するとともに、この間、産業構造を知識集約型、省資源・省エネ型への転換が行われてきたものの、省エネ効果にはすでに下げ止まりの感のあることも事実である。

他方、国際的視点からみてもロシア・東欧圏における石油生産の減退にともない石油の中東依存度が上昇し、また中国や発展途上国における経済成長とともに違うエネルギー消費量の増大が予想されるなど、世界のエネルギー需給が逼迫すると見られる。

また、わが国としては、一〇〇〇年までに一人当たりCO₂排出量をおおむね一九九〇年の水準に安定させることを目標とするなど、

地球環境問題への適切な対応として定めた「地球温暖化防止計画」の達成に向けた取り組みが求められている。

(2) 原子力発電の新たな方向

したがって、エネルギー政策の立案にあたって特に次の諸点が重要になる。

①産業部門における省エネ努力に加え、過去一貫して高い伸びを続いている民生・運輸部門におけるエネルギー使用の効率化をさらに推進する必要がある。

②コ・ジェネレーションの普及、太陽熱の利用、燃料電池、超電導、ソフトエネルギーなど、新エネルギーの開発・普及のスケジュールアップを進める必要がある。

③エネルギーの確保については、非化石エネ

ルギー利用の限界を踏まえ、新エネルギーや未利用エネルギーの開発・利用を加速しつつ、多様なエネルギーを組み合わせたベストミックスを引き続き進めていく必要がある。

④当面、石油代替エネルギーとしては、原子力、LNG、石炭が中心になる。石炭エネル

ギーの効率化を一層進めるとともに、天然ガスパイプラインの整備、クリーンコールテクノロジーの開発を進めるなど、LNGや石炭エネルギーの促進の基盤を整える必要がある。

⑤原子力発電については、過渡的エネルギーと認める必要がある。

全などの課題達成を考えると、次のような新たな位置づけが必要となる。

①原子力発電については、代替エネルギーが開発されるまでの間、総発電量の30%以下に抑えながら、エネルギー需給計画に位置づける必要がある。

②原子力発電の運用にあたっては、原子力基準法の「自主・民主・公開」の三原則をさらに徹底し、安全技術の開発を進めるとともに安全性になお厳しいチェックをする必要がある。

③廃棄物については、新技術が開発されるまでの間、最終処分をせず、人間の監視する中で貯蔵保管とするべきである。貯蔵保管の完全性・技術開発と放射能消滅技術の開発を進めなければならない。

④建設中、更新を必要とする原子力発電については、情報の公開、公開ヒヤリング等を充実させ、関係自治体による住民投票を制度化するなど住民との合意に取り組む必要がある。

⑤使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用等については、きわめて危険な物質であるだけに慎重な検討が必要である。

2 ポスト・ウルグアイ・ラウンドにおける食糧・農業政策

(1) 農政不信の高まりと国際競争の激化

一九九三年夏の冷災害により、わが国コメ生産は作況指数七四という大不作を記録し、大量の緊急輸入を余儀なくされるとともに、「平成コメ騒動」が勃発した。これを契機として、食糧管理制度をはじめとする農政に対する生産者・消費者の不信が増幅された。まず、国際的には一九九三年一二月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の決着により、日本農業の国境調整措置は、一九九五年度以降、米市場の部分開放、米以外の輸入数量制限品目の関税への転換、関税率の段階的引下げなど、従来と大きく変わることが確実となつた。そのことは、国内農業政策の抜本的見直しが不可避の課題となつていていることを意味する。

他方、国内的にも、農業・農村をめぐる状況はきわめてきびしいものがある。農産物価格の低迷により農工間所得格差が次第に拡大するなかにあって、農業従事者の兼業化、高齢化が一段と進行する反面、将来の日本農業を担うべき中核的農家の形成が遅々として進まず、新規学卒者の就農率も極端に低下している。耕作放棄地も次第に増加し、とくに一部の中山間地域などでは集落の維持すら困難なところも現れている。このように、最近の日本農業は人と土地の両面から崩壊の危機にさらされている。このままでいけば、農業生産が縮小し、食糧の安定供給が不可能になる

(2) 新しい農業政策の基本的方向

①食糧・農業・農村基本法の制定

農業基本法を全面的に見直し、新しい状況に応じた基本法を制定する。その際、重視すべき点は、第一に、環境・地域・文化などのいわゆる農業の非経済的価値を含めて、農業を相対的に位置づけること、第二に、農業問題を食糧問題、農村問題との関連のなかでもとらえること、である。新しい農政理念はこうした総合的観点の下で築き上げられねばならない。

②新国際ルールについての努力

今回のガット農業交渉合意はもっぱら輸出国の利害の上につくられたものであり、農業の非経済的価値については必ずしも十分には考慮されていない。次期ラウンドのテーマは環境問題が取り上げられることが確定しているが、それとの関連で農業の非経済的・公共的機能が農産物貿易ルールに取り入れられるよう、今後国際協調の下で、ねばり強い努力

を続けるべきである。

③食糧安全保障政策の確立

従来、わが国は外に向かっては食糧安全保障保障を主張しながら、内においてはこれについての施策が皆無であった。今後はそれではすまされない。安定的輸入、一定の自給度の維持、適切な備蓄、緊急時における消費制限などを組み合わせた、食糧安全保障政策を確立すべきである。

④農業施策の組み替え

今後の農業政策は、国際的にみても、国内的にみても、従来の価格政策から構造政策・地域政策に軸足を移していくざるをえない。こうした変化に沿って、価格政策・地域政策については積極的に新たな政策手法・手段を開発していくことが必要である。

⑤価格政策の見直し

農産物価格政策は、農業政策としてもっとも重要な政策であり、現にいすれの先進国においても、農政の中心的位置を占めてきている。その点は、今後も基本的に変わらないであろう。ただし、その具体的な形態・システムは状況に応じて、たえず改めていく必要がある。価格政策の過度の展開が農産物過剰の促進や生産の硬直化をもたらすことのないよう、既存の制度の再点検が必要である。長期的方向としては、たとえば不足払い制度のように、価格政策と所得政策を分離することが

望ましい。

⑥構造政策の総合化

構造政策の必要性はこれまでたえず強調されてきたが、そのわりには実効があがっていない。その一つの原因是、これまで政策が事業別、施策別にあまりにも細切れとなつておらず、末端において総合性に欠けていたことにあり。思い切って発想を転換し、農地移動、基盤整備、担い手育成、技術・設備援助などの各種事業をそれぞれの地域で総合的に実施しうるような政策手法を開発すべきである。

⑦中山間地農業対策の分権化

中山間地農業対策として、今もっとも必要なことは農政の地方分権化を促進することである。地域農業の態様は著しく多様であり、画一的基準にのりにくいし、農業・生活・環境を含めた一体的展開が不可欠だからである。いわゆる日本のデカップリングについても、そうした地域からの多様性を生かす方向で考えるべきである。

⑧持続型農業の追求

環境にやさしい低エネルギー投入持続型農業の動きは、EUなどでは現実の動きとなっている。水田耕作を中心とする日本農業の場合、問題はそこまで切迫していないわけではないが、いすれは過度の集約農業による環境悪化が問題となる。それに備えて、日本的なLISAのあり方についての研究を進めること

べきである。

(3) 食糧管理制度の抜本的改革

食管制度はわが国農政の中心的施策であるとともに、現在もっとも大きな矛盾をかかえている施策でもある。その制度の硬直性、過度の政治性、建前と実態の大きな乖離などに対する批判が強まっている。これを抜本的に改革することによって、農政改革の第一歩とすべきである。

改革の具体的方向としては、①価格安定帶制度（上限価格、下限価格を設定し、それを超えた場合は、政府が売買操作を行ない、価格安定を図る）、②不足払い制度（保証価格を設定し、市場価格との差額を財政で直接補填する）、③選択的生産調整（不足払い制度の適用を受けるために、一定の生産調整を義務づける）をセットにした間接統制方式に変えたうえで、これを④備蓄制度、⑤流通の自由化などによって補完すべきである。これらによって、施策の透明性を強めるとともに、生産者・消費者の自主性・自発性を生かすことが可能となる。

あとがき

最後に、この「中間報告」を取りまとめたプロジェクトチームの構成と、会議での検討経過を簡単に記しておくことにする。

日本社会党政策審議会のもとに設置された「新社会経済改革調査会」の政策活動を充実させる役割をもって、「調査研究プロジェクト一一世紀日本の選択」をスタートしたのは、一九九四年四月一三日であった。プロジェクトチームの構成は、次のとおりである。

座長 謙山 正（新潟大学教授）
委員 高木 郁朗（日本女子大教授）
多賀 秀敏（新潟大学教授）

住沢 博紀（日本女子大助教授）
山口 二郎（北海道大学教授）
大畠 章宏（衆議院議員）

松本 龍（衆議院議員）
山元 勉（衆議院議員）
川橋 幸子（参議院議員）
峰崎 直樹（参議院議員）
山田 健一（参議院議員）

○五月二七日
安保 哲夫氏（東京大学教授）
「日米包括経済協議と日本の政策的対応」
徐 照彦氏（名古屋大学教授）
「東アジアの国際的構図と日本の政策的

課題」

○五月二二日
佐伯 尚美氏（東京大学名誉教授）
「食管制度の現状と改革の基本方向」
○五月二十五日
並河 信乃氏（行革国民会議事務局長）
「地方分権・規制緩和」

プロジェクトチームは、一〇名をゲストアドバイザーに招き、それぞれ専門分野から政

策課題について問題提起をいただき討議を重ねるとともに、ワーキンググループは、政策

課題の論点の整理について意見を交わし、それぞれの専門領域について執筆した。また、関山信之政策審議会長は、これらのほとんど

の研究会に出席され、東京大学名誉教授の佐伯尚美氏にはとりまとめにあたり特段のご協力を願った。

研究会の開催日時及びテーマは次のとおりである。

○四月一三日
前田 哲男氏（評論家）

「ポスト冷戦時代における防衛政策の具體的展開」

○六月二三日
鶴田 俊正氏（専修大学教授）
「経済改革における規制緩和」

○七月一〇日
「中間報告の論点の整理」についてディスカッション
まとめ

上原 康助氏（衆議院議員）
「社会党的安全保障構想」



○六月 九日

井上 定彦氏（連合総研副所長）

「日本経済社会とシステム改革」

進藤 栄一氏（筑波大学教授）

「ポスト冷戦における安全保障問題」

○六月二二日

「中間報告の論点の整理」についてディスカッション

○八月八日、九日

「中間報告の論点の整理」についてとりまとめ

II 平和への挑戦

—憲法理念の政策化をめざして— 作成・「新時代の安全保障政策」策定委員会

一九九四・八・三〇

目 次

提出に当たって

提出に当たって

- I 「平和の創造」から「平和への挑戦」へ
 - II 新時代の安全保障政策の原則
 - III 戦後防衛政策の総括
 - IV 社会党の安全保障政策の推移
 - V 自衛隊の現状
 - VI 「限定防衛」構想に基づく最小限自衛力
 - VII 国連による安全保障と日本の役割
 - VIII 冷戦後の日米安保条約の新たな方向
 - IX アジア太平洋における地域的安全保障体制の推進
 - X 安全保障基本法の制定に向けて
- 〈安全保障基本法案要綱〉

本稿は、一九九三年六月に、当時のシャドー・キャビネット安全保障委員会と政策審議会の軍縮・安全保障政策調査会とが共同で作成した『平和への挑戦—憲法理念の政策化をめざして』（草案）を、その後一年間の内外情勢の変化を踏まえて加筆・修正したものである。

『平和への挑戦』（草案）は次のような経緯で作成された。

昨年四月、シャドー・キャビネット安全保障委員会が、①一九九一年の第五六回党大会で決定した『平和の創造』以後の国際情勢の根本的变化に対応する②社会党の参加する連立政権の政策の土台とする——ことを目的として、軍縮・安全保障政策調査会と共同して「新時代の安全保障政策」（仮称）を策定することを提起。これを受けて、起草作業を効率的に進めるために、上原康助＝シャドー安保委員長・同調査会長を座長に、下記の委員会

で構成された「新時代の安全保障政策」策定委員会が設置された。

仙谷由人・シャドー企画担当次長、五百蔵洋一・同法務委員長、田口健二・調査会副会長、串原義直・同副会長、松前達郎・同副会長、山中邦紀・同事務局長、山田健一・同事務局次長、温井寛・政策担当中執。（肩書きはすべて当時）

同策定委員会の起草作業は五～六月で終了し、『平和への挑戦—憲法理念の政策化をめざして』としてまとめられた。この後、同草案はシャドー・キャビネット及び軍縮・安全保障政策委員会に提出されることになつたが、社会党が七月の総選挙に向けた態勢に入つたことから提出は見送られ、日野政審会長にその扱いが一任された。

今回、提出する『平和への挑戦』（草案）は、本年八月の都道府県代表者会議において、久保書記長が社会党としての新たな安全保障政策を大会に提出するとの見解を表明したのを受けて、関山政審会長から昨年の草案の改定作業の指示が出され、これに基づいて「新

時代の安全保障政策」策定委員会を改めて招集し、ここで加筆・修正したものである。加筆・修正に当たっては、次の諸点に留意した。

① 國際情勢の変化

② 昨年八月以来の連立政権に参画した社会党の経験

③ 本年六月の村山総理の誕生と、安全保障政策の基本に関する新見解

改定された『平和への挑戦』（草案）は、中核与党として憲法理念の政策化をめざす立場から、今後の安全保障政策の方向を具体的に提起したものであるが、国内外情勢の激動が続く中で、まだ十分に論じられなかつた諸点も残されている。たとえば、PKOへの参加協力のあるべき方向、国連改革の具体化などは、とくに早急に議論をまとめる必要がある。

今後、この『平和への挑戦』（草案）を踏まえつつ、こうした新たな課題について社会党として見解をまとめることが求められる。

I 「平和の創造」から「平和への挑戦」へ

1 古い秩序は崩壊した。しかし、新しい秩序はまだ現れていない。一九九一年二月にソ連邦が消滅して以来、冷戦構造は文字どおり

り地球規模で崩れ去った。いま、われわれは今世紀において、三度目の「戦後」を迎えるとしている。一度目の「戦後」は、第一次世界大戦の敗戦国に苛烈な犠牲を強いたベルサイユ体制を生み、それは次の世界戦争の「導火線」となった。二度目の「戦後」は、第一次世界大戦の灰塵の上に、冷戦時代として立ち現れた。三度目の「戦後」はどのような時代になるのか。国際正義と世界平和の下に暮らすことのできる理想の時代か、それとも不公正と紛争に満ちた混迷の時代だろうか。

2 われわれは時代の岐路、時代の転換期に遭遇している。冷戦秩序の崩壊は、人類を核戦争の恐怖から解き放すとともに、地域紛争と民族対立の火種を世界各地にばらまいた。

歴史の転機に混乱は不可避である。問題は、こうした混乱をいかに首尾よく終息させていくことができるかだ。そのような努力の積み重ねの中から、新しい世界秩序の相貌が形作られていくだろう。いまは、冷戦秩序に代わる明確な新秩序が生まれていないという点で、危機の時代である。同時に、確立した秩序の不在は人間の英知を発揮できる可能性を増す、という意味で、好機の時代である。ユネスコのフェデリコ・マヨール事務総長は、世界の現状を評して「危機を破局に向かわせず、ソ連邦を最良の好機ととらえるべきだ」と述べ

た。いま求められているのは、そのようなチャレンジ精神である。われわれは、平和で公正な世界秩序の樹立に挑戦（チャレンジ）する。

3 冷戦の終えんは、東西の軍拡競争に終止符を打つ。アメリカとロシア（ソ連）との間では、第一次戦略兵器削減条約の締結（九年七月）に続いて、九三年一月に両国の核弾頭数を現有の三分の一に減らす第二次戦略兵器削減条約が署名され、ヨーロッパにおいては「歐州通常戦力削減条約」「CSBM（信頼・安全醸成措置）ウイーン文書」「オーブン・スカイズ条約」など、三つの軍縮・軍備管理協定が結ばれた。国際軍縮・軍備管理レベルでは、核拡散防止条約にフランス、中国が加盟し、五核保有国全部が締約国となり、九二年九月にはジュネーブ軍縮会議で化学兵器禁止条約が採択された。また、日本政府の提唱による通常兵器移転の国連登録制度が確立されたことも大きな成果である。

4 アジア太平洋地域においても、脱冷戦の動きは始まっている。ロシア艦隊のベトナム・カムラン湾基地からの撤退、在フィリピン米軍基地の撤去など、米日の軍事体制に一定の変化が見られるほか、政治面では南北朝鮮の国連同時加盟や韓中國交正常化などによつ

て、北東アジアの冷戦構造も解消の方向に向かいつつある。また、APEC（アジア太平洋経済協力会議）への中国、台湾の加盟をはじめ、ASEAN（東南アジア諸国機構）へのベトナム加盟の原則承認、ASEAN地域フォーラムの開催など、アジア太平洋の地域協力の強化に向けたさまざまな努力が始まっている。

5 一方、旧秩序の崩壊に伴い、それまで二極構造の下に隠されてきた民族対立や地域紛争が誘発される状況が生まれた。湾岸戦争に続いて、旧ユーゴスラビアでの紛争、ソマリアやルワンダなどの内戦、旧ソ連邦内部の民族対立など、世界各地で頻発する地域紛争の多くは、国際社会の努力にもかかわらず、いまも解決の兆しをみせていない。また、アジア太平洋地域においては、域内諸国の軍備増強（アメリカの台湾へのF-16の売却、ロシアの中国へのSU-27の売却など）、朝鮮民主主義人民共和国による核開発疑惑、スプラトリー諸島（中国名＝南沙群島）をめぐる領有権争いなどの問題が起きている。カンボジアは一応、総選挙を終えたものの、ボル・ボト派との軍事衝突も起きたなど和平の先行きは必ずしも楽観できない。

6 冷戦は米ソ両国による軍事パワーの消耗

戦であった。戦いの結果はアメリカの勝利に終わったが、勝者の側も国力の消耗は激しかった。この間、日本は平和憲法の下で経済優先の政策を継続することで、「民生大国」を作り上げた。われわれは「冷戦の勝者は日本」というような勝敗の論理で世界を論じることはしないが、過度に軍事力に依存しない国家運営の方向、つまり日本国民が戦後に選択した路線は、冷戦後の時代において一つのモデルになりうる、と考える。さらに、世界のGNPの約15%を占めるまでになった経済大国として、日本はそれに見合った国際責任を引き受けなければならない。われわれは、「経済大国は同時に軍事大国にならなければならぬ」という考え方を拒否する。日本の結果たすべき国際責任とは、その経済力と技術力を国際社会の平和と繁栄のために最大限に役立てることである。この意味において、われわれの立場は、「一国平和主義」「受動的平和主義」を超えて、「國際平和主義」「能動的平和主義」となる。

7 われわれは、去る九一年一月に、脱冷戦の世界の動きを先取りし、二一世紀に向けた安全保障政策を確立するために、「平和の創造——わが党の新しい安全保障政策」を策定した。今日なお、「平和の創造」の基本的な視点と内容はその有効性を失っていないが、同時に九一年一月以降、ソ連邦の崩壊をはじめとして国際情勢は予想以上の変化を遂げ、それに伴って日本も新たな対応を迫られるようになつた。今回提起する「平和への挑戦」—憲法理念の政策化をめざして」は、「平和の創造」で描かれた二一世紀に向けた長期的な安全保障政策を基本にして、旧秩序から新秩序に向かおうとする歴史的な転換期における安全保障政策の概要を定めたものである。

「平和への挑戦」は、いわば「平和の創造」の第二章に当たる。

8 「平和への挑戦」を作成するに当たり、われわれは「平和の創造」との関連で、次の点に留意した。第一は国際情勢の変化である。「平和の創造」は、「冷戦の悪夢を脱却した世界は……希望をもつて二一世紀に向かっている」と概観できる」と分析したが、その後の世界情勢は、必ずしも「平和の創造」でわれわれが期待したほど樂觀的な方向に進まなかつた。湾岸戦争、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争、ソマリア内戦と地域紛争は止むことなく続き、他方、軍備の拡散は通常兵器、核兵器を問わずさらに進展している。第二に、地域紛争の頻発に伴い、国連による安全保障措置のあり方について多様な議論が始まつたことである。九二年にガリ国連事務総長が発表した「平和への課題」で、これまでの平和維

持活動の枠を超えた「平和執行部隊」や「予防展開」などの構想が打ち出された。このような構想の一部は、すでにユーゴ国連保護軍（UNPROFOR）や国連ソマリア・オペレーション（UNOSOM II）、マケドニア派遣軍などの形で、実施に移されている。こうした動きを含めて、国連の安全保障措置全般に対し、どのように対応するのか、日本としての態度決定が迫られている。第三は、国内政治との関連である。われわれは、「平和創造」を「社会党が『政権を担う政党』へと脱皮するための不可欠な条件」と位置づけて打ち出したが、昨年七月の総選挙の結果、社会党も参画した細川政権が誕生し、本年六月には村山委員長を首班とする内閣が生まれるなど、いまや現実に「政権を担う政党」として、さらに精査された安全保障政策を確立することが緊急に求められるようになった。われわれは、国防に責任を負う現実政党の立場と同時に、憲法理念の政策化を探求する理念政党の立場に立って、「平和への挑戦」を二一世紀の安全保障政策の基本に据えることをめざす。

II 新時代の安全保障政策の基本原則

- 9 われわれは、「限定防衛」構想を推進する。戦後、自民党政権は「専守防衛」を掲げながら、軍備増強を続け、いまや自衛隊は予算規模で世界第二位にまで膨張した。歴史を見る限り、「専守防衛」は軍備拡大の批判をかわす口実に利用されてきたと言わざるえない。「限定防衛」構想は、自衛隊の装備・編成・戦略の防衛的性格を国の内外に明白にすることを前提にしており、言葉の真の意味での専守防衛を追求するものである。したがって、「限定防衛」に基づく実力組織（最小限自衛力）は、性能上専ら他国の国土への攻撃を目的とする兵器、装備などを保持せず、主権侵害行為に対し、原則として自國の領域（領土、領海、領空）を越えて実力を行使しない。すなわち、装備と行動の面で、きわめて「限定」されているという意味で、「限定防衛」なのである。また、自衛隊の縮小は「限定防衛」構想の不可欠の要素となる。
- 10 日本国民は戦後、安保・自衛隊政策をめぐる社会党と自民党との激しい論争を通じて、きわめて限定された防衛力の存在を認めるという合意を形成してきた。こうした国民の選択は、これまでの自民党政権が進めてきた軍備増強政策とは異なるものである。同時に、国民の多数は社会党が望んだ非武装政策にも与みしなかった。時代の流れをつかむことのできるのは、この国民の意識を政策として打
- 11 「限定防衛」に基づく実力組織の保持は、大多数の国民が容認しており、憲法の許容するものである。問題は、どこまでが憲法の許容する「限定防衛力」の範囲と言えるのか、ということである。この点で、われわれは、現在の自衛隊の実態は、その装備や行動などを全体として見れば、限定防衛力の範囲内にある、とみる。しかしながら、「限定防衛力の範囲内にある」とことと、「限定防衛力としての望ましい姿」とは別である。われわれは、「限定防衛力としての望ましい姿」をめざし、「国民合意の下に自衛隊の縮小・再編を進めしていく」。それは、憲法九条の理念を政策化していくこうとする試みに他ならない。
- 12 われわれは、総合的安全保障の立場をとる。冷戦時代においては、東西対立を背景に、「相手国の安全を保障することで、自國の安全も確保する」という「共通の安全保障」の考え方が重視された。この「共通の安全保障」は、冷戦後の今日の時代においても、なお有効であるが、対立する軍事ブロックが崩壊する一方で、軍事的脅威以外の人権侵害や

ち出し、それを実現する能力を備えた側である。「限定防衛」は、旧時代の現実に対する迎合ではなく、新时代の現実を先取りする構想である。

貧困、環境破壊など「非在来型の脅威」の台頭が目立つ中で、安全保障を軍事面だけに限らず、経済や環境、人権などの分野にまで広げた総合的安全保障の考え方が重要性を増しつつある。われわれは、「限定防衛」構想に基づく軍事的安全保障政策とともに、人権擁護、環境保全、経済協力、難民支援、人口抑制、エイズ防止、麻薬撲滅など、非軍事的なグローバルな諸課題についても、安全保障の観点から積極的に取り組んでいく。

13 われわれは、究極的に国連による普遍的安全保障体制を確立することによって、世界の平和と日本の安全を確保する方向をめざす。普遍的安全保障とは、現行の国連憲章の第七章に基づく国連軍による強制措置のことではなく、ゾーリン・マクロイ合意に示されたように国連加盟国の大幅軍縮が進み、加盟国から供出された部隊で構成され各國の主権から独立した常設部隊が作られ、この部隊によって制裁行動が担われることを意味する。このような活動は、国内治安を受け持つ警察の役割を国際間ににおいて果たすことに等しいと理解される。したがって、普遍的安全保障は日本国憲法が起草された当初において想定されていた目標であり、憲法理念の実現をめざすわれわれはこのような安全保障システムの実現に向け国際協力を推進するとともに、国連

平和軍（国連警察軍）が結成された場合には、日本として参加することを検討する。

14 日本の政党の一部には、国連憲章第四十三条に基づく「国連軍」への参加協力は憲法前文の精神を具現化したものであるとする意見があるが、われわれはこのような考え方不同意しない。国際平和の維持に関して、国連安全保障理事会、なかでも常任理事会が特権を有している現在の国連のシステムの下では、たとえ国連憲章に基づく「国連軍」であっても、その実力行使が公正なものになるという制度的保障が存在しないからである。したがって、われわれは「国連軍」の活用を語る前に、国連自体の抜本的改革と全般的国際軍縮の推進に努力しなければならない。

III 戦後防衛政策の総括

15 戦後の日本の政治状況の特徴は、世界でも例外的と言われる経済の繁栄と安定を背景として、長期にわたって保守政権が、平和憲法理念をないがしろにする政策を推進してきたことにある。たしかに、第二次世界大戦以後、今日にいたるまで、日本は直接戦争の当事国となることはなかった。その意味では、平和はたしかに確保されてきたといえる。し

かし、他方、日本国憲法の掲げた非武装平和主義の理念は、歴代の保守政権によって脅かされてきた。また、日米安保体制の下で、米軍基地の重圧に苦しめられる沖縄をはじめ、基地を抱える地域は重い犠牲を強いられてきた。

16 自衛隊・安保条約・基地をめぐる戦後の論争は、つねに憲法と平和問題とが不離一体となり、世論の動向にも大きな影響を与えてきた。まず、戦後の日本が独立を回復する時点で、平和条約をどのような形で締結するか、すなわち全面講和か単独講和かをめぐって、保革両勢力が激しくぶつかった。一方、一九五〇年の朝鮮戦争の勃発によって、一気に東西対立が激化し、日本の進路を軍事化へと加速させてしまった。社会党は、当時の吉田政府の片面講和論に対抗して、総評、各種団体をはじめ学者、文化人らを加えた「平和推進国民会議」を結成し、全面講和・再軍備反対の署名運動を全国規模で展開した。

17 五〇年代半ばから六〇年の安保反対闘争、そしてベトナム戦争反対、沖縄返還闘争までが日本の平和・護憲勢力の再軍備反対、反戦平和闘争の最盛期であったとともに、戦後の保守政権の防衛体制と鋭く対決できた一時期だった。とりわけ、六〇年の「日米安保条

約改定反対闘争は、社会党・総評ブロックに学生、学者、文化人、一般市民を含めて、大規模な国会包囲網が連日連夜、展開された。

安保改定は、国論を完全に二分化した中で、六〇年五月一九日、政府は、衆議院での審議を打ち切り、警官隊を国会に導入して強行採決を行なった。これを契機にして、反対運動はますます盛りあがったが、自民党政は、参議院での審議を事実上放棄し、条約の自然成立を図った。そして、六月一九日の自然成立を踏まえて、六月二三日には日米両国政府間で批准書の交換が行われ、現行の安保条約はその形式的な手続きを完了して、今日に至っている。それとともに、同日、岸内閣は「人心を一新し、政局を転換するため」といふことで総辞職し、後継を池田内閣に託すことにになった。社会党はこの過程で「護憲・民主・中立の政府」を提起したもの、歴史に深く刻まれたこの「反安保」闘争が、日本の平和運動の中でも戦後最大規模のものであったにもかかわらず、政権交代にはつながらなかつた。

18 六〇年安保闘争が、戦後最大規模の反戦平和闘争の盛り上がりを見せながら、その六月二三日の批准書の交換以後、国民レベルでは急速に反安保の熱が退潮していった。その背景には、新たに登場した池田内閣の「所得

倍増政策」と「忍耐と寛容」の政治スローガンに、平和運動としての安保闘争が十分に対処しえなかつた弱さがあつた。さらに、当時すでに、平和憲法は支持するが日米安保体制も支持する、という意識が国民の間でかなり一般的になりつつあった。その後、反戦平和闘争は、原水爆禁止と結合させたベトナム戦争反対、沖縄返還闘争へとつながつていったが、社会党・総評ブロックを中心に組織された運動は、現在とは比較にならないほどの国民的規模の力量を保つていた。しかし、このようない反戦平和闘争も七二年五月の沖縄の施政権返還、七五年のベトナムからの米軍の敗退に伴つて、次第に米軍基地や自衛隊基地等を抱える地域への闘争へと後退していく。

19 七〇年代後半から八〇年代の初頭にかけて、米ソ両国の核軍拡競争が激化していく中で、日米間の軍事的共同対処がより強化されいくことになる。七八年一月に「日米防衛協力のための指針」が、日米間で取り交わされた。この「防衛ガイドライン」によって、日本の自衛隊は従来以上にアメリカの世界戦略に組み込まれていくことになった。この時期、アメリカでは旧ソ連を「悪魔の帝国」ときめつけたレーガン大統領が誕生し、日本では中曾根政権が生まれた。この両政権の下で、戦後政治の総決算と銘打つた復古主義と「対

ソ脅威論」を旗印に、日米軍事協力はますます強化されていった。

20 日本は戦後、「力の論理」に依拠し、またこれを利用することによって、初期は中国を、日中國交正常化後は旧ソ連を仮想敵国と位置づけて、自衛隊の増強を続けてきた。自民党政権は、こうした軍事力に依拠する安全保障政策をとる上で、「極東ソ連軍」の強大な軍事力、つまり「北の脅威」を必要以上に強調してきた。しかし、このような「力の論理」に基づいた安全保障政策は、相手をかえつて軍事的に刺激し、双方に緊張関係をもたらす結果をも招いた。

IV 社会党の安全保障政策の推移

21 日本社会党は四五年十一月の結党以来、わが国の行為によつてもたらされた先の大戦の深刻な反省と、世界で初めて原子爆弾の投下を受けた国としての体験を踏まえ、軍国主義の一掃と磐石な世界恒久平和を築くことを政策の基本原理として、活動を続けてきた。以来、およそ半世紀にわたる政策の積み重ねは、わが党の貴重な財産であり、それはとりもなおさず、今日、冷戦後の新安全保障政策を策定しようとするわれわれに、多くの教訓

と示唆を与えるものである。

- 22 四五年の結党に際し、わが党は「一切の軍国主義的思潮および行動に反対し、世界各国民の協力による恒久平和の実現を期す」との目標を設定し、「国際安全保障機構への参加」と「世界の軍備撤廃、圧制と搾取なき世界恒久平和の確立」（結党宣言、綱領など）という平和・安全保障政策を掲げた。これは、四七年五月に施行される憲法前文の国際協調主義、第九条の平和主義の原理へと結実していった。
- 23 五〇年七月の『我らはなぜ全面講和を主張するか』の中で、「真に日本の安全が保障されるためには、（中略）世界の平和の支柱として全世界が参加している（中略）国連憲章による国連の安全保障を求めることが最善の方途』と表明した。今日、だれもが主張する国連による安全保障を、四〇数年前に既にわが党が提起したことは高く評価されるべきだ。こうした提起は「終局的には、一つの国連と世界的軍縮実現後の国連警察部隊を支持する」（左右統一大会政策大綱、五五年一〇月）や、「将来の展望としては、各国の安全保障を、あげて国連の手にゆだねることがもつとも望ましい。公正な国際紛争処理機関として強力な警察機能（国連警察軍）をもたらせ

- るべきであろう」（「社会主义への道」六四年一月）など、その後も受け継がれた。しかし、冷戦の煽りを受け、国連による安全保障の積極的なアピールが、「非武装中立」政策に比べて、十分に徹底化できなかつた事実も否めない。
- 24 「われわれは、日本の自衛権そのものは現存しているとの見解に立つ。……問題は自衛権が直ちに再武装であるという事を意味しない」とした五一年一月の再軍備反対決議に明らかなるように、わが党は当初より、自衛権の存在を認知し、論理的な政策展開に努めてきた。また、いわゆる「石橋構想」（六六年五月）では、「①政権の安定度、②自衛隊に対する掌握度、③平和中立外交の進展度、④国民世論の動向」の四条件を勘案しつつ自衛隊を漸減」と、自民党政府の自衛隊無条件合意論に対抗して、具体的な政策を対置してきた。

- 25 六〇年の安保改定に当たり、わが党は新安保不承認宣言（六〇年六月）を行ない、この中で「本条約が極東におけるアメリカの軍事目的達成のために、日本の地域及び施設を提供し、日本がアメリカとともに集団的軍事行動することを約し、さらに戦力保持の義務を負わんとしていることは憲法前文ならびに第九条に完全に違反する」と批判するとともに、米軍のアジア戦略と厳しく対決していく姿勢を明らかにした。その後、ベトナム戦争、沖縄返還闘争、さらには中曾根首相の「三海峽封鎖論」などソ連脅威論に基づく軍備増強の動きに対抗して、政策と運動を展開し続けってきた。
- 26 われわれは、「国民統一綱領」（七四年一月）において、「日米軍事同盟を解消して『領土主権の相互尊重・相互不可侵・内政不干渉・平等互恵・和平共存』の平和五原則に基づき、日中、日ソ、日朝、日米などの相互不可侵条約の締結をすすめ集団的又は個別的新平和保障体制の確立をめざす」と、日本のるべき平和外交的具体的方向を指示した。わが党は、中国、ソ連、朝鮮民主主義人民共和国等との友好関係を促進するための外交政策を不斷に展開し、アジア地域の緊張緩和に大きく寄与し、政府外交の足らざる分野で大きな成果をあげた。
- 27 七〇～八〇年代は、「対ソ脅威論」に基づいて軍備拡大路線が押し進められた。これに対し、わが党は「多極化時代の非武装・平和中立と日本の平和保障政策」（七八年一月）、「政策の懸案事項に関する報告」（八七年一月）、「平和の創造」（九一年一月）

月)と、日本の軍事大國化に歯止めをかけ、
国際軍縮の促進をめざし、具体的な政策を提
起し続けてきた。

V 自衛隊の現状

- 28 いま、細川連立政権が誕生するまでの社会党の安全保障政策の推移を顧みて、実際に政権を担い、わが党の政策を外交、内政の分野でただちに実行できなかつたことは、率直に反省しなければならない。しかし、野党第一党の政策提起があつたからこそ、不十分とはいえ、自民党政府の暴走を押さえ、日本の軍事大国化に一定の歯止めをかけ、政府の政策変更を余儀なくさせることもできたのである。これが、ひいては今日の経済繁栄を導く一因となつたといえる。
- 29 細川連立政権において、社会党は一九九四年度防衛予算の抑制に努力し、三四年ぶりという〇・九%増の低率に抑えた。また、村山政権では、九五年度予算のシーリング段階で、すでに防衛予算を〇・九%の伸びに止めることで社会・自民・さきがけ三党で合意した。このように、社会党の参画した政権において、防衛予算の最大限抑制が進められてきたが、今後は削減へと踏み込んでいくためにも、防衛計画全体の根本的見直しが行なわれなければならない。
- 30 自衛隊と在日米軍が使用する飛行場、港湾、演習場、通信所、営舎などの施設は、九二年一月現在、約一四〇一平方キロである。このうち、自衛隊の面積は約一〇六九平方キロで、その四割以上が北海道に存在している。在日米軍専用の面積は約三三五平方キロであり、その七五%が沖縄県に集中している。自衛隊は、地位協定に基づいて、米軍基地の約三五平方キロを共同使用している。また、自衛隊基地は今日に至るまで増強され続けてきた。沖縄が復帰した七二年度から九二年度までの二〇年間で、約一〇九平方キロの基地拡張が行なわれている。この中には、米軍基地を自衛隊が引き継いだものもあるが、通信施設や飛行場など新設された基地も少なくない。八八年から建設強行されたえびのVLF通信施設や、沖縄のASWOC(対潜戦作戦センター)の送受信施設は、新規拡充の典型である。
- 31 九四年度防衛関係費は、四兆六八三五億円で、対前年度比〇・九%増である。この対前年度伸び率は昭和三五年度以来の低さである。しかし、その一方で、防衛予算是この一〇年間で、他の主要項目と比べても、膨脹し
- 32 自衛官については、定員数二七万三八〇一人に対し、現員数は二三万七五五七人で充足率は八六%である。その内、陸上自衛隊は定員一八万〇〇〇人に對し、現員数は一五万〇三三九人で、充足率は八三%にすぎない。海上自衛隊は、定員四万六〇八五人に對し、現員数は四万二三三八人で、充足率は九一%。航空自衛隊は定員四万七五五六人に対し、現員数は四万四八二〇人で、充足率は九四%である。
- 33 自衛隊の主要装備についてみてみると、陸上自衛隊では戦車一、二一〇両、装甲車七二〇両、対戦車攻撃ヘリ六四機などがある。海上自衛隊では、護衛艦五九隻、潜水艦一五隻、輸送艦艇三二隻など一六四隻の艦船に加

てきたことは事実である。八二年度と九三年度の政府予算を比較すると、この一一年間で一般歳出は一・二二倍、社会保障費は一・四五倍、文教科学振興費一・二倍に対して、防衛関係費は一・八倍にも増加している。九三年度防衛関係費をNATO方式に基づいてドル換算すると、五〇七億ドルとなる。イギリス、フランス、ドイツなどの国防費が四〇〇億ドル前後であることを考えると、アメリカに次いで、日本の防衛費は世界第一位となる。

え、P-13C・七七機、P-12J・八機の対潜哨戒機、対潜ヘリ九二機などがある。航空自衛隊では、F-15戦闘機一五四機、F-4E J戦闘機一二四機、E-2C早期警戒機八機などを装備している。これらが、防衛計画大綱の制定時と比較して、大幅な戦力アップとなつてゐることは明白である。七年の大綱制定時と前中期防（一九九六～一九九〇年）の完成時における装備を比較すると、戦車五七%増、装甲車四〇%増、対艦ミサイルは〇基から五四基へ、対戦車ヘリは〇機から七四機へ、となつてゐる。艦艇についても同様で、総トン数一九万トンから三三万トンへと、艦艇数はほとんど変わらないのに、イージス艦など大型艦の導入で戦力アップを図つてきた。

イージス艦は、一千二〇〇億円以上という高

価なものだが、政府は四隻の導入を進めている。戦闘機は、かつてのマッハ二以下のF-1

○四から、マッハ二・二のF-4を経て、F-15（マッハ二・五）という最新鋭機への更新が

図られつつある。

34 九四年度予算においても、正面装備の增强は続いている。その好例が、昨年度に続く一機約五七〇億円のAWACS空中警戒管制機二機（計四機）の導入である。また、従来の輸送艦（LST）は一千トンであったが、昨年度予算において約九千トンの大型輸送艦

導入を決定した。同艦は、大量の人員、装備を一度に強制上陸させる能力をもつことから、自衛隊では、F-15戦闘機一五四機、F-4E J戦闘機一二四機、E-2C早期警戒機八機などを装備している。

これらが、防衛計画大綱の制定時と比較して、大幅な戦力アップとなつてゐることは明白である。七年の大綱制定時と前中期防（一九九六～一九九〇年）の完成時における装備を比較すると、戦車五七%増、装甲車四〇%増、対艦ミサイルは〇基から五四基へ、対戦車ヘリは〇機から七四機へ、となつてゐる。艦艇についても同様で、総トン数一九万トンから三三万トンへと、艦艇数はほとんど変わらないのに、イージス艦など大型艦の導入で戦力アップを図つてきた。

イージス艦は、一千二〇〇億円以上といふ高

価なものだが、政府は四隻の導入を進めている。戦闘機は、かつてのマッハ二以下のF-1

○四から、マッハ二・二のF-4を経て、F-15（マッハ二・五）という最新鋭機への更新が

図られつつある。

VI 「限定防衛」構想に基づく最小

限自衛力

36 われわれは、先に「平和の創造」において、「当面」「中間」「究極」の三段階に分けて、自衛隊の縮減・改革のプロセスを提示したが、今回「平和への挑戦」では、「平和の創造」の第一段階、つまり「中間」段階における自衛隊の規模・内容の概要を明らかにした。「」の第二段階で示された「『クモの巣』型防衛態勢」とは、本論で言う「限定防衛」構想と基本的に同一線上にある。

35 自衛隊は、今日に至るまで着実に増強を続け、いまやその装備は最新鋭兵器にとってかわられている。また、シーレーン防衛、洋上防空などの戦略構想が推進されてきた。こうした中で、「専守防衛概念を拡大解釈することによって、次第に前進防衛のための攻撃的性格に変貌しつつある」（韓国国防報告九一～九二年度版）といった懸念が周辺国から生じつつある。

38 冷戦後の過渡期の世界において、とりわけ我が国の周辺地域では、どのような脅威もしくはリスクが想定しうるのか。われわれは、北西太平洋を舞台とした大規模な軍事衝突や中止戦争の勃発などの事態を、現段階ではもはや考える必要がなくなった、と認識する。しかし、この地域には、いまなお防衛的とは言い難い強大な軍事力が残されており、今後とも对外政策遂行の手段として軍事力が利用される危険性を完全に排除できず、また核兵器拡散の恐れも存在しているなど、不確実性や不透明性に備える必要がある。加えて、近隣諸国の政情不安に伴う難民の流入や、国際

37 「脅威」が、武力攻撃を可能とする能力（兵器）と、攻撃をしかけようとする意図によって構成されるとすれば、「限定防衛」構想はそのような能力も意図も備えていないことを前提にしている。したがって、「能力」にかかる装備に関しては、性能上専ら他国の国土・領域への攻撃を目的とする兵器は保有しないし、「意図」については、自衛権の行使の範囲を原則として領域内に限定するなど厳しい規制を敷くことになる。そのような「限定防衛」構想に基づく実力組織（最小限自衛力）は、どうせん侵略国に壊滅的打撃を与えることはできないが、同時に侵略国による領域制圧を容易に許すこともない。

的なテロリズム、ハイジャック、麻薬シンジケートなど「非在来型の脅威」（リスク）の増大も予想される。「限定防衛」構想に基づく最小限自衛力は、このような不確実性やリスクに対処できる実力となる。

39 日本は、五四年に自衛隊が発足して以来、今日に至るまで国の基本方針をめぐって国論の分裂を克服できずにきた。われわれは、このような事態をこれ以上続けるべきではないと考える。それゆえ、われわれは自身が自衛隊の憲法判断をめぐる論争に決着をつけ、共通の土俵の上に立って自衛隊の再編・縮小について国民的な議論を興すことを呼び掛ける。そして、二〇〇四年の自衛隊発足五〇周年には、自衛隊が国民合意に基づいた新しい実力組織として再出発できるように、われわれは、九五年から始まる一〇年計画によって、自衛隊の縮小・再編を段階的に実施していくことを提案する。

40 われわれは、次の原則に基づいて、限定防衛に基づく最小限自衛力への再編を進めていく。第一は、「縮減」の原則である。冷戦時代の軍事超大国であった米・英両国が大幅な軍備削減に着手している中にあって、平和憲法をもつ日本は率先して自国の軍備縮小を行ない、世界各国の軍縮を促すリーダーシップ

を発揮することを期待されている。また、近隣諸国から、能力と意図において明白に非攻撃的であると認識できる態勢に転換することが求められている。このため、われわれは均衡のとれた自衛隊の削減をめざす。第二は、「改革」の原則である。限定防衛にとって、自衛隊の規模縮小は不可欠の要素であるが、同時に機動的、効率的に有事に対処できるよう、装備・編成・運用の改革をはかる。とくに、情報収集機能と三自衛隊の統合運用の面で抜本的な改革が必要である。

41 陸上自衛隊は、定員一八万人であるにも

かかわらず、一五万人程度の現員数で推移している上に、今後も出生率の減少で定員数を充足できる見込みは薄い。さらに、わが国周辺の情勢は、冷戦後の不透明さを残しているとはいっても、外部から大規模な軍事侵攻が起きる可能性は低い。こうした認識の下に、北部、東北、東部、中部、西部の各方面隊の下に、それぞれ配置されている一～四個師団を各方面隊につき一～二個の師団に再編・統合する

と体制を整える。装備面では、日本の地理特性を考えれば、約一二〇〇両もの戦車を保有することは軍事的合理性を欠いており、削減する。一方、誘導防空システムは「限定防衛」にとって不可欠の要素であるとの立場から、八個高射特科群を航空自衛隊に移管することなどを含めて、統合運用を推進する。現行の予備自衛官制度は、防衛出動時において「自衛隊の実力の急速かつ計画的な確保」を目的としているが、十分に機能しているとは言い難い。このため、自衛官の定員削減とあわせて、予備自衛官制度の見直しを進める。

42 海上自衛隊は、機動運用のための四個護衛隊群と五地方隊向けの護衛隊で、それぞれ

三〇隻、あわせて約六〇隻の護衛艦（イージス艦を含む）を有しているが、同規模の艦船をこれほど保有することは、沿岸および領海防備に必要かどうか精査する必要がある。したがって、護衛艦数を削減する。これに伴って、潜水艦艦隊の規模、編成などについても見直す。同様に、「シーレーン一〇〇〇カイリ防衛」を前提に定められているP-3C対潜哨戒機一〇〇機体制を縮小する。一方、「大型艦」重視から転換して、小型高速ミサイル哨戒艇などの整備に力点を置くとともに、陸上自衛隊の領域内における機動運用に必要な輸送能力を整える。なお、PKO参加の目

的であつても、大型輸送艦の整備は、限定防衛の原則に照らして、慎重に対処する。

43 航空自衛隊については、①「海上防空」作戦は領域防空の観点から再検討すべきである②冷戦の崩壊に伴い旧ソ連軍機を対象としたスクランブルの回数が減少している③迎撃戦闘機よりも早期警戒網と防空誘導システムに重点を移す、などの諸点を考慮して、要撃戦闘部隊（一〇個飛行隊）と支援戦闘機部隊（三個飛行隊）の規模を縮小させる。また、同様の理由からFSXの開発の方向について見直しを含む検討を加える。飛行隊における支援戦闘機部隊の比重を高め、陸上・海上自衛隊との統合運用体制を整備する。陸上自衛隊の高射特科群の受け入れを含めて、防空誘導システムの統合化をはかる。さらに、陸上自衛隊の領域内における機動運用に必要な輸送能力を整える。なお、戦域ミサイル防衛システム（TMD）については、その費用対効果が不明であり、採用しない。また、空中給油機の導入は、限定防衛の立場から、慎重に対処する。

44 国連PKOに自衛隊本体が参加すべきか別組織が参加すべきかという問題については、これまでには「非軍事・文民・民生」の原則に基づく別組織論をとってきたが、自衛隊の憲法判断を変える新しい立場に立って、「専守防衛」原則との関係、国民世論の方向、アジア近隣諸国の動向、財政的配慮などに基づいて、公正に比較衡量した上で、社会党として改めて結論を得る。ただ、いずれの場合においても、平和憲法の精神をより積極的に活かしていくためにも、文民的要素により重点を置いたものにすべきである。なお、別組織を選択する場合には、スウェーデンのようにPKOの軍事分野（但し現行PKO法の枠内）に参加できるものにすべきであり、自衛隊本体による参加を選ぶ場合には、PKO参加を自衛隊の本務に位置付け、カナダのように自衛隊内部に待機部隊を設けるなどの検討が必要である。

45 冷戦後の世界における安全保障政策について、自衛隊は単にその装備、編成、作戦などの再編を進めるだけでなく、近隣諸国との信頼醸成活動にも積極的にかかわることを求められる。自衛隊は、軍事演習への招待、演习の公開、国防予算を含めた軍事情報の公表などについて相互に積極的に関与するとともに、軍備管理・軍縮を具体的に実施していく上で必要な専門的技術を提供していく。

46 自衛隊の機動的対応能力を高めるために、指揮・管理・通信・情報システムの改善をはかる。その一環として、偵察衛星の打ち上げも検討できるが、これはアジア太平洋諸国間の軍事情報の公開を促進する立場から、日本一国ではなく地域的課題として中期的に検討する。また、有事のみならず、さまざまな危機に迅速に対応できる態勢を国民合意の下に整えていく。

47 文民統制を充実させるために、安全保障会議における統合幕僚会議議長の陪席を含め、同会議の機能を強化する。また、安保・防衛問題に対する国会の権限を強化するため、衆議院安保委員会における制服首脳からの意見聴取など、委員会審議のあり方を改善するとともに、参議院においても安保委員会の設置を検討する。さらに、防衛情報に対する適正なアクセスを保障するための制度を設ける。

48 現在なお不十分な条件の下に置かれている自衛隊員の待遇面の改善をはかるとともに、「制服を着た市民」として市民的権利の拡大に取り組む。とくに、自衛官の権利保障については、北欧諸国やドイツにみられるような、国会の委任を受けて自衛隊員の基本的人権に関する問題を調査するオンブズマン制度の導入を検討する。また、自衛隊員の各種学校や一般大学、民間企業での受講・研修、海外留学などの機会を拡大する。

49 自衛隊基地などの縮小に当たっては、該当地域の住民の福祉、生活、雇用などに十分に配慮する。したがって、地域住民の合意に基づいて基地縮小・撤去を進めるとともに、地域経済の維持・発展を保障するための特別措置を必要に応じて講じていく。

50 「限定防衛」構想に基づく最小限自衛力の規模は、国際軍縮の進展、アジア太平洋の地域協力の形成など、日本を取り巻く政治・軍事情勢の好転にしたがって、縮小されいく。われわれは、保有する実力組織が「限定防衛」の枠内につねに収まるよう、継続的な点検を行なうとともに、究極的には憲法の理念の実現をめざす。

VII 国連による安全保障と日本の役割

51 冷戦後の世界の特徴の一つは、「絶対的かつ排他的な主権の時代は終わった」（ガリ報告）という点にある。これは、地球上のすべての国と国との関係が国境を越えて共生する「相互依存の時代」を迎えているということである。にもかかわらず、この新しい時代にふさわしい世界の新秩序も、規範も見出さ

れておらず、逆に宗教的・民族的対立などによる紛争の多発で、新たな危機が生まれている。国際紛争の平和的、集団的解決を目標に発足した国際連合は、長い冷戦時代のために機能を発揮できなかつたが、ポスト冷戦時代を迎え、普遍的安全保障の確立をはじめ、国連本来の機能の確立がいまほど求められているときはない。

52 国連憲章は、国際平和の維持や国際紛争の平和的解決、武力不行使の原則などを掲げているが、日本国憲法も共通の崇高な理念を共有している。その意味で、ポスト冷戦時代は国連憲章と日本国憲法が花開く時代にしなければならない。しかし、日本が国際平和に向けて積極的に役割を果たすためには、①国民合意の形成を基本に、②国会において多数会派が賛成し、③アジア諸国の納得と理解が得られることが前提でなくてはならない。そうした条件を整えるためにも、日本がつねに戦争責任を自覚し戦後補償に誠実に対処していくことが必要である。

53 国連平和維持活動（PKO）は、冷戦時代における国際社会の苦闘の中から生まれた。

54 國連PKOは、冷戦時代に確立された「停戦の合意」「活動の中立性」「当事者の同意」を原則とする「平和調整」機能的なものに加えて、限定的な武力行使も想定した「平和執行」機能的な方向へと広がりつつある。九二年六月に発表されたガリ事務総長報告で提案された「平和執行部隊」や「予防展開」構想は、こうした「新型PKO」の一例である。われわれは、冷戦後の世界において頻発する多様な地域紛争の解決に国連が積極的に対応しようとしている努力を評価するが、拙速な決定と軍事的対応は国連の権威を脅かす恐れがある。したがって、国連は「平和執行」機能にかかる諸問題については慎重に対応すべきであり、現段階において、日本はこのようなPKO活動に軍事要員を派遣すべきでない。

55 われわれは、国連が行なう①調停などの平和的手段、②経済封鎖などの非軍事的強制

手段、③平和維持活動、などについて積極的に参加する。このうち、平和維持活動に対して、自衛隊、別組織のいずれを派遣すべきかについては、社会党として改めて結論を得る。その間は、国際平和協力法に基づいて要員派遣を進める。将来のPKO参加分野については、①安全保障政策に関する国会および国民の間での合意形成②PKOを含む国連の諸活動に対する協力の実績づくり③国連におけるPKO議論の進展、などを踏まえて段階的に拡大していく。当面、PKF本体業務の凍結解除に関しては、PKO活動全体への参加の実績作りを優先し、慎重に対応する。

われわれは、日本国憲法と国連憲章の精神にしたがい、ポスト冷戦時代にふさわしい国連を中心とする普遍的安全保障の確立を追求する。国際正義と平和のための強制措置としては、現在のところ①国連軍、②平和執行部隊、③加盟国への武行使権の付与——などの形態が想定されているが、いずれも憲章上の位置づけや実現性からみて困難を抱えている。われわれは、「平和の創造」において世界的な軍縮の達成を前提に「最終的な国際安全保障を、現在の規定にある各国軍の拠出による『国連軍』に代わって、国連自体が常設の平和維持部隊をもつことも検討課題となる」と指摘した。したがって、われわれは

将来、憲章の改正を前提に「国連平和軍」を展望するとともに、日本も普遍的安全保障の一翼を担う。また、この目的のために、わが国を含め加盟各国から、必要な装備の国連への移転を進める。

将来、憲章の改正を前提に「国連平和軍」を展望するとともに、日本も普遍的安全保障の一翼を担う。また、この目的のために、わが国を含め加盟各国から、必要な装備の国連への移転を進める。

57 普遍的安全保障の確立のためにも、国連改革は必須の緊急課題である。第二次大戦の戦勝国を中心に五二か国で出発した国連は、世界の大部分を包摂して一八〇か国が加盟し、質量ともに根本的な変化を示している。また、半世紀の間に「敵国条項」は名存実亡となり、常任理事国制度の改革を求める声が高まっている。さらに、冷戦後の新たな国際秩序の形成、平和と軍縮、環境、人権、南北問題など地球的課題に対処する国連の役割と機能の根本的な強化に迫られている。このため、次の方針で国連改革をすすめる。

①国連改革は、国連の普遍性に立って国際民主主義を保障することに基本を置く。同時に、地球市民社会の観点で、マイノリティ、エスニック、難民などの諸問題に対応できる能力の開発を重視する。

②国際平和と安全の維持に責任を負う安全保障理事会を改革・強化する。常任理事国については、地域代表性的の要素を取り入れて、その数を増やすとともに、常任理事国の拒否権を廃止もしくは制限する。

③総会権限を抜本的に強化する。経済社会理事会の拡充をはかり、各種NGOの関与を拡大する。国際司法裁判所の拡充・強化をめざす。地域組織の形成・強化を通じて、国連権限の分散化をはかる。

④国連の平和維持機能に関して、紛争予防に力点を置き、国連事務総長を中心に早期警戒情報が集中するように態勢を整えるとともに、必要な地点に早期に国連部隊が予防展開できるように加盟国と事前協議を済ませておく。

⑤国際軍縮のため、国連による軍備・武器貿易規制の制度を強化するとともに、登録・監視機関の設置をはかる。核兵器についても同様の措置をすすめ、核拡散防止体制を強化する。

⑥憲章上の規定を欠くPKOについて、明示的に位置づけるとともに、旧敵国条項は削除する。

⑦国連による普遍的安全保障の確立（ゾーリン・マクロイ合意の具体化など）についての検討を開始する。

58 日本の安保理常任理事国入りの問題については、なによりもまず上記の国連改革にインシアチブを發揮することが前提である。明確な目的意識もなく名乗りを上げることは、日本が国際社会において名譽ある地位を占め

ることにつながらない。また、憲法との整合性、国民的議論と合意に基づいて、結論を得る必要がある。

VII 冷戦後の日米安保条約の新たな方向

59 われわれは、いま「同盟」と「非同盟・中立」との対立の構図があいまいになりつづける時代に遭遇している。とくにヨーロッパでは、ワルシャワ条約機構が消滅した結果、対立する軍事同盟からの中立という政治選択の問い合わせが始まっている。たとえば中立国のリーダーと目されているオーストリアはEC加盟を果たし、スウェーデンも加盟に動き始めた。一方、最大のライバル同士であったアメリカとロシア（旧ソ連）はいまや同盟関係を口にするまでになった。日本もまた、このようなヨーロッパの動きから無縁ではない。これまで、わが国では自民党が「安保維持」を、そして社会党が「安保廃棄」を主張するという図式が続いてきた。しかし、脱冷戦時代を迎え、軍事同盟をめぐる対決軸が失なわれるにつれ、このよう二者択一の政策選択では時代の要求に応えきれない。いや外側の敵に対抗する「同盟」ではなく、内側のリスクに共同で対処する地域的な、そ

して地球規模の「同盟」を創り出す時代が到来した。

60 冷戦時代において、日米安保条約は共産主義陣営と対決するアメリカ側に日本を組み込むことによって、日本に冷戦の加担者としての役割を背負わせ、結果的に日本独自の安全保障政策の展開を損なった。同時に、安保体制の下で、日本はベトナム戦争などアメリカの戦争行為を支援することとなつた。一方で、安保条約は日米友好関係の基礎となり、この下で日米の経済協力と政治的緊密化がはかられ、またアジア近隣諸国からは日本軍国主義の復活を抑止する存在とみなされてきた。つまり、日米安保条約は、「世界でもっとも重要な二国間関係」（マンスフィールド元駐日米大使）といわれるほど緊密な関係の確立に貢献し、あわせて日本がアジア諸国に受け入れられる素地をつくるなど肯定的な側面もあつた。

61 冷戦後の時代に入り、世界のGNPの約四〇%を占める日米両国の国際的役割がますます高まり、さらに体制間の軍事的脅威の消滅にともない、日米両国の経済摩擦が強まりつつある中で、日米安保条約はグローバル・パートナー同士の、また経済協力関係の「基盤」（アンカー）としての比重が高まりつつ

ある。加えて、ソ連の脅威が消滅した結果、日本の軍事的動向に対するアジア諸国の関心が高まっており、安保条約のもつ日本のチエック機能への期待は減っていない。

62 一方、安保条約は対ソ軍事同盟としての性格を大幅に減らし、かわって小規模な地域紛争に機動的に対応する機構、国連平和維持活動（PKO）に対する日米協力の手段とする方向に転換する動きも模索されている。しかし、個別的、集団的軍事同盟から地域的、世界的安全保障体制への転換の動きが始まっている時代にあって、日米安全保障体制を「地域紛争対応」型や「PKO参加」型に変更していくことは時代錯誤な考え方である。このようなPKOへの参加・協力は本来、国連や地域安全保障システムとの関連で論じられるべきものである。日米両国が世界規模で地域紛争に対応することは、「極東条項」をもつ安保条約の精神にも反している。

63 国連による安全保障体制の確立に向けた共同の努力が払われている今日、日米両国が「共通の敵」に対して防衛するという日米安保条約の側面はその役割を終えつつある。したがつて、われわれは新国際秩序への移行期において、安保条約の政治経済的側面に力点を移しつつ、国連およびアジア太平洋地域の

安全保障システムの確立に向けた努力を重ね、将来そのような枠組みの中に同条約を「とけ込ませて」いくことをめざす。この点に関連して、安保条約が他の同盟条約とは異なり、「この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する」（第一〇条）との条項を有していることに留意すべきである。

64 新国際秩序の形成に向けた期間において、われわれは、北大西洋条約機構（NATO）が冷戦後的新たな状況の中で自らを「政治的価値の同盟」と位置づけたように、日米両国が共有する価値観（人権擁護、経済発展、環境保護、軍縮など）を地球規模で実現していくための根拠として、日米安保条約を活用していく。また、「ソ連の脅威」が喪失した半面、「日本の経済的脅威」が煽られる傾向が強まっている中で、安保条約を根拠に「国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国との間の経済協力を促進する」（第二条）ことをめざす。日米安保条約は、軍事条約としての側面を薄められ、国際協力と経済協力の促進のための「基盤」（アンカー）と位置づけられる。

65 安保条約は本来、日本の防衛（第五条）と極東の安全の維持（第六条）を目的としており、また第六条に基づく米軍の作戦行動などについても事前協議制の対象とされている。したがって、安保条約の厳密な運用をはかりたい。このため、下記のような措置を講ずる。

① 日米安保条約は、岸・ハーフタ交換公文に基づいて、「米軍の日本への配置における重要な変更」「同軍の装備における重要な変更」「作戦行動のための日本国内の施設等の利用」に関する、日米両国は事前協議を行なうことになっている。しかし、これまで日本側から事前協議の申し入れが行われたことは一度もない。事前協議制の効力については疑問もあるが、日本側から提起されるだけでも一定の意味をもつことから、日本として条約に定められた「事前協議」の権利を積極的に活用する。

② 「日米協力のための指針」（ガイドライン）は冷戦時代の軍事協力のプランである側面が強い。したがって、時代の変化に対応した新しいガイドラインの作成について検討する。

③ 日米安保条約の地位協定では「米軍基地の施設・区域は日本が提供するが、軍隊を維持する経費は米国が負担する」となっているが、日本政府は日米関係の強化の観点か

ら、日本側の負担分を拡大してきた。駐留経費の分担については、今後は日米両国民が納得するレベルでの負担分担に関して、つねに緊密な協議を行なう。

④ 現在、日米武器技術協力の一環として、次期支援戦闘機F-SXの共同開発が行なわれているが、限定防衛の立場に立って慎重な検討を加える。また、脱冷戦時代の日本の防衛のあり方、日米安保体制のあり方に照らして、日米武器技術協力の内容について十分に精査する。

⑤ 米軍基地が地域住民の生活、環境を脅かしている側面があることから、住民を危険にさらすような美弾射撃訓練、著しい騒音公害をもたらす米軍機の発着訓練や夜間飛行などについて米側に中止などを要請する。

⑥ アジア太平洋地域における安全保障システムの形成をはかりながら、遊休基地・施設、対ソ戦略を前提とした基地、地域住民に著しい不利益を被らせている基地などの段階的な整理・縮小・撤去を進める。

IX アジア太平洋における地域的安全保障体制の推進

66 従来、アジア太平洋における地域安全保障協力構想の実現は困難であるとの見方が強

かたたが、今日このような構想の推進に好ましい環境が生じつつある。たとえば、韓国と朝鮮民主主義人民共和国の国連同時加盟、韓国と中国、ロシアとの外交樹立、ASEAN の政治的役割の拡大などは、その好例である。加えて、これまでアジア太平洋の地域協力に冷淡であったアメリカがクリントン政権の下で、積極的姿勢に転じたことも重要な変化である。このように、アジア太平洋において地域構想の具体化をはかる「基礎的条件」が整いつつあり、一方でそのための「必要性」もまた高まっている。ヨーロッパでは軍備削減が着実に進みつつあるが、アジアでは政治的緊張の緩和にもかかわらず軍備増強が続いている。核疑惑をめぐり対立の続く朝鮮半島やスプラトリー群島（中国名＝南沙群島）の領有問題など、地域紛争の火種は各地にくすぶっている。これらの諸問題は、当事者にだけ委ねるのではなく、近隣諸国が協力することによって首尾よく解決することができる。

67 アジア太平洋の地域安全保障協力構想を推進するに当たって、次のような原則を順守すべきである。第一は、いかなる地域協力の枠組みも国連との関係を維持することである。つまり、国連による安全保障措置を補完するシステムの形成をめざす必要がある。第二に、冷戦後の時代にあっては、安全保障とは平和の問題だけではなく、広く人権や環境、開発などの問題を含む総合的な概念でなければならぬ。したがって、欧州安保協力会議（CSCCE）のように、アジア太平洋における地域構想も軍縮・軍備管理、信頼醸成措置の討議の場とするのはもちろん、人権保護や経済協力、社会政策などを含んだ総合的な「枠組み」にしなければならない。EU（歐州共同体）が全欧規模の社会安全保障政策の確立を通じてソーシャル・ヨーロッパの実現をめざしているのと同様に、われわれも「ソーシャル・アジア」の目標を掲げるべきである。第三は、閉鎖主義を排することである。地球規模での保護主義の高まりの中でも、この地域でも閉鎖的な共同体をめざす動きがあるが、このような方向は長期的に見て域内の国々に不利益をもたらすものであり、とるべきでない。とにかく、この地域の安全保障協力を強化していく上で、アメリカの継続的な関与は決定的に重要である。第四に、日本は地域協力のリーダーシップを發揮する場合に、近隣諸国から霸権的とみられる行動をとらないことである。そのため、日本は戦後責任に関して必要な措置を講じなければならない。

68 これまでアジア太平洋の地域協力構想については、地域全体の枠組みの形成よりも、域内小地域（サブ・リージョン）での協力体制の確立を優先させていく考え方主流であつた。しかし、域内での関心の高まりと紛争の増加という事態の中で、今後は小地域と地域全体での枠組みづくりを並行して進めていく必要がある。小地域に関しては、環日本海、黄海、華南地域、東南アジアなどが重要であり、地域全体では、APECや拡大ASEAN会議、ASEAN地域フォーラム、EASCAP（アジア太平洋経済社会委員会）が対象となる。

69 APECは、九一年一月の第三回閣僚会議で、中国、香港、台湾の加盟が実現、九三年一月にはシアトルで首脳会議が開かれなど、その活動規模を着実に広げつあり、今後アジア太平洋地域における経済協力の中核組織として発展していく可能性を有している。当面は、経済協力の具体的施策を積み上げていくとともに、域内諸国すべての加盟を促す必要がある。拡大ASEAN会議については、APECが経済中心なのに對して、政治対話の機関としてすでに位置づけられている。また、九四年七月には拡大ASEAN会議のメンバーにロシアと中国などを加えたASEAN地域フォーラムが開催された。現在のところ、拡大ASEAN会議もASEAN地域フォーラムも、政治や安全保障問題をめぐる一般的対話のレベルにとどまっているが、

今後、具体的な安全保障措置に関して合意をはかっていくべきである。

70 小地域については、北東アジア地域が日本の安全保障にとって、とりわけ重要である。北東アジア地域は、北西太平洋における米ソ対決の構図はなくなつたものの、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器開発疑惑、北方領土問題など緊張要因は残つていて、この地域においては、こうした緊張要因の除去を優先すべきである。

①日ロ関係では、ロシアの経済再建に最大限の支援を行ない、両国民の相互理解と信頼を高めることによって、領土問題の解決をはかっていく。経済支援については、他の西側諸国との協調を基本にしながら、極東地域の経済基盤の整備、軍需産業の民生転換、核廃棄物の処理などの分野に力点を置く。また、軍事レベルでの信頼を強めていくために、防衛問題に関する対話、自衛隊とロシア軍の相互訪問、軍事演習の事前通告などの信頼醸成措置の合意をはかる。

②現在、北東アジアにおける最大の不安定要因は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核兵器開発疑惑である。われわれは、北朝鮮政府が IAEA（国際原子力機関）保障協定、南北非核化共同宣言に基づいて、核拡散防止条約からの脱退表明を撤回し、

IAEA 保障措置を完全に履行することを求める。われわれはまた、「民族的和解の実現」「経済的繁栄への相互協力」

「基本的人権と民主主義の擁護」「統一事業への支援」「朝鮮半島の平和と非核化の推進」の立場に立って、日朝間の国交正常化を促進する。さらに将来、アメリカ、中国、ロシア、日本の四か国と韓国、北朝鮮とで構成される地域的な安全保障構想の実現をめざす。

③中国の経済的繁栄と政治的安定は、北東アジアの安全保障にとって不可欠の要素である。われわれは、今後とも中国が政治・経済の両分野での開放政策を引き続き推進していくことを期待する。この立場から、われわれは日中の経済関係のいっそうの発展をはかりつつ、政治関係の緊密化を推進する。安全保障レベルでは、両国の対話を強化し、両国の軍備の縮小と域内の軍縮・軍備管理を促進する。

71 もう一つ重要な小地域は東南アジアである。この地域では、冷戦の終結に伴い、それまで経済的機関として機能してきた ASEAN の役割が拡大している。今後、われわれは、域内諸国がカンボジア問題や南シナ海問題をはじめ、東南アジアにおける軍縮・軍備管理体制の形成などの分野で、より大きな役割を

果たせるように支援していく。

72 高い成長力を特徴とするアジア太平洋地域ではあるが、域内の経済格差問題は依然として続いている。このような経済格差、貧困の問題は環境破壊や人口増加、社会不安の温床であり、放置されるならば、域内の安全保障を脅かすことになる。したがって、日本は、域内最大の先進工業国として、引き続き経済協力を進めていかなければならない。このため、われわれは、貧富の格差の解消、民衆の自立、自助努力への支援、生態系の保存、人権擁護、軍事転用の防止などを原則とする「国際開発協力基本法」の制定をめざす。

73 日本が、アジア太平洋における地域的安全保障体制の推進に中心的役割を果たすためには、過去の過ちについて、関係国に対して謝罪と反省の姿勢を保つことが必要である。このため、われわれは、過去の戦争を反省し未来の平和への決意を表明する国会決議の採択をめざす。また被害者・遺族からの聞き取り、資料調査を徹底し、アジア太平洋諸国民との和解と友好を促進するための必要な措置に關して国民的な合意を形成していく。

X 安全保障基本法の制定に向けて

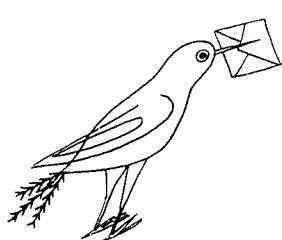
74 今日、問われてることは、増強を続けた自衛隊を、情勢の変化を勘案しながら、憲法のめざす理念の方に向いていく国民的な努力である。それには、与野党が、そして全国民が納得できる「規範」が必要となる。われわれが安全保障基本法（以下、「基本法」）の制定を提唱するのは、このためである。基本法は、憲法と現行法との間に入り、自衛隊の実態を憲法理念の方に近づけていく「誘導灯」の役割を果たす。

75 戦後、自衛隊はたしかに増強の一途をたどってきたが、同時に平和憲法を守ろうとする日本国民の良識は、軍隊の独走をチェックするためのさまざまな抑制措置を講じてきた。たとえば、「非核三原則」「集団的自衛権の不行使」「武器輸出禁止」「自衛隊の海外不出動」「文民統制」「徵兵制の禁止」「専守防衛」などは、それがどこまで順守されたかという問題はありつつも、戦後日本の平和路線を確立する上で、大きく貢献したといえる。基本法は、このように日本が戦後、国民的議論を通じて形成してきた「限定防衛」のための諸原則を法律の形に整理し、より拘束力のあるものに「格上げ」することを追求する。

76 本来、国のもっとも基本的な問題である安全保障政策に関して、国民的合意が存在しないことは好ましいことではない。とくに、冷戦時代においてはイデオロギー対立が防衛論議に持ち込まれ、合意形成を損なってきたが、そのような時代が過ぎ去った今日、もはや安全保障政策をめぐり国民的合意の形成を妨げる大きな障害はないと言える。基本法は、このような時代の変わり目をとらえ、国家の基本政策に関する国論の分裂を克服し、国民合意に基づく安全保障政策を確立することをめざす。

77 憲法制定時において、国民は日本が世界第二位の経済大国となり、国際社会の安定と平和の維持に大きな役割を果たすことを求められることを予想できなかった。こうした戦後日本の急速な国際的地位の向上に伴う国際社会の期待感の高まりと、日本国民の抱く自己意識との間の乖離が、国連PKO参加をめぐる国論の分裂を生んだ大きな理由の一つである。地域紛争や民族対立の多発、南北問題の激化が予想される冷戦後の過渡期の世界にあって、経済力と技術力を誇る日本は、平和憲法の精神を生かした国際貢献をいっそう求められる。基本法は、新時代の挑戦に日本が的確に対応できる態勢を国民合意の下に整えていくことをめざす。

78 以上の目的の下に、われわれは別掲の通りの「安全保障法案要綱」を提案するとともに、今後、他党との協議、協力を進める。



安全保障基本法案要綱

る。

へ派遣する海外派遣は、国会の承認を得て行つものとする。

1 目的

この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国民の合意に基づいて、我が国の安全保障政策の基本を定め、もって我が国の安全を確保するとともに、世界平和の実現に資することを目的とする。

2 限定防衛の原則

① 我が国に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するために他に適当な方法がない場合には、国連安全保障理事会が我が国の安全の確保のために必要な措置をとるまでの間において、我が國領域（領土、領海、領空）及び領域周辺に限って、必要最小限度の実力行使を行なうことができる。

② ①の原則に基づいて我が国がとった措置については、直ちに国連に通報する。

6 海外派兵の禁止

① ②の①の必要最小限度の実力行使を行えるようにするために、領域の防衛に限定された必要最小限度の実力組織を保有す

② ①の実力組織は、性能上専ら他国の国土への攻撃を目的とする兵器、装備等を保有せず、そのための部隊編成等を行わない。

③ 政府は、国際情勢の変化を考慮しながら、①の実力組織の再編及び縮小に努めなければならぬ。

④ 集団的自衛権の不行使

自国が攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国に対する武力行使を、実力をもって阻止する権利である集団的自衛権は、行使しない。

5 核・化学・生物兵器等の大量破壊兵器の不保持

① 核・化学・生物兵器等の大量破壊兵器の製造、保有、取得の援助、我が国領域への持込み等は、禁止する。

② ①の禁止措置を担保するため、必要な措置を講ずるものとする。

9 文民統制

① 防衛に関する国務は、内閣の権限に属するものとし、実力組織の指揮監督は、内閣総理大臣が行うものとする。

② 実力組織の定員、予算、編成及び装備は、国会の議決を要するものとする。

③ ②に定めるもののほか、実力組織に関する一定の事項は、国会に報告しなければならないものとする。ただし、軍事上の機密については、この限りではないものとする。

7 国連による平和及び安全の維持のための活動への参加協力

① 国連による平和及び安全の維持のための活動には積極的に参加協力するものとし、そのための組織及び参加協力すべき分野等については、別に法律で定める。

② 政府は、国連が世界平和の維持に効果に対応できるように積極的に協力する。

8 徵兵制度の不採用

国民に兵役義務を負わせる国民皆兵制度である徴兵制度は、採らない。

3 実力組織

① ②の①の必要最小限度の実力行使を行え

るようにするために、領域の防衛に限定され

された必要最小限度の実力組織を保有す

10 軍備管理・軍縮、信頼醸成措置等の推進

政府は、大量破壊兵器の拡散防止、削減及び廃止、通常兵器の国際移転の防止、抑制及び禁止、国際規模の軍備縮小、信頼醸成措置の拡充等に努めなければならない。

の条件の下で規制する。

11 地域的安全保障

①政府は、国連憲章第五二条及び第五三条に基づく、アジア太平洋地域における平和及び安全の維持を目的とする地域的安全保障体制の確立に努めなければならない。

②日米両政府が国連による我が国の安全保障措置が有効に機能していると認め、又は①の体制が確立したと認めるまでの間は、いずれかの政府が破棄通告をする場合を除き、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」及び「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」を維持する。

12 武器輸出の禁止

①武器（軍隊が使用するものであって直接戦闘の用に供されるものを言う。）及び武器製造関連設備の輸出は、禁止する。

②武器に使われる高度技術の輸出は、一定

13 国際協力

①国際協力が世界の諸国民の平和的かつ協調的な関係に重要な貢献をするものであることにかんがみ、政府は、開発途上国等に対する援助及び協力を積極的かつ適正に推進しなければならない。

②①の援助及び協力を実施するため、必要な立法措置を講ずる。

14 防衛施設周辺地域の住民の安全確保等

政府は、防衛施設周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

月刊社会党



特集○村山政権は何に挑むのか

社会党4閣僚に聞く○

大出俊 浜本万三 野坂浩賢 山口鶴男

「首相答弁」を考える○前田哲男 樋口恵子 田辺誠

西独大連合とSPDの経験から／高橋進

社会党の都道府県本部代表者会議

1994年 9月号
No.471

一九九五年度予算概算要求に関する

省庁別概要と重点事項

一九九四・八・二九

目 次

九五年度概算要求の概要

法務調整会議

外務調整会議

大蔵調整会議

文部調整会議

厚生調整会議

農林水産調整会議

商工調整会議

運輸調整会議

郵政調整会議

労働調整会議

建設調整会議

地行調整会議

内閣調整会議 北海道開発調整会議

防衛調整会議

沖縄開発調整会議

科学技術調整会議

環境調整会議

1 各省庁は、八月三一日までに平成七（九五）年度概算要求を大蔵省に提出した。一般会計の概算要求で七六兆五七〇〇強億円、前年度比で三兆四九〇〇億円の増、伸び率四・八%で、一一年ぶりの低い伸びとなつた。総括表は別表1のとおり。そのうち、政策経費である一般歳出は、四二兆八二〇〇億円強となつてている。

2 連立与党は、七月二九日に「平成七年度概算要求に当たつての基本的考え方」（政策資料九月号に掲載）をまとめ、二一世紀に向けた新たな時代のニーズに対応する概算要求

とするよう政府に求めた。この方針に照らして、概算要求の特徴をいくつか拾うと以下の諸点が指摘できる。

3 第一に、「基本的考え方」においては、冷戦終結後の国際情勢を踏まえ、防衛力の在り方を見直し、将来にわたって正面装備及び自衛官定数の削減を進めるべきであり、当面、平成七年度防衛予算を抑制することとした。具体的には、防衛調整会議において防衛関係費の概算要求基準枠を〇・九%とすることが、防衛廳の要求は当然同率となつておらず、軍縮の方向に沿つたものになつている。

4 ウルグアイ・ラウンド農業合意による具

体的な対策は、八月一二日に出された農政審議会の報告に基づく農水省の具体案が現在まとめられつつあり、これを踏まえた経費は予算編成過程において検討されることになってい。いる。

5 少子・高齢社会対応に関して、新ゴールドプランの策定と子育て支援プランのおよそ四千億円が、白紙要求とされ、シーリング枠外に置かれている。これを実施するとすれば、別に財源を求める必要があり、与党福祉プロジェクトと税制プロジェクトにおける議論で帰趨が決まる状況にある。

6 公共投資について、「基本的考え方」

の中では、新社会資本の整備や生活関連社会資本の充実に着目し、従来の経緯にとらわれることなく配分枠の見直しを行うこととし、概算要求段階での新たな手法として、三千億円の「公共投資重点化枠」を設け、これについては、二倍の六千億円まで「要望額」として省庁が出してもよいとされた。

しかし、公共事業の事業別シェアは概算要求を見る限り、平成六年度当初予算と比較してそれほど大きな変更が行われておらず（表3）、予算編成過程での大きな課題である。また、「公共投資重点化枠」については、総額六四五六億円となつた。その内容は、表4の通りである。

表3 公共事業の事業別シェア

(単位：億円)

所管別	要望額	事項
国 会	5 0	国会参觀者施設の整備等
裁 判 所	5 0	身障者・高齢者に配慮した施設等利用しやすい裁判所
警 察 庁	5 0	人にやさしい交通環境の創造
北海道開発庁	5 5 7	交通ネットワークの整備ほか
科学技術庁	5 0	重粒子線高度ガン治療推進センターの整備
環 境 庁	5 0	自然と人間との共生の確保ほか
沖縄開発庁	1 6 5	交通網の整備ほか
國 土 庁	1 7 9	渇水対策等
法 務 省	5 0	大村入国管理センターの整備
外 務 省	2 0	両会館の立替工事ほか
大 蔵 省	5 0	公務員宿舎施設等
文 部 省	2 9 8	大学等における情報ネットワークの高度化の推進、古代ロマン再生事業など
厚 生 省	2 7 2	水道・廃棄物処理施設、ゴルドプラン関連施設の整備
農 水 省	9 4 2	国際化に対応する高生産性農業の確立、災害につよい国土づくり等
通 産 省	5 0	マルチメディア事業、創造的経済発展基盤地域形成等
運 輸 省	2 9 5	整備新幹線、空港整備、地下高速鉄道など
郵 政 省	5 0	地域・生活情報通信基盤高度化事業、情報通信基盤技術の研究開発
労 働 省	5 0	女性の歴史と未来館の設置
建 設 省	3 , 1 7 9	高規格幹線道路網の整備推進、ふるさと下水道整備、都市内の床上浸水解消対策ほか
自 治 省	4 9	公共交通施設改良モデル事業ほか
計	6 , 4 5 6	

表4 公共投資重点化枠の要望額と概略

	95年度 概算要求	94年度当初予算
治山・治水	17.231	17.290(▲0.059)
治 水	13.484	13.541(▲0.057)
治 海	2.547	2.537(0.010)
道 路 整 備	1.200	1.213(▲0.013)
港 湾 港	28.287	28.304(▲0.017)
港 渔 港	7.782	7.839(▲0.057)
空	3.934	4.007(▲0.073)
住 宅・市街地対策	2.438	2.439(▲0.001)
住 宅 対 策	1.410	1.393(0.017)
市街地整備	12.508	12.491(0.017)
再開発	11.957	11.954(0.003)
都 市 開 発 資 金	0.551	0.537(0.014)
下水道・環境衛生等	0.481	0.464(0.017)
下水道	0.069	0.073(▲0.004)
環境衛生	17.272	17.163(0.109)
環境衛生	11.987	11.918(0.069)
環境衛生	3.448	3.466(▲0.018)
簡易水道	3.407	3.420(▲0.019)
都市公園等	0.041	0.040(0.001)
自然公園等	1.696	1.677(0.019)
農業農村整備	0.142	0.102(0.040)
林道・工業用水等	13.223	13.254(▲0.031)
林道	3.535	3.498(0.037)
造 林	0.655	0.642(0.013)
道	1.274	1.268(0.006)
工 业 用 水	0.170	0.231(▲0.061)
沿岸漁場整備	0.341	0.338(0.003)
離島電気	0.000	0.000(0.000)
都 市・幹線鉄道	0.724	0.718(0.006)
都 市 鉄 道	0.710	0.702(0.008)
幹線鉄道	0.011	0.009(0.002)
鐵道防災	0.003	0.006(▲0.003)
新幹線	0.287	0.212(0.075)
航 路 標 誌	0.084	0.089(▲0.005)
調整費等	0.161	0.160(0.001)
合 计	100.000	100.000
(注) %、カッコ内は94年度当初予算比、▲は低下、95年度要求は公共投資重点化枠への要望含む		

日本経済新聞 94年8月30日

表1 95年度一般会計概算要求額調

(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	95年度 概算要求額	比較増△減額	備 考
皇室費	5,285	5,874	589	
国会会	119,345	122,765	3,420	
裁判所	288,320	296,907	8,587	
会計検査院	14,885	15,334	449	
内閣	16,285	17,143	858	
総理府	8,656,777	8,806,012	149,235	
防衛省	4,683,313	4,726,604	43,291	
その他の省	3,973,464	4,079,408	105,944	
法務省	540,406	557,237	16,831	
外務省	694,649	749,741	55,092	
大蔵省	1,656,448	1,727,330	70,882	
文部省	5,543,160	5,752,148	208,988	
厚生省	13,513,110	14,452,201	939,091	
農林水産省	2,763,273	2,783,747	20,474	
通運省	891,981	926,225	34,244	
郵政省	866,271	878,689	12,418	
労働省	42,467	45,350	2,883	
建設省	460,474	469,149	8,675	
自治省	4,712,456	4,786,538	74,082	
公共投資重点化枠	69,250	135,200	65,950	
計(一般歳出)	40,854,842	42,827,590	1,972,748	
国債費	14,360,242	16,405,957	2,045,715	
地方交付税交付金	12,757,752	15,471,100	2,713,348	
産業投資特別会計へ繰入等	3,564,065	1,300,000	△ 2,264,065	
事業分	1,300,000	1,300,000	0	
償還分	2,264,065	-	△ 2,264,065	
合計	71,536,901	76,004,647	4,467,746	
決算不足補てん繰戻	1,544,768	566,335	△ 978,433	
総合計	73,081,669	76,570,982	3,489,313	

表2 過去の概算要求額調 (閣議報告ベース)

(単位:百万円)

年度	前年度予算額	概算要求額	伸率	(参考) 概算要求基準
65	3,255,438	4,100,682	26.0	
66	3,658,080	4,603,170	25.8	30%増の範囲内
67	4,314,270	5,504,111	27.6	
68	4,950,910	6,147,505	24.2	
69	5,818,598	7,125,333	22.5	
70	6,739,574	8,226,579	22.1	
71	7,949,764	9,300,188	17.0	
72	9,414,315	11,442,231	21.5	
73	11,467,681	14,266,606	24.4	
74	14,284,073	17,487,914	22.4	
75	17,099,430	21,114,735	23.5	
76	21,288,800	24,854,685	16.8	15%増の範囲内
77	24,296,011	28,834,692	18.7	一般行政経費 10%増 その他の合計額の範囲内
78	28,514,270	33,038,918	15.9	一般行政経費 経常事務費 0%増 その他の合計額の範囲内
79	34,295,011	39,277,948	14.5	その他の合計額の範囲内
80	38,600,143	43,902,295	13.7	一般行政経費 0%増 その他の合計額の範囲内
81	42,588,843	47,933,177	12.5	一般行政経費 0%増 その他の合計額の範囲内
82	46,788,131	49,466,133	5.7	0
83	49,680,837	50,115,044	0.9	マイナス5%の範囲内(除く投資的経費)
84	50,379,603	52,315,832	3.8	
85	50,627,214	54,753,522	8.2	経常部門 マイナス10%増 投資部門 マイナス5%増 の合計額の範囲内
86	52,499,643	56,393,625	7.4	
87	54,088,643	57,700,314	6.7	
88	54,101,019	60,870,456	12.5	経常部門 マイナス10%増 投資部門 0%増 の合計額の範囲内
89	56,699,714	64,093,755	13.0	ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
90	60,414,194	67,324,655	11.4	
91	66,236,791	71,115,836	7.4	経常的経費 マイナス10%増 投資的経費 0%増 (新たに生活関連重点化枠設定 2,000億円) ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
92	70,347,419	76,177,938	8.3	経常的経費 マイナス10%増 投資的絏費 0%増 (生活関連重点化枠 (新たに公共投資充実臨時特別措置として 2,000億円) の範囲内で要求額に加算) ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
93	72,218,011	77,431,744	7.2	経常的経費 マイナス10%増 (新たに生活・学術研究臨時特別措置) の合計額の範囲内 投資的経費 0%増 (生活関連重点化枠 (公共投資充実臨時特別措置として 2,000億円) の範囲内で要求額に加算) ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
84	72,354,824	76,742,064	6.1	経常的経費 マイナス10%増 投資的経費 プラス5%増 ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円
95	73,081,669	76,570,982	4.8	経常的経費 マイナス10%増 投資的経費 プラス5%増 (うち新たに公共投資重点化枠設定 3,000億円) ほか、社会資本整備特別措置法による事業 13,000億円

法務調整会議

概要

(法務省) 法務調整会議は、九五年度の法務省の予算要求については、①更生保護事業の充実等法秩序の維持・確保、②登記事業のコンピュータ化の推進等国民の権利保全の充実、

③法務省施設の整備・充実、の三点を重点事項としてその実現を図る。

(一) 増員。特に繁忙の度合いが著しい出入国管理業務では入国警備官等一五〇人の増員を、また法務局関係では登記従事職員等一六二人の増員を要求し、合計で六一一人の増員を要求する。(但し計画削減数は三八四人であり、純増要求は二二七人。)

(二) 必要経費(一般会計合計で五五七二億三七〇〇万円、登記特別会計一六六四億二三〇〇万円、重複分を差引き純計で六五〇八億円)

①一般会計では、(ア)法秩序の確保関係で三一六九億四〇〇〇万円、また(イ)出入国管理業務の充実関係で二八二億一四〇〇万円、及び(ウ)国民の権利保全の強化関係で九〇一億八〇〇〇万円である。

②つぎに登記特別会計においては、登記事務のコンピュータ化に要する経費を中心として、一六六四億二三〇〇万円を要求する。

(三) 施設の整備・充実。(1)施設費として、一六三億五三〇〇万円を要求する。

(最高裁) 九五年度概算要求額は、二九六九億七〇〇万円(対前年度比三・〇%増)。

(一) 増員要求は、裁判官一二人、その他の一般職員六一人、合計七四人。(但し計画削減数は三三一人であり、純増要求は四二人。)

(二) 司法の体制の強化のための予算。(1)裁判資料の整備、裁判事務能率化機器の整備、調停委員手当の充実、(2)国選弁護人報酬の充実、通訳人謝金等の充実、証人旅費の充実、

③全国に存在する老朽・狭隘な裁判所庁舎の新設、増築あるいは既設庁舎設備の改善。

重点事項

(法務省) (一)法律扶助制度は、経済的な理由で民事訴訟等の法的手続きを取ることがで

きない人々に対し、憲法に定められた国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために欠くことのできない重要な制度であり、一層

の充実・発展が望まれる。特に最近は被疑者段階の弁護の補助も行っており、その役割は注目される。この予算要求は二億八一七八万円で、前年度比三六三五万円増となっている。

その内訳は、法律扶助制度研究会経費が二九〇八万円(前年度二三〇九万円)、法律扶助事業費補助金等二億五二七〇万円(前年度二

億二三四万円)である。(二)人権擁護委員活動經費は四億九九九七万円(前年度四億七三七九万円)であり、その中で全国の人権擁護委員活動手当金を二万七〇〇〇円(年額)に増額(前年度二万六〇〇〇円)し、また啓発活動費を四億九〇四一万円要求している(前年度四億三〇六三万円)。地域改善対策事件処理経費が主たる内容である。(三)大村入国管理局センターの整備(公共投資重点化枠の要望額)

同センターは、集団不法入国者等の収容を主たる業務とする施設であるが、現在はプレハブの建物であり、収容能力及び収容者の待遇等の点で問題がある。あまりひどい処遇をすると国際問題にもなりかねない。将来的には二〇〇〇人規模(ぎりぎりで一〇〇〇人規模、一〇〇億円)の収容能力が求められるところ、九五年度は五〇億円を要求する。

(最高裁) (一)国選弁護人制度は、憲法上明文をもって保障されている優れた人権保障制度である(憲法第三七条三項)。そして刑事裁判の半数が国選弁護人によって弁護されるようになって一〇年以上を経過している。このような国選弁護制度の重要性に鑑み、国選弁護人の報酬(報酬基準額、地裁一件三開廷)を七万七三〇〇円に引き上げるよう要求する。(現行の七万四八〇〇円から三・三%

外務調整会議

概要

(法務省)		概算要求額 (単位: 百万円、対前年度比 %)	
増員 (一般会計)	計449人	(一般会計) 一般経費	540,884 (103.2)
1. 檢察活動充実強化 (検察事務官の増員)	106	施設費	16,353 (101.6)
2. 訟務事務の強化	7	計	557,237 (103.1)
3. 人権擁護事務処理の強化	4	(登記特別会計) 一般経費	156,486 (104.0)
4. 国籍事務処理の強化	10	施設費	8,702 (109.6)
5. 刑務所等保安業務、収容少年教育、観護体制の強化	153	他会計へ繰入	235 (161.0)
6. 保護観察活動の充実強化	19	予備費	1,000 (100.0)
7. 出入国審査業務等の充実強化	150	計	166,423 (104.3)
(登記特別会計) 登記事務処理の強化	162	重複額(差し引く)	72,860 (102.2)
所管合計 (7年度計画削減 384)	611	法務省所管合計(差引き統計額)	650,800 (103.5)

外務省予算の概算要求額は七四九七億五二〇〇万円で、伸び率は前年度予算比で七・九%増である。そのうち、政府開発援助(ODA)は五七五七億二四〇〇万円で、前年度比七・七%の伸びとなっている。来年度の概算要求に当たっては、与党三党として、①外交実施体制の強化をはかる②ODAの前年度シリングの伸び率を確保する③戦後五〇周年の行事を開催する、などを確認した。

この与党の基本方針に基づいて、外務省は外交実施体制の強化については、定員等の増強、機構の拡充、在外公館の機能強化、情報・通信機能の強化を目的として、定員・予算の増員・増額を求めていた。

また、ODAの伸び率確保については、一九九三年から始まっている第五次中期目標の達成に向けて、ODA関連予算の着実な拡充をめざしている。なかでも、二国間援助の方針として、「ニューフロンティア」と呼ばれる新分野における援助プログラムの強化と国民参加型・草の根協力の促進などに力点が置かれ、これらの分野の予算要求伸び率は前年度比五三・八%に急増している。

「戦後五〇周年の行事を開催する」との与

党方針との関連では、歴史研究の支援や知的交流、青年交流などを促進する各種事業を行なうこととして、四一億七五〇〇万円の予算要求を行なっている。これは前年度比二五四・七%の飛躍的な伸び率となっている。

なお、与党としては、来年度概算要求に関連して、行政改革・事務処理の簡素化を求めるとともに、ODA大綱の順守・徹底を図るよう外務省に求めた。これに対して、同省は不要・重複部門の統廃合を進める一方、ODAについては、同大綱の順守・徹底について引き続き努力する旨を表明した。

重点事項

① 外交実施体制の強化

他の先進諸国と比較してなお不足している外務省職員の増員を着実に図っていくために、定員を百八十六人増やす。機構の拡充については、欧州連合(EU)の閣僚理事会が開催されているルクセンブルクに大使館を、四川省の省都・成都に総領事館を新設する。

在外公館の機能強化、海外邦人安全対策、危機管理体制の強化として、三四〇億二三〇〇万円(伸び率八・一%)を確保する。また、通信、情報収集・分析・提供機能の強化を図るために、コンピューター・システムの一層の活用、日本国際問題研究所の活動強化をめざす(要求額五六億二二〇〇万円=伸び率一

五・二%）。

②ODAの充実強化

%増）。

大蔵調整会議

第五次中期目標の達成をめざして、二国間援助の着実な増額を図る。このため、技術協力事業および無償資金協力などを合わせて、二国間援助として四四四〇億円（伸び率七・二%）を要求している。

なかでも重点項目として、①ODAの質的改善②ニュー・フロンティアへの対応③国民参加型・草の根援助の促進④内外の理解を得る努力、を挙げている。これらの分野だけの概算要求額を見ると、一六三億三七〇〇万円で、伸び率にして五三・八%にも達する。ニューフロンティアとしては、開発と女性、社会的弱者への援助、環境問題、人口・エイズ問題などが挙げられている。

このほか、平和及び地球規模の問題に関する協力として、人道的国際機関への支援、民主化・史上経済化の支援などを強化する（三六一億五一〇〇万円、六・八%増）。

③戦後五〇周年の事業

戦後五〇周年の節目に当たり、アジア諸国との歴史を直視し、未来に向けた関係を築いていくために、歴史図書・資料の収集や研究者に対する支援などを目的とする歴史研究支援事業や、知的交流や青年交流などを通じ各界各層における対話と交流を促進する交流事業を行う（四一億七五〇〇万円、二五四・七

外務省概算要求の重点事項
(単位：百万円)

重点事項	95年度要求額	94年度予算額	増減
1. 外交実施体制の強化			
①定員の増強	4,948人	4,762人	186人
②在外公館の機能強化	34,023	31,470	2,553
③情報通信機能の強化	5,622	4,879	743
2. ODAの充実強化			
①二国間援助の充実	443,960	414,298	29,662
②地球規模問題の協力	36,252	33,935	2,317
③国際文化交流の強化	16,852	14,692	2,160
3. 戦後50周年関連事業	4,175	1,177	2,998

所管合計＝一兆九九九六億円。うち一般歳出は一兆七二七三億円。

このように、要求額に占める一般歳出の割合は約八・六%にすぎず、所管の主要部分は国債費や産業投融資特別会計の繰入などである。

重点事項

一、国債費

一兆四〇六〇億円。

二、産業投融資特別会計の繰入

一兆三〇〇〇億円

三、経済協力費

四〇三一億円

海外経済協力基金への出資及びアジア開発銀行等拠出金など。

四、決算調整資金への繰入

五六六三億円

五、急増する物納財産の処分・管理に一九億円。貿易統計の集計システムの変更に五億

概要

文部省所管一般会計の概算要求は五兆七五一億円で、今年度比三・八%、二〇九〇億円の増額要求である。一方、国立学校特別会計は、今年度比五・七%、一三九四億円増の二兆五八一億円の要求を行った。

このほか、「公共投資重点化枠」として、総額二九八億円を要求している。その内訳は、①基礎研究の充実と高度情報化として、卓越した研究拠点（COE）の形成や、大学等における情報ネットワークの高度化の推進、子どもの科学等への関心を高める施設（科学学習センターなど）の整備など、一二八億円、

②文化活動等の充実と豊かな地域づくりとして、文化発信拠点の整備、地域ニーズ等にも配慮した教育環境の整備、文化・スポーツの国際交流など、一七〇億円となっている。本格的な高齢化社会の到来する二十一世紀を間近に控えた現時点において、新たな時代のリズムに的確に対応するために、以上の二点に関連して重点的な整備を図る必要がある。

なお、文化国家にふさわしい文化予算を確保するため、文化庁予算については、公共投資重点化枠を含めて、今年度比一一三億円増（一九%増）の七〇九億円を要求している。

文部調整会議としては、(1)知的社会形成のための概算要求基準上の特別枠については、来年に向けての引き続きの課題とし、(2)冬の予算編成にあたっては、七月二九日の政策調整会議が示した「平成七年度概算要求に当たつての基本的な考え方」の中で、「教育、文化、科学技術の充実を二十一世紀に向けての先行投資として位置づけ、国民が夢を持てるようになる」と謳っていることを踏まえ、文教予算の要求額確保に努めたい。

重点事項

文部調整会議は、以下の四点の重点項目を定め、教育・学術・文化・スポーツを通じた文教予算の充実を推進したいと考えている。

①科学研究費の充実、施設・設備の高度化など、教育研究条件の整備

近年の理科離れへの対応も含め、基礎研究の充実と豊かな人材育成のため、科学研究費補助金の充実（一一〇億円増）、老朽・狭隘施設の解消と高機能化及び教育研究設備の最新化（三三三億円増）、魅力ある科学教育の推進（三八億円増）、教職員配置改善計画の着実な推進（六一六億円増）などを図る。

②私学助成の充実

私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割的重要性にかんがみ、私立学校

うに、教育は未来への先行投資である。文部調整会議としては、(1)知的社会形成のための概算要求基準上の特別枠については、来年に向けての引き続きの課題とし、(2)冬の予算編成にあたっては、七月二九日の政策調整会議が示した「平成七年度概算要求に当たつての基本的な考え方」の中で、「教育、文化、科学技術の充実を二十一世紀に向けての先行投資として位置づけ、国民が夢を持てるようになる」と謳っていることを踏まえ、文教予算の要求額確保に努めたい。

文部調整会議は、以下の四点の重点項目を定め、教育・学術・文化・スポーツを通じた文教予算の充実を推進したいと考えている。

①科学研究費の充実、施設・設備の高度化など、教育研究条件の整備

近年の理科離れへの対応も含め、基礎研究の充実と豊かな人材育成のため、科学研究費補助金の充実（一一〇億円増）、老朽・狭隘施設の解消と高機能化及び教育研究設備の最新化（三三三億円増）、魅力ある科学教育の推進（三八億円増）、教職員配置改善計画の着実な推進（六一六億円増）などを図る。

②私学助成の充実

私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割的重要性にかんがみ、私立学校

振興助成法の趣旨に沿って、補助金の増額を図るべきであり、教育研究条件の維持向上や修学上の経済的負担の軽減等に資するため、私立高校への経常費助成（九二一億円増）、私立高校等への経常費助成（七〇億円増）など、私学助成の充実を図る。

なお、高校以下の一般補助の中には、新たに私立高校の四〇人学級を推進するための政策誘導補助を含むことにしている。今年度予算においては、高校以下の分について二一二億円の削減がなされたが、今後このようないがないよう、特に留意すべきである。

③文化、教育、学術等の国際交流・国際貢献の推進等を通じた施策の充実

国際社会の中で信頼され、必要とされる日本になるため、芸術文化の交流や文化財保存事業への協力（二億円増）、二十一世紀初頭における留学生受け入れ十万人計画の促進（六二億円増）等を通じた施策の充実を図る。

④情報通信手段の整備による文化、教育、学術等の情報の享受機会の拡充

文化、教育、学術等いずれの面でも情報の整備が重要な課題であり、幅広く情報通信手段を整備することにより、人々が適切に最新の各種情報を享受できる機会の拡充を図る。

なかでも、学術情報の充実（五三億円増）は基礎研究推進の基盤でもあり国際競争力の強化と一層の国際貢献のためにも重要である。

概要

要求額は、一四兆四七九三億円で、九三年度予算に対し、九六・六二億円の増額、伸び率で七・二%のアップとなっている。伸び率は前年度の五・五%を上回り、高く見えるが、

年金改正による年金額の引上げなど多額の当然増が発生するためである。

シーリング決定の段階では、年金成熟化と制度改正の平年度化に伴う経費、診療報酬改定の平年度化に伴う経費、景気低迷に伴う生活保護費の増などいわゆる当然増は、一兆二千億円と説明されていたが、シーリング設定により九六六二億円に圧縮された。

その差額二三〇〇億円強については、医療費当然増の抑制、児童扶養手当等の所得制限限度額の引上げ、老齢福祉年金の扶養義務者所得制限限度額の引上げ、精神・結核の公費負担制度の見直し等による国庫負担（補助）金の縮減、九〇〇億円増と見込まれていた生活保護費を格差是正分の四〇億円程度しか計上していない、などの方法でやりくしている。もう一つ目立つのは、概算要求の段階では金額を示さず事項のみを要求し、金額については年末までの予算編成過程で決着を図るいわゆる白紙（事項）要求が例年になく多い点

である。①子育て（エンゼル）プラン②新ゴールドプラン③原爆被爆者対策④公的年金制度の一元化⑤国民健康保険制度改革改正、などである。①と②については、税制改正との関連で議論がなされており、③は被爆者援護法制の議論と関連があり、④と⑤については、それぞれ関係審議会の検討次第ということになっている。

以下、主要施策の概要を示しておこう。

- 1 高齢者保健福祉対策では、まずゴールドプラン関係は、総額五九九四億円の要求となっており、ホームヘルパーは巡回型の二十四時間対応ヘルパーの創設などで七二〇〇人増、ショートステイ四六〇〇床増、デイサービス九〇〇か所増、在宅介護支援センター一〇〇〇か所増、特養一万床増、ケアハウス七〇〇〇人増、高齢者生活福祉センター四〇か所増、老人保健施設二万六〇〇〇床増となっている。痴呆性老人対策については、老人性痴呆疾患センターを一二か所増設するなど一九四億円増要求。老人保健事業第三計画の推進など老人保健対策は一五〇九億円増要求。
- 2 児童家庭関係は、子供にやさしい街づくり事業を三六〇市町村へ、時間延長型保育サービス事業を一七三〇か所へ、駅型保育モデル事業を一八か所へ、母と子の健康支援事業の創設など総額六〇三〇億円（一五八億増）の要求。

3 障害者福祉関係は、政府が九三年三月に策定した「障害者対策に関する新長期計画」に基づく施策の推進が課題となっている。精薄者グループホームを七六〇か所へ、ふれあいのまちづくり事業を三八四か所へ、長野・ラリンピックの選手育成への助成、「国連・障害者の十年」記念施設建設（堺市）など総額二四五九億円の要求。

4 水道・廃棄物処理施設関係は、災害や渴水に強い水道づくりなどで八五億円増、廃棄物処理施設の整備等で一六二億円増、合併処理浄化槽は整備対象地域を拡大することにより一〇億増の一二六億円など、全体で投資的経費のシーリングである八・四%増の二二二九億円が計上されている。

5 疾病対策では、一年目に入った「がん克服新一〇か年戦略」の推進として三九億円（六億増）、エイズ・ストップ七年作戦で一一〇億円（一億増）。また、精神保健関係として、精神障害者社会復帰施設を五五か所増、救急医療体制の整備などで二二五億円（二四億増）、拡大の傾向を見せている結核対策は二七億円（七億増）。これらと関連し、精神医療と結核医療の公費負担制度を見直し、医療保険の自己負担分について公費助成を行う仕組み（いわゆる保険優先）に改めることにより一五〇億円の国庫負担減を組んでいる。骨髄移植対策として骨髄提供登録者の確保など

で一一億円（四億増）の要求となっている。

6 保健・医療対策では、医療施設近代化施設整備事業など総額二七七一億円。

7 来年の戦後五〇周年関係事業に関連する援護・原爆関係では、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給（国債で対応するため予算上は事務費計上）、戦没者追悼平和祈念館の建設費六四億、中国残留邦人の毎年の一時帰国（現在五年毎）や永住帰国の対象範囲について高齢帰国者の範囲を六五歳以上から六〇歳以上とする、被爆者実態調査費など一〇六億円（四六億増）の要求。

1 新ゴールドプランに必要な経費は三〇〇〇億円強である。与党福祉プロジェクトに示された厚生省素案は別図の通りである。自治体で作成された老人保健福祉計画を踏まえた水準の底上げと同時に、考え方として、△利用者本位・自立支援▽普遍主義▽総合的サービスの提供▽地域主義をあげている。

2 エンゼル・プランは、子育ての社会化をキーワードにして五〇〇～六〇〇億円と見込まれている。しかし、現時点では具体的な数値目標は示されておらず、定性的なものにとどまっている。子育てと仕事との両立支援、ゆとりある教育、住宅など生活環境の整備、母子保健医療の充実、子育てコストの軽減な

どが柱となっている。

3 戦後五〇周年関係では一つの問題がある。

一つは、被爆者援護法制定の課題であり、これについては臨時国会での成立を期し、現在与党内で議論が進められているが、『国家補償』の観点を明確にした内容になるよう社会党として努力していく。二つ目は、援護関係予算の戦没者平和祈念館の問題であり、日本遺族会への委託、アジア諸国への加害の実態を展示するなど事業内容の問題など年末までに煮詰めなければならない。

4 「公共投資重点化枠」に関わる厚生省要望は、水道施設・廃棄物処理施設の整備で一四一億円、ゴールドプラン関連の老人福祉施設の整備（特養、デイサービスセンター、在宅介護支援センター）一三〇億円の計二七一億円となっている。水道・廃棄物処理については市町村からの要望額が五千億円にも達しており、公共投資全体の配分比率を大胆に見直すなかで満額実現することはもちろん、さらに増額査定が必要である。



係等その多様化の推進、を図ることとしている。

概要

農業・農村関係については、活力に満ちた農業構造の実現、地域農業の生産体制の強化、中山間地域等の農山漁村の活性化、新技術の開発普及の推進、環境問題への積極的な対応と国際協力の推進、食品加工・流通及び消費対策の推進等に重点をおいている。

森林・林業関係については、林業・木材産業の活性化と綠豊かな森林・山村の整備を図るため、国産材の低コスト化の推進、流域林業施策の展開、中山間地域対策の推進、林野公共事業の推進、国有林野事業の経営改善等に重点をおいている。

水産関係については、新たなニーズに対応するため、水産制度金融の総合的な充実強化、弾力的・効率的な漁業生産構造の再編整備、水産物価格の安定、漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業の推進等に重点をおいている。

なお、多様な行政ニーズに応え、より分かりやすく使いやすい予算とするため、①既存の補助事業の見直し及び整理統合の徹底、②補助要件の見直し、効率的・合理的な施工方法の導入、工期の短縮、③財政手法について、補助に加え、融資、地方財政措置との連

重点事項

農業・農村関係については、経営支援・規就農者対策等による担い手の育成、農地の担い手への利用集積と併せた農業生産基盤整備、担い手の経営基盤の整備を広域的に行う新たな農業構造改善事業の発足、女性・高齢者対策の充実、農業生産体制強化総合推進対策の発足による国内農業の生産体制の抜本的強化、畜産再編総合対策の発足による地域の特性を踏まえた地域畜産構造の再編、生産・生活基盤の整備を総合的に推進する山村振興等農林漁業特別対策事業の発足、地形条件に

応じた生産基盤整備や地域の活性化を推進する中山間地域総合整備事業の発足、都市との連携による地域おこし活動の支援、次世代を保全型農業の導入・推進、森林保全対策等地球環境保全対策の推進、原料生産から加工・流通・消費までを視野に入れた食品流通対策の推進、食品事故防止対策及び日付表示の適正化等消費者対策の充実、など。

森林・林業関係については、住宅資材の標準化や流通の短絡化等による木造住宅供給コストの削減、森林の流域管理システムを実行段階への移行（当面五年間林業施策を集中的に投入）、特定農山村法等の計画に基づく中山間地域対策、緑豊かな環境整備及び安全で快適な国土空間の創出、国有林野事業へ的一般会計からの繰入れ、など。

水産関係については、中小漁業者の漁業経営の改善を促進するための低利の短期運転資金を貸し付ける漁業経営改善促進資金の創設、船団附属船の縮減等漁法の改善により中小漁業の経営体を存続する形での漁獲努力量の縮減、水産物調整保管事業について地域特産物を開拓した新たな事業の創設、「第九次漁港整備長期計画」及び「第四次沿岸漁場整備開発計画」に基づき漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備推進、回遊性魚種に対する資源管理及び栽培漁業の実施、など。

農林水産予算概算要求の概要

(単位：億円、%)

区分	94年度 予算額	95年度概算 要求額	対前年度比	備考
農林水産予算要求額	34,172	34,206	100.1	
1. 公共事業費	18,543	18,584	100.2	
(1) 通常分	15,889	16,186	101.9	
(2) NTT(Bタイプ)分	2,469	2,244	90.9	
(3) 災害復旧等	185	154	82.9	
2. 一般事業費	12,886	12,879	99.9	
3. 食糧管理費	2,743	2,743	100.0	
公共投資重点化枠要望額	0	1,210	皆増	
1. 公共事業費	0	1,100	皆増	
2. 一般事業費	0	100	皆増	
再計				
農林水産予算要求・要望額	34,172	35,416	103.6	
1. 公共事業費	18,543	19,685	106.2	
2. 一般事業費	12,886	12,989	100.8	
3. 食糧管理費	2,743	2,743	100.0	

(注) 計数は、四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある。

九五年度概算要求は、一般会計全体として九二六二億円、石特線入れを除いた一般経費三八六二を要求した。（石特線入れは五四〇〇億円）また、特別会計については、石特会計七二三八億円、電特会計四五六五億円、特許特別会計七九〇億円、貿易保険特別会計八四八一億円、アルコール特別会計三三五億円を要求。

概算要求の編成は、九五年度通商産業政策の重点に沿って、以下五本の柱で編成。

一 國際社会に開かれた豊かな経済社会を実現するための改革の推進

新規経済活動分野の開拓によって、新たな産業構造を構築するため、更に①市場機能の強化による経済改革の推進し、②社会資本の整備を行う。

二 新規経済活動分野の開拓等を通じた産業構造転換の促進

わが国に活力に満ち溢れた産業構造を実現するためには、市場機能の強化、社会資本の整備に加え、①新規市場創造に向けた構造改革の推進②技術開発の促進と産業活動への体化のための環境整備③情報化の推進④活力あ

る地域社会の構築のための地域経済活動高度化

化⑤わが国経済環境の変化に対応した中小企業施策の推進、等の産業構造施策を推進する。

三 総合的エネルギー政策の展開
エネルギーの安定供給の確保、供給の効率化、地球環境問題への対応を達成するため

①エネルギー供給体制の柔軟化・効率化の推進②エネルギーセキュリティー確保と環境問題への対応③国際的なエネルギー政策の展開等、総合的エネルギー政策を展開する。

四 自己責任を基礎とした質の高い国民生活の実現

自己責任を基礎とした質の高い国民生活を実現するため①総合的な製品安全対策の推進②環境調和型経済社会の構築③ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現等を推進する。

五 調和ある对外経済関係の構築と地球的課題への対応
世界経済の安定的発展のため①調和ある对外経済関係の構築②地球的課題への対応を積極的に果たす。

重点事項

一 新規経済分野の開拓等を通じた産業構造転換の促進
新規市場の創造を促す技術開発の促進と産業活動への体化のための環境整備として
①国立研究所等の研究施設の整備

②新規開発独創技術開発支援事業の拡充
③ベンチャーエンタープライズセンターの債務保障制度の改善・拡充

今後のわが国の知的生産性と活力の向上の基盤となる情報化を推進するため

①行政の情報化の推進
②マルチメディア等の先進的情報処理技術の応用による先進的アプリケーション整備事業

二一世紀の高齢化社会に向けて、国民の豊かさを実感できる活力ある地域社会を構築するため

①創造的経済発展基盤地域（スーパーテクノ・ゾーン）の形成等のための施設整備

二 わが国経済環境の変化に対応した中小企業施策の推進

①中小企業が行う創造的な技術開発に対する補助
②小規模企業の創業に対する支援制度の創設
③二一世紀型商業基盤整備事業

三 総合的エネルギー施策の展開と環境調和型経済社会の構築

①太陽光発電システムの普及促進
②廃棄物発電の普及促進等
③リサイクル推進のための再生利用能力拡大の技術開発・関連プロジェクト推進等

四 調和ある对外経済関係の構築

①総合的経済協力の推進等

概要

経済企画庁

経済企画庁の、九五年度概算要求総額は五七〇億円で、前年度予算比で約一・四%増となっている。（海外経済協力基金を除く）

三五億円）

今回は特に、製造物責任法（P.L法）の適正な施行等を重視して関係予算を要求している。以下、五本の重点施策を柱として要求を行った。

一 適切かつ機動的な経済政策運営によって、景気回復を確実なものとし、さらにインフレなき持続的成長へと結び付けていくため、的確な情勢判断を推進する。

二 規制緩和の推進、急速な円高の進行、経済のグローバル化等によって生じている、各種構造面からの課題に積極的に対応する。

三 生活者・消費者重視の豊かな社会の実現、高齢化社会の本格的な到来等に対応する。

四 市場アクセス改善、経済システムの国際的調和の推進、経済協力の強化等、国際経済問題への取り組みを強化する。

五 電子メディアによる情報発信等の充実、データベースの改善等による情報システム

の高度化等によって経済分析・情報収集及び情報提供機能を強化する。

算要求を行っている。

重点事項

一 製造物責任法（P・S法）の適正な施行
①消費者安全施策推進

②国民生活センター機能の充実、強化

③地方消費者行政推進事業

④消費者被害原因究明機関整備

⑤製造物責任に関する地方業務指針策定

二 市場アクセスの改善

①市場開放問題苦情処理活動強化

②政府調達苦情処理機関導入

③対日投資会議運営

三 内外価格差是正のための情報収集・分析の強化等

①生計費の内外価格差調査
②海外物価事情調査

③公共料金の内外価格差調査

重点事項

要求事項のうち、最重点事項として、独占禁止法違反行為に積極的かつ厳正に対処するため、必要な経費として二億四、三〇〇万円、また、公正取引委員会事務局の審査部門を始めとする組織・人員について抜本的に検討しその強化を図る方向で、審査部門を中心に入員増一六人の要求を行っている。

その他、政府規制の緩和及び経済のグローバル化に対応した競争政策の展開、独占禁止法違反行為の未然防止、中小企業の競争条件の整備、景品表示法の運用の強化を重点事項として要求を行った。

概要

公正取引委員会

公正取引委員会は、九五年度概算要求において、競争政策の適正かつ積極的な運営を通じて市場経済がより有効に機能するようしていくため、総額五二億九、六〇〇万円の予

通商産業省予算の概要

	94年度予算	95年度要求額	比較 増減額
一般会計	8,986	9,262	276
除く石特線入れ	3,876	3,862	▲ 14
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	6,846	7,238	392
石 特 勘 定	1,085	1,118	33
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	5,760	6,119	359
電源開発促進対策特別会計	4,163	4,565	402
電 源 立 地 勘 定	1,971	2,233	261
電 源 多 様 化 勘 定	2,191	2,332	141
特 許 特 別 会 計	753	790	37
貿 易 保 険 特 別 会 計	9,737	8,481	▲ 1,256
アルコール専売事業特別会計	328	335	7

(注)一般会計95年度要求についてはNTT-B、公共投資重点化枠要望額(50億円)を含ます。

概要

一 一九九五年度の運輸省概算要求（一般会計）は、九六一二億円（公共投資重点化枠及びNTT-Bを含む。対前年度四〇%増）、このうち行政費は四七五二億円（対前年度一・六%増）、公共事業費は四六八一億円（対前年度六・三%増）である。公共事業費のうち、公共投資重点化枠を活用した、整備新幹線の整備が四四%の増となっているのが特徴。

二 重点事項の第一は、「ゆとりと安心を実感できる地域の暮らしの実現に向けての施策の推進」である。

その一点目は「人にやさしい交通の実現」であり、五四億円を要求し、交通ターミナル

における高齢者や障害者に配慮したエレベーターの設置、都市交通の円滑化や交通安全の確保を推進するものである。二点目は、「地域の実情に即した交通の確保及び整備」であり、一五〇億円を要求し、地方バスの運航確保や離島航路の整備・近代化のために助成を行なうとともに、バス交通の活性化を推進するものである。三点目は、環境に配慮した施策の推進であり、技術開発、気候変動対策、二重構造タンカーへの早期代替促進など、一七億円の要求である。

三 重点事項の第二は、「交通関係社会資本

の整備の促進」である。

一点目は「鉄道の整備」であり、整備新幹線に二十九九億円を要求し、長野オリンピックを控えた北陸新幹線をはじめとして事業の促進を図るとともに、地下鉄など都市・幹線鉄道整備について六七六億円を要求している。

二点目は、空港整備の促進であり、一三三二億円を要求し、三大空港プロジェクト等の整備を進めるとともに、関西空港について国際競争力を強化するため、着陸料の引下げを図るものである。三点目は、港湾・海岸の整備であり、外貨ターミナルや廃棄物処分場などの港湾整備に三六八九億円、海岸整備に四〇五億円を要求している。

その他項目

一 ゆとりある国民生活の実現に向けて総合観光政策を推進するため、世界観光機関アジア太平洋事務所設置に伴う国際機関との連携の強化や、国際観光振興会への補助を行なうとともに、家族キャンプ村等観光基盤施設の整備や、低廉宿泊施設の利用促進のため、二九億円を要求している。

二 開発途上国等の港湾、鉄道、空港等の整備に関する国際協力を推進するため、環境保全、輸送の安全、物流体系の整備等の国際協力や、人の交流、民間の行なう国際協力への支援として、六億円を要求している。これら

を含めた運輸省ODA予算の対前年度の伸び率は七・三%となる。

三 次世代へ向けての技術開発を推進するため、船舶関係では、テクノス・ペーライナー、超大型浮体式海洋構造物等の高度船舶技術開発として一〇億円を、鉄道関係では超伝導磁気浮上方式鉄道（リニアモーターカー）などの技術開発費として五四億円を要求している。

四 海上保安体制の整備を推進するため、広域的海上保安哨戒体制の整備（巡視船艇の建造、航空機の整備、通信体制の整備）として一二五億円、海洋調査の充実・強化として九億円、さらに、高精度電波航法システムの整備を含む航路標識の整備として七九億円を要求している。

五 気象観測体制等の整備を推進するため、静止気象衛星業務の推進、気象総合処理システム等の気象観測業務の強化として三三三億円、地震対策・火山噴火対策の強化を図るために二億円を要求している。

六 その他、日本国有鉄道清算事業団に対する財政措置としての七六二億円の助成、国際安全基準不適合船排除のための外国船監督（ポートステートコントロール）の推進における情報交換体制の整備として〇・三億円、新時代の船員養成に対応するため、航海訓練所の練習船の代替船として一二三億円を、それ要求している。

1995年度公共投資重点化枠要望総括表

(単位: 百万円)

事 項	要望額	内 容
1. 鉄道の整備 (1) 整備新幹線 (2) 地下高速鉄道	9,734 3,653	国土の均衡ある発展を図るための整備新幹線の整備の促進都市交通の混雑緩和、利便促進のための地下鉄の整備の促進
2. 港湾の整備 (1) 外貿ターミナル (2) 廃棄物海面処分場	5,802 400	輸入促進のための基盤整備の促進 深刻化する廃棄物問題に対応するための海面処分場の整備の促進
3. 海岸の整備	962	津波対策及び海辺にふれられる海岸保全対策の促進
4. 空港の整備 三大空港プロジェクト等	7,387	東京国際空港、関西国際空港、東京国際空港等の空港整備の促進及び関西国際空港の国際競争力の強化
5. 航海訓練所練習線の整備	1,293	新時代の船員養成に対応した代替船「青雲丸」の建造
6. 海上保安庁巡視艇の整備	261	不法入国の急増、密輸・密漁の悪質、巧妙化に対処するため高速・高性能を有する代替船の建造
運輸省所管合計	29,792	

郵政調整会議

概要

電気通信行政のため的一般会計の要求・要望額は五〇三億五〇〇〇万円。これには公共交通重点枠への要望五〇億円が含まれており、これを除いた要求額四五三億五〇〇〇万円は前年度比で約六・八%の増。マルチメディア時代を展望し、情報通信分野の政策責任を果たしていくべき官庁としては必要最小限度の予算規模といえよう。ちなみに、九四年度の予算額・四二五億円は政府全体予算の約〇・〇六%である。

情報通信の基盤整備は、世界情報通信基盤（G-I-I）構築を目指し、欧米をはじめ世界が取り組む重要事項である。先のナボリサミットにおいても、その促進について合意したことから、また村山首相もその重要性について所信表明において言及している。このため、我が国においても強力な取組みが可能となるよう、予算の実現を図るべきである。また、情報通信基盤のように二十一世紀に向け重点的に整備すべき分野に公共投資の重点的な配分を行う必要がある。

郵政事業特別会計は歳入、歳出ともに七兆三三八二億円であり、前年度比では約二・九%増。これには収入印紙等の収入で通り抜け

となる業務外収支が含まれており、これを除いた実質的な事業収支は、歳入、歳出とともに四兆八四七六億円となり、前年度比で約四・三%の増となる。

郵便貯金特別会計は、一般勘定が歳入一三

兆八一三億円（前年度比約二・一%増）、歳出一〇兆一四四九億円（前年度比約〇・五%増）であり、金融自由化対策特別勘定が歳入六兆六五〇三億円（前年度比約三・七%増）、歳出六兆六二九三億円（前年度比約三・四%増）である。

簡易生命保険特別会計は、歳入一九兆二〇〇三億円（前年度比約一二・二%増）、歳出一一兆三〇七九億円（前年度比約一七・二%増）である。

重点事項

電気通信行政における重点事項は、「二十一世紀の知的社会への改革に向けた情報通信基盤の一体的整備」である。

このためにNTTの株式の売払い収入の活用により、加入者系光ファイバー網を整備する民間事業者を対象とした無利子融資制度を創設し、民間事業者の投資負担を軽減することによって、光ファイバー網全国整備の円滑な実現を図るよう要求している。この新たな融資制度の九五年度融資期待額は六六五億円であるが、これは民間事業者がこの分野で予

の融資、簡易保険資金の不動産への運用や公益企業への貸付け――などを要求している。

定している来年度の投資見込みが二三〇〇億円であり、この三〇%ほどを無利子融資によって支援しようというものである。

また、公共投資重点化枠への要望（五〇億円）を活用し①情報化に積極的に取り組む自治体と連携し、高度な情報通信ネットワークにより医療・教育をはじめとする公共的アプリケーションを先導的に提供する中核的な施設を整備（二八億円）②各種の利用分野で共通的に利用される基礎的・汎用的技術を開発するため通信総合研究所に新たな研究施設を整備（二二億円）――することを求めている。

さらに、電気通信行政関係では、マルチメディア時代を展望し、ソフトの多彩な展開、放送のデジタル化等により、通信・放送の融合動向を踏まえたマルチメディア環境の整備に取り組むほか、「人にやさしく、安心できる」生活環境の実現のために、高齢者の社会参加支援のための情報通信の活用、視聴覚障害者向け専門放送サービスの推進等による情報アクセス確保、環境保全への貢献などのために一〇五億七五〇〇万円を要求している。

三事業の重点事項としては①郵便利用の拡大と事業運営基盤の整備促進②少子・高齢化社会に対応したライフプラン貯金、出産一時金付養老保険といった国民のニーズに応えた新商品の開発③郵便貯金資金を地域に直接還元するための地方公共団体・第三セクターへ

郵政省予算概算要求（概要）

事 項	94 年 度 額 予 算 百 万 円	95 年 度 額 要 求 百 万 円	比 増 △ 減 較 額 百 万 円	備 考
一 般 会 計				
歳 出	42,467	50,350	7,883	
要 求 額	42,467	45,350	2,883	
要 望 額 (公共投資重点化枠)	—	5,000	5,000	
新たな無利子融資	—	融資期待額 66,497	—	新たな無利子融資制度創設による光ファイバ網整備の促進
無利子・低利融資	70,000の内数	融資期待額 104,387	—	
財 政 投 融 資	1,978,000の内数	出融資期待額 364,000	—	
産業投資特別会計	27,700	委託額 30,200	2,500	
郵政事業特別会計				
歳 入	7,133,561	7,338,192	204,631	
歳 出	7,133,561	7,338,192	204,631	
郵便貯金特別会計				
(一般勘定)				
歳 入	12,794,867	13,081,326	286,459	
歳 出	10,093,492	10,144,944	51,452	
(金融自由化対策特別勘定)				
歳 入	6,415,977	6,650,314	234,337	
歳 出	6,411,711	6,629,331	217,620	
簡易生命保険特別会計				
歳 入	17,112,842	19,200,338	2,087,496	
歳 出	10,500,749	12,307,875	1,807,126	

労 動 調 整 会 議

概 要

我が国は、今後、産業構造の変化や少子化・高齢化の急速な進展などに伴い、労働力需給両面において大きな構造変化が見込まれており、こうした変化に対応しうる人材の育成、成長分野への失業なき円滑な労働移動等のための環境整備が大きな課題となっている。また、これと併せ、現下の景気動向に即応して、機動的な雇用対策を着実に実施する必要がある。

さらに、女性の職場進出、若年者を中心とする就業意識の変化、就業形態の多様化などに対応して、一人一人の労働者の能力が十分活用されるような環境整備、働きがいとゆとり、家庭生活との調和等を図るための環境整備等を進める必要がある。

労働省の九五年度概算要求は、以上のような諸課題に適切に対応し、「安心、ゆとり、活力に満ちた社会の実現」を目指して、各般の施策を積極的に展開することを内容としている。

九五年度労働省予算概算要求は、総計五兆八九八九億円、前年度比一・二%、一二七一億円の増となっている。その内、一般会計については、四六九一億円、前年度比一・九%、

八七億円の増。労働保険特別会計は、五兆四一三六億円、前年度比二・二%、一一八一億円の増。石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の石炭勘定分としては、一六二億円、対前年度比一・〇%、三億円の増となっている。

また、公共投資重点化枠の要望については、女性の地位向上等婦人問題を所管してきた労働省として、来る九六年四月一〇日が、婦人参政権行使五十周年という記念すべき日に当たり、二一世紀に向けて女性の地位向上や社会参加の拠点となり、女性の諸活動を支援するための施設として、「女性の歴史と未来館」を設置することとし、これに必要な経費として、五〇億円を要求している。

重 点 事 項

- (1) 経済社会構造の変化等に適切に対応するため、景気動向に即応した機動的な雇用対策の積極的展開及び中長期的な産業・職業構造の変化を踏まえた雇用・職業能力開発対策を推進するとともに、新卒者を中心とした若年者対策、高齢化に対応した高齢者対策を総合的に展開することとし、これに要する費用として、一兆四二七五億円を要求。
- (2) 職業生活と家庭生活との両立を支援するため、介護休業制度の法制化を含む介護対策の充実等両立支援対策の推進を図るとともに、女性の能力發揮を可能とする環境の整備を図るため、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等対策、女性の地位向上のための施策、総合的なパートタイム労働対策を推進することとし、これに要する経費として、三八〇億円を要求。

- (3) 働きがいがあり安心して働ける労働者生活を実現するため、労働時間の短縮をはじめとする労働条件対策の総合的推進、職場における安全と過労死の予防等健康の確保及び適確な労災補償の実施を図るとともに、中小企業の魅力づくり対策、勤労者福祉対策を推進することとし、これに要する経費として、一兆二八五七億円を要求。
- (4) 国際社会に積極的に貢献するため、国際情勢の変化に対応した労働外交、国際協力の展開、外国人労働者問題への適切な対応を図るとともに、技能実習制度の推進等途上国における人づくりへの協力を進めることとし、これに要する経費として、一二八億円を要求。
- (5) 今般の改正雇用保険法により九五年度に発足する雇用継続給付（高年齢雇用継続給付及び育児休業給付）の実施等のための増員をはじめとする行政推進体制の整備等に要する経費として、三〇五億円を要求。

労働省予算概算要求

事 項	95年度要求額	増 減
	百万円	百万円
第1 経済社会構造の変化等に対応した雇用対策の推進	2,427,523	90,489
・産業構造の変化等に対応した雇用対策の展開	2,091,181	83,377
・高齢化に対応した高齢者対策の総合的展開	194,441	8,375
第2 職業生活と家庭生活との両立と女性の能力発揮を可能とする環境整備	38,018	6,545
・介護対策の充実等職業生活と家庭生活との両立支援対策	32,066	6,079
第3 働きがいがあり安心して働く勤労者生活の実現	1,285,683	1,026
・職場における安全と健康の確保、適確な労災補償の実施	1,159,634	1,112
・中小企業の魅力づくり対策の推進	31,677	2,104
第4 國際社会への積極的貢献	12,820	375
第5 行政推進体制の整備等	30,547	3,437

建設調整会議

重点事項

66

建設省 概要

九五年度建設省関係予算の概算要求総額は、事業費ベースで対前年度比一・一%増の一八兆四三〇三億円、国費ベースでは六%増の六兆五四八八億円となっている。

これを事業別に対前年度比の伸び率でみると、市街地整備事業が九%、公園事業が八%の高い伸びで、戦略的・重点的に住宅・社会資本整備の推進を図ることとしている。

五箇年計画との関係では、九五年度は第七次下水道整備計画、第五次都市公園等整備計画、第五次海岸事業計画、第六次住宅建設計画の最終年度となる。これらについて、九五年度分の概算要求額を加えた事業費ベースで累積進捗率をみると、下水道（一般公共）が一〇三・八%、都市公園等（一般公共）が八七・六%、海岸（建設省分）が九八・八%となっている。住宅（公的資金住宅）は、戸数ベースの進捗率で一〇七・四%である。いずれの五箇年計画についても、事業量総額でみる限りほぼ目標を達成する見通しである。

また、公共投資重点化枠については、一般公共事業費と官庁営繕費を合わせた要望額で三六五三億円となっている。

概算要求の重点事項としては、第一に全国的な交流ネットワークの形成を推進するため、高速道路などの高規格幹線道路網等の整備に係る公的助成の拡充を図ることとして、国費六九一八億円（うち公共投資重点化枠五三六億円）を要求し、九五年度に二八一kmの新規供用を予定している。

第二に活力ある地域づくりの推進を図るために、①空港、インター・エンジから中心市街地へのアクセス道路となる地域高規格道路等の整備、交通不能区間の解消等のための交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業等の推進、②スポーツ・健康施設、オートキャンプ場等の整備に係る都市公園等の整備、③高速道路等のサービスエリア・パークリングエリアとの周辺を活用した新たな地域拠点の形成、④町村の公共下水道・特定環境保全公共下水道の整備、水質汚濁の著しい河川・湖沼の水質浄化事業の推進、⑤がけ崩れの危険度が特に高い病院や社会福祉施設に係るがけ崩れ対策の推進、小規模生活ダムの整備による局所的治療対策と生活用水確保の推進、⑥雲仙・普賢岳対策として、土石流対策の推進を図ることとしている。要望額は、これらの六項目について国費総額で四二八六億円（うち公共投資重点化枠一〇八四億円）である。

第三に、住宅・宅地対策の充実を図るために、
 ①良質な公的住宅の供給を促進し、九五年度
 に七六万七千戸を建設する、②三大都市圏に
 おける都心居住の促進を図るための年間一〇
 万户規模の住宅市街地の整備の推進、③地方
 定住促進のための若年層の定住と大都市圏か
 らのU・Jターンの受け皿となる住宅・宅地
 供給と居住環境整備の推進、④鉄道新線の整
 備や新駅の設置と一体となつたニュータウン
 のための基盤整備の推進、⑤定期借地権方式
 による住宅供給の促進などを図ることとして
 いる。これらに係る国費要望は三六八四億円
 （うち公共投資重点化枠六三二億円）である。

第四に、快適な生活環境の整備について、

①二一世紀までに、緑のストックを三倍、市
 街地における緑地割合の三割以上の確保を目
 標とした緑と水辺づくりの推進、②ダム等の
 建設・ダム群連携事業による渴水対策の推進、
 ③床上浸水の解消を図るための河川事業、兩
 水対策下水道の整備の推進、④都市における
 水循環の改善と水質の保全・再生等を図るた
 めの雨水の貯留・処理・再利用等の推進、⑤
 二一世紀初頭までに高齢者にやさしい住宅ス
 トックを約五〇〇戸確保することを目標と
 した住宅供給、幅の広い歩道の設置等の高齢
 者・障害者や子どもにやさしいまちづくりの推
 進、⑥立体交差化等による渋滞対策の推進、
 ⑦市街地整備等による美しいまちづくりの推

進を図ることとしている。これらの国費要望
 は八八八五億円（うち公共投資重点化枠一〇
 三五億円）である。

第五に情報基盤整備の推進として、長期的
 に四〇万kmの電線共同溝を整備することを目
 標として、国費六三二億円（うち公共投資重
 点化枠三六五億円）を要求し、九五年度に七
 〇〇kmの新規供用を予定している。

国土庁

概要

九五年度国土庁関係予算の概算要求総額は、

公共事業関係費が国費ベースで対前年度比六
 %増の三〇九一億九八〇〇万円、行政部費が
 七%増の四一九億六四〇〇万円で、合わせて
 三五一億六二〇〇万円となっている。

これを事業別に対前年度比の伸び率でみると、
 公共事業関係では、離島振興事業費、國
 土総合事業調整費がともに7%の高い伸びを
 示しているほか、行政部費では、総合的水資
 源対策、地方振興を一四%増額するなど、緊
 急の課題である渴水対策、中山間地対策に重
 点的・積極的に取り組むこととしている。

公共投資重点化枠については、公共事業関
 係費が一七五億三八〇〇万円、行政部費が三
 億三六〇〇万円で、合計一七八億七四〇〇万
 円となっている。

重点事項

概算要求の重点事項としては、第一に国土
 計画の推進を図るために、①本年六月の国土審
 議会による第四次全国総合開発計画の総合点
 檢を受けて行われる新たな国土計画の策定作
 業の推進、②地域連携の推進、環境に対する
 要請の高度化に対応した国土総合開発事業調
 整制度・予算の拡充を図ることとしている。

第二に、総合的な土地対策として、①協議
 会の設置、市町村による土地利用調整計画の
 策定など、大都市近郊における土地利用調整
 対策の推進、②土地取引の際のデータを活用
 した地籍調査事業の創設など、進捗の遅い都
 市部における地籍調査事業の推進を図ること
 としている。

第三に、本年夏のような大規模渴水に対処

公共事業関係の内訳をみると、水資源開発
 （大規模渴水に対処するための水資源開発施
 設の建設など、四六億七二〇〇万円）、離島
 振興対策（ダム、下水道等の生活基盤の整備、
 一一九億八六〇〇万円）及び事業調整費（八
 億八〇〇万円）となっている。行政部費の
 内訳は、小笠原諸島振興対策（寄港船舶の大
 型化に対応するための港湾整備、八六〇〇万
 円）、中山間地域振興対策（高齢者の就業・
 社会参加による集落活性化など、二億五〇〇
 〇万円）である。

種震災対策の推進、液状化対策・津波対策の総合的な推進などが重点項目となっている。

するための総合的な水資源対策として、①水源ダム等の運用、利水調整、下水処理水等の未利用水源の活用などの水危機管理総合対策の調査検討、②流域における水循環の健全化、地下水の適正管理システムの構築など、健全な水循環を確立するための調査を新たに実施することとしている。

このほか、大都市圏整備については、①近畿圏、中部圏の将来構想調査の新規実施、②首都機能移転調査、国の行政機関等の移転促進に係る調査の拡充、③都心地域における生活機能再生のための都心居住・事務所立地調査の新規実施が重点となっている。

地方振興対策としては、①自治体による相談窓口・交流会の設置、地方からの情報発信の促進など、地方回帰を促進するためのUJ Iターン支援プロジェクトの推進、②中山間地域における集落機能の確保、農林地の国土保全機能の向上等に配慮した「中山間地域国土保全強化総合対策特別事業」の創設、③過疎、半島、山村等の条件不利地域に係る支援対策の充実、離島振興対策公共事業の推進を図ることとしている。

災害対策では①近年の社会経済情勢の変化に的確に対応するための防災基本計画の改定作業の実施②今後起こりえる大規模災害からの復興の方針等についての調査検討の新規実施、③南関東地域直下の地震対策として各

国土庁関係予算概算要求

(単位：百万円)

1. 公共事業関係費	309,198
水資源開発事業費	86,529
離島振興事業費	207,522
農村総合整備計画調査費	303
国土総合開発事業調整費	14,844
2. 行政部費	41,964
国土計画	1,176
総合的土地対策	23,001
総合的水資源対策	248
大都市圏整備	858
地方振興	7,343
災害対策	1,366
その他	7,972
合 計	351,162

建設省関係予算概算要求

(単位：百万円)

1. 道路整備	2,652,520
2. 治山治水	1,303,132
治水	1,216,782
海岸	39,242
急傾斜地等	47,108
3. 都市計画	1,283,054
公園	159,045
下水道	1,124,009
4. 住宅・市街地	1,172,880
住宅対策	1,121,252
市街地整備	51,628
一般公共事業 計	6,411,586
5. 災害関係	39,457
公共事業関係 計	6,451,043
6. 官庁営繕	26,870
7. 建設行政経費	70,917
合 計	6,548,830

自治省・消防庁

概要

一九九五年度の自治省所管（自治省本省・消防庁）の予算概算要求額は、一五兆六〇六三億円と前年度予算額に比べ一兆七七九二億円増、二二一%の伸びとなった。これは一般会計歳出四・八%の伸びに比べると極めて大きな上昇率にみえる。しかしこの中には、地方に配分される地方交付税交付金財源や参議院選挙執行経費が含まれており、これを除いた概算要求額は、七五三億円にすぎず、前年度六九三億円に比べ九%の伸びにしかなっていない。しかもその増額分のほとんどは自治省移転経費であり、純粋な政策的経費の伸びはわずか二%にすぎない。

自治省所管予算の多くを占めるのが地方交付税交付金財源の繰り入れに必要な経費であるが、要求時点における国税収入見積り等に基づく仮置の数値として、前年度比二一%増の一五兆四七一億円を要求している。また国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金に必要な経費（基礎交付金・調整交付金）は二八一・五億円と

一〇億円の増となっている。

そのほか、①新産業都市等建設事業債調整

分の利子補給に必要な経費が利子率の低下によって二五%減の一五・三億円、②地下鉄建設事業債の利子の支払のために認められた地下鉄特例債の利息（孫利息）について助成し、

公営地下高速鉄道事業の経営の健全化のために不可欠な公営高速鉄道事業助成金が二%増の五六・七億円、③地方公営企業に対する公営企業金融公庫の貸付利息を引き下げるための補給金が前年同額の六一・九億円、④明るい選挙の推進に必要な経費がほぼ同額の二三・九億円となっている。なお⑤田園都市中核施設整備計画に基づく広域市町村圏等の整備の推進に必要な地方債の元利償還に關し、地方公共団体の財政負担の軽減を図るために経費は、該当事業の終了により皆減となり、一方、九五年度夏に予定されている参議院通常選挙執行のための経費が五九九・三億円の皆増となっている。

また消防庁関係は、防火水槽や体力練成施設、消防団拠点施設等の整備や耐震性貯水槽等の消防防災施設整備に必要な経費と、ヘリコプター・ポンプ車、梯子車、防災無線等消防防災設備整備に必要な経費で八・六億円増の一七五・七億円となっている。

重点事項

自治省所管予算の重点としては、地方交付税交付金の確保、基地交付金の増額、消防関係補助金の三点について、社会党として特に取り組みを強めてきたところである。

まず地方税財政については、景気の落ち込み、減税により大幅な收支不均衡の状況に陥った上、一〇〇兆円を超える借入金残高を抱えるなど極めて厳しい状況にある。あわせて地方分権の推進を図り、自治体が住民ニーズに応えた行政を展開していくために、地方一般財源の確保は必須の課題である。概算要求としては減税が单年度措置とされていることに伴い減税なしの前提で、一五兆四七一億円を計上しているが（その内訳は法定五税の一定割合が一兆七九五億円、九三年度の国税収入の減による配りすぎ分の返済△五八〇〇億円、特例加算五七三八億円、附則四条二項に基づく加算三九七五億円）、借入金の償還や利子の支払いによって六三六一億円が控除され、地方団体に配られる出口ベースでは四・一%減の一四兆八六五九億円にしかならない。しかも九四年度の所得税等の減税による交付税特別会計からの借入金の償還が九五年度に行われれば、さらに一兆六四九〇億円が控除され、一二・二%減の一三兆六〇八一億円に縮減されてしまう。そのうえ九五年度

にも所得税・住民税の減税が行われれば、そ

分の地方財政の減収が加わらざるを得ない。

従つて国民生活に密着した地方行政の財源を

確保するためには、年末の地方財政対策に向

け、何としても地方自主税源の充実と交付税

等一般財源の確保に全力を注がねばならない。

つぎに基地交付金及び調整交付金は、固定資産税の代替的性格や所在市町村の特別な財政需要に対処するために交付されるものであり、固定資産税の見直しに合わせて三年ごとに見直してきており、過去二年据え置いていたところからせひその増額を図ろうと努力してきたものである。

消防関係の補助金については、住民が安全に安心して暮らせる消防防災体制の整備の視点が重要であり、救急救命処置等に対応できる高規格救急自動車の配備や、航空消防防災体制のためのヘリコプターの整備、消防防災無線の整備、消防団拠点施設の整備等を図り、その所要額確保に努めきたものである。

なお村山内閣で初めて自治省・消防庁にも認められた公共投資重点化枠の要望についても、高齢者や障害者に配慮したターミナルづくりなどのための公営交通施設改良モデル事業や、渋水対策施設整備を、消防庁では、林野火災用活動拠点広場整備や防災機能に係るバックアップシステムの整備等のため、あわせて五〇億円の要望をしている。

警察庁

概要と重点事項

九五年度の警察庁予算の概算要求額は、二四八四億円で前年度二一八億円増、九・六%の伸びとなった。その概要是、生活安全対策の強化、交通安全対策の強化、広域捜査力の強化、国際化対策の強化、APECの円滑な進行に向けたテロ対策の強化、暴力団対策の強化、情報通信基盤の整備、警察庁舎の改修・警察官待機宿舎等の改善などである。

九五年度警察庁予算概算要求にむけて社会党は特に、村山政権の「人にやさしい政治」のカラーを警察庁予算にも反映させるべきだと強く主張した。その結果、九五年度の警察庁予算は、国民を犯罪や災害・事故から守り、「人にやさしい警察体制」の充実を目指すことを基本方針として要求がなされることになったが、この点は社会党の主張が反映したものである。

「人にやさしい警察」の第一の柱は、国民の身近な危険防止や地域社会の安全確保のための「生活安全対策」の強化であり、前年度より七億円増の五一億円となっている。その主な新規事項は、①全国に一万八千か所ある交番・駐在所を生活安全センターとして位置付けるとともに、民間ボランティアとも連携した活動を今後進めていくため、地域防犯対

策パイロット事業を行うこと、②家出入や行方不明者の発見対策を強化すること、③外国人に対し防犯相談を行うこと、④駐在所・交番用の小型警ら車の配備（六五〇台）等である。あわせて市民を銃器・薬物から守るために、

⑤銃器・薬物事犯取締り用車両の配備（五二台）、⑥薬物微量成分分析装置七台等の銃器・薬物対策にも一層取り組むこととしている。

「人にやさしい警察」の第二の柱は、年間一万人を超える尊い人命が失われるという厳しい交通事故に對処するための「交通安全対策」の強化であり、前年度より一〇億円増の一五二億円となっている。九五年度は第五次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の最終年度でもあり、その達成のため一一一億円が計上されるほか、交通取締用四輪車三四台の配備などに取り組むことにしている。

警察庁に初めて認められた公共投資重点化枠の要望についても、①高齢者・子ども・障害者など交通弱者に配慮した交通環境の整備として、生活道路の安全確保や弱者感応信号機の導入の推進、②快適な生活環境整備として、交通情報収集・提供の高度化や信号制御の高度化による、渋滞の緩和など快適走行の確保や、バスの優先通行確保によるスピードイーな通勤・通学の実現など、「人にやさしい交通環境の創造」のために限度枠一杯の五〇億円を要望している。

自治省概算要求事項別一覧（単位：百万円）

	要 求 額	伸び率
1 自治本省	15,585,134	1.22倍
(1) 地方交付税交付金財源の繰入れに必要な経費	15,471,100	1.21倍
(2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金に必要な経費	28,150	1.04倍
(3) 新産業都市等建設事業債調整分の利子補給に必要な経費	1,531	0.75倍
(4) 公営地下高速鉄道事業助成に必要な経費	5,667	1.02倍
(5) 公営企業金融公庫の補給金に必要な経費	6,192	1.00倍
(6) 広域市町村圏等の整備の推進に必要な経費	-	皆 減
(7) 明るい選挙の推進に必要な経費	2,390	1.00倍
(8) 参議院議員通常選挙の執行等に必要な経費	59,932	皆 増
主要事項計	15,574,962	1.22倍
その他の経費	10,172	1.63倍
2 消防庁	21,165	1.10倍
消防防災施設等整備に必要な経費	17,567	1.05倍
その他の経費	3,598	1.39倍
自治省所管計	15,606,299	1.22倍
公共投資重点化枠	4,935	皆 増
(1) 公営交通施設改良モデル事業に必要な経費	1,000	
(2) 渇水対策施設整備に必要な経費	667	
(3) 消防防災施設等整備に必要な経費	368	
(4) 消防庁の施設整備に必要な経費	2,900	

警察庁重点事項別概算要求概要（単位：百万円）

	要求額	増減額
第1 治安情勢の変化に対応する警察活動の強化	45,554	13,856
1 生活安全対策の強化	5,112	667
(1) 地域安全活動の強化	2,630	457
(2) 銃器・薬物対策の強化	2,482	210
2 交通安全対策の強化	15,246	1,018
〔公共投資重点化枠を含む〕	20,246	[6,018]
3 広域捜査力の強化	5,716	1,266
4 國際化対策の強化	1,366	188
5 重大テロ・ゲリラ対策の強化	13,849	10,526
6 暴力団対策の強化	4,265	191
第2 警察基盤の充実強化	49,630	7,500
1 情報通信基盤の整備	28,785	3,502
2 治安基盤施設の整備	20,845	3,998
(1) 治安基盤施設の整備	18,177	2,298
(2) 警察航空機の整備	2,668	1,700
重 点 事 項 計	95,184	21,356
その他の事項計	153,184	492
合 计	248,368	21,848
公共投資重点化枠を含む計	253,368	26,848

内閣調整会議

概要

内閣・総理府

内閣及び総理府の概算要求総額は八一億九六〇〇万円で、一五億九七〇〇万円（一・九七%）増額要求である。皇室費は施設の改築費等に係る宫廷費が一一%増額要求である。

人事院、内閣官房、内閣法制局の経費を含む内閣所管の予算が五%増となつてゐる。

総理府所管（官房長官系統）は、総理府本府予算、一六名の定員増を要求している公正取引委員会、宮内庁の所管の経費が横ばいとなつた。カンボジアPKO部隊派遣を終了した国際平和協力本部の経費は一三%減額要求となつてゐる。

総務省

総務省予算概算要求は、総額一兆七三一億四八〇〇万円で、対前年度比二一四億八六〇〇万円（一・三%）増となつた。このうち恩給支給経費を除く経費は一一七一億一五〇〇万円で、四六五億九一〇〇万円（六六%）の増額要求となつてゐる。総務省予算のうち最大のシェアを占める恩給支給経費は恩給受給者の減少とともに一兆六一三九億七三〇〇万円、二五一億五〇〇万円（一・六%）の減額要求となつた。また、政策経費のうち

次ぎに大きな項目である統計調査の実施等に必要な経費は、九五年度に国勢調査が実施されたため七五九億三三〇〇万円、四五九億四八〇〇万円（六〇・五%）増となつてゐる。

総務省

①恩給費

恩給の支給に必要な経費。概算要求においては、今年度の改善措置の平年度化による増額を含む規定経費についてのみを要求する。行政改革を推進する経費は三〇億四、八〇〇万円（四・八%）増である。

会計検査院

会計検査院の概算要求総額は一五三億三四〇〇万円、四億四九〇〇万円の増額要求である。予算の九割は人件費である。

②重点事項

総理府

①広報室に必要な経費

テレビ、ラジオ、出版物等の媒体を通じて広報活動を行うとともに世論調査などの公聴活動を実施するために要する経費。マイナスシーリングのなかで前年度と同額（一二四億八五〇〇万円）を確保した。

②平和祈念事業特別基金事業の推進に必要な経費

平和祈念事業特別基金事業の推進に必要な基金が実施する関係者（恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者）に対し慰藉の念を示す事業等の助成で、来年度は恩給欠格者慰藉事業の書状・銀杯の贈呈対象者を拡大（勤務実績三年以上を一年以上）するための補助金など

総額六八億九四〇〇万円、九七〇〇万円増額した。

総務省

①恩給費

恩給の支給に必要な経費。概算要求においては、今年度の改善措置の平年度化による増額を含む規定経費についてのみを要求してある。なお、来年度の恩給改善について、公務員給与、物価等の動向を総合的に勘案しつつ検討を行い、方針決定次第、所要の措置を講ずる。

②統計調査の実施等の経費

来年の国勢調査等統計法に基づく各種統計調査を実施等に必要な経費を増額する。

③行政運営の効率化等に必要な経費

行政の情報化の推進、公的規制緩和推進のための基盤整備、個別省際問題改善推進のための基盤整備など、行政改革に必要な経費を確保する。

会計検査院

①研修・研究体制の充実強化

都道府県職員等を対象にする講習の拡充等を図る。

②検査体制の充実強化

検査要員及び管理職ポスト増員等を図る。

③検査活動の充実強化

検査効率化のためのコンピュータ化および海外実地検査等の充実を図る。

95年度概算要求額総表(内閣・総理府)

区分	94年度 予算額 (A)	95年度 概算要求額 (B)	比較増△減 (A-B)	対前年度比 (A/B)	備考
皇室費	百万円 5,285	百万円 5,875	百万円 589	111.1	
内閣所管	16,285	17,143	858	105.3	
(組織)内閣官房	6,690	7,159	469	107.0	
(組織)内閣法制局	964	990	27	102.8	
(組織)人事院	8,631	8,994	363	104.2	
総理府所管					
(官房長官系統)	58,028	58,178	150	100.3	
(組織)総理本府	39,295	39,324	29	100.1	
(組織)日本学術会議	1,201	1,155	△ 46	96.2	
(組織)国際平和協力本部	585	514	△ 72	87.8	
(組織)公正取引委員会	5,244	5,296	52	101.0	
(組織)公害等調整委員会	586	625	39	106.6	
(組織)宮内庁	11,116	11,265	148	101.3	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

95年度概算要求額総表(総務庁)

組織・項	94年度 予算額 A	95年度 概算要求額 B	比較増△減額 A-B	対前年度 増△減率
	百万円	百万円	百万円	%
(組織)総務庁	1,709,662	1,731,148	21,486	1.3
(項)総務庁	51,043	52,031	988	1.9
(項)総務庁施設費	127	145	18	14.3
(項)恩給費	1,633,338	1,608,273	△ 25,065	△ 1.5
(項)恩給支給事務費	5,700	5,660	△ 40	△ 0.7
(項)国連アジア統計 研修協力費	421	466	45	10.8
(項)統計調査費	11,821	6,373	△ 5,448	△ 46.1
(項)国勢調査費	3,350	54,111	50,761	1,515.0
(項)青少年対策本部	2,899	3,061	162	5.6
(項)北方対策本部	963	1,028	65	6.7
(恩給等を除く再計)	70,624	117,215	46,591	66.0

95年度概算要求額総表(会計検査院)

(単位:百万円)

組織・項	94年度 予算額 (A)	95年度 概算要求額 (B)	比較増△減額 (A-B)	備考
(組織)会計検査院	14,885	15,334	449	
(項)会計検査院	14,631	14,986	355	
(項)会計検査院施設費	254	348	94	

概要

九五年度は、第五期北海道総合開発計画の八年目に当たり、計画も終盤に差しかかっていることから、これまでの推進の成果と現下の諸課題を踏まえ、長期的な展望を踏まえた新たな北海道開発のあり方を検討しつつ、計画の主要施策の仕上げに向けた積極的な展開を図り、重層ネットワーク構想の形成と都市田園複合コミュニティの展開を通じて、我が国の長期的な発展に貢献する力強い北海道の形成を目指すこととする。

また、生活者重視の視点にたって、快適で

うるおいある生活環境の創出や多極分散型国土の形成等を通じ、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指す。このため、北海道が自然環境に恵まれていることから、それらの十分な保全・再生及び適切な利用を進めることにより、広く国民がこれを享受できる空間の創出を図る。北海道の特性に対応した質の高い生活空間の形成等により安全で快適な地域社会の形成に務め、活発化する国内外の交流や多様化する国民のニーズに対応できる交流の場の整備を図る。地域資源を活かした付加価値の高い産業展開による活性化を目指しつつ、都市・農山漁村における特色あるまちづくりを積極的に支援することとする。

重点事項

九五年度においては、計画に示された主要施策に沿って、特に次の施策の重点を置いて計画の推進を図る。

- ・ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえた農林水産業の体質を強化し、地域に根ざした産業の振興や企業立地の進展を踏まえた物流基盤等の整備を図る。

- ・国際交流拠点の形成を目指す空港・港湾を整備し、半日行動圏、一日行動圏の拡大を通じて「交流人口」の増加を目指す高規格幹線道路網や地方空港の整備など交通ネットワークの強化を図るものとする。

- ・災害のない豊かな国民生活を目指す根幹的国土保全施設の整備を図るとともに、北海道南西沖地震の被災地の復興を目指す。

- ・北海道の自然・社会の特性に対応した質の高い生活環境の整備を図り、快適な冬の生活環境の整備を目指す「ふゆトップア」事業の総合的な展開を図る。

- ・道央地域、道南地域、道北地域、オホーツク地域、十勝地域及び根釧地域など各地域において個性的な発展を促す基盤整備を促進する。

- ・農山漁村においては、生産基盤、交流基盤、生活環境の整備を推進するとともに、個性的な活力に満ちた定住性の高い農山漁村の形成を進める「ニューカントリー事業」を推進する。

北海道開発予算概算要求額総括表

(単位：百万円)

事 項	95年度概算要求額		94年 度 予 算 (B)	対前年度比 較増△減額 (A-B)	倍 率 A/B
	(A)	うち公共投資 重点化率			
I 北海道開発事業費	[1,575,274]	[88,678]	[1,486,825]	[88,449]	[1.06]
1 治 山 治 水 備	(93,343)	(-)	(102,543)	(△ 9,200)	(0.91)
2 道 路 整 備	974,360	55,642	915,121	59,239	1.06
3 港 湾 渔 港 空 港	173,136	9,591	163,456	9,680	1.06
4 住 宅・市 街 地	341,529	18,865	322,578	18,951	1.06
5 下水道環境衛生等	122,938	7,228	114,890	8,048	1.07
6 農 業 農 村 整 備	38,443	2,271	35,897	2,546	1.07
7 林 道 等	78,900	4,290	74,666	4,234	1.06
8 特 定 開 発 事 業	196,594	12,071	182,282	14,312	1.08
9 推 進 調 査	22,651	1,326	21,183	1,468	1.07
9 他	169	-	169	△ 314	0
合 計	18,423	-	18,737	△ 314	3.02
	992,784	55,642	933,859	58,925	1.06

(注) 1 I 北海道開発事業費の「」は経事業費であり、道路整備特別会計及び空港整備特別会計の直入財源に係る事業費を含む。

2 () の数値は、NTT・B部分であり、94年度は旧NTT・B部分で内数である。

3 4 94年度予算額には、ほかにNTT・B部分で内数がある。

防衛調整会議

概要

防衛関係費の概算要求は、総額四兆七二六八億五、三〇〇万円、対前年度比伸び率〇・九%と、概算要求としてはかつてないほど低い伸び率となっている。また、その対前年度増加額四三三億五〇〇万円は、隊員の給与、食事代である人件・糧食費の増額分八二九億円をはるかに下回る極めて厳しいものとなっている。

来年度は「中期防衛力整備計画」（九一年度から九五年度）の最終年度にある。この中期計画は九二年十二月に下方修正され、すでに総額で五八〇億円、正面契約額で五六〇〇億円を減額している。この減額修正された中期計画を達成するためには、対前年度比約七・七%の伸びが必要であった。しかも、当然増たる人件・糧食費及び在日米軍駐留経費特別協定に関わる増加額が約一三〇〇億円とされ、これだけで総額を一・八%押し上げるものであった。

厳しい財政事情の下、村山政権の軍縮姿勢を示すため、与党防衛調整会議は概算要求伸び率を〇・九%とすることに合意した。しかし、防衛関係費は人件・糧食費と今年度までに契約済の物件費の支払いである国庫債務負

担行為等のいわゆる義務的経費が総額の八割弱を占めている。この硬直した構造を抱える予算の削減対象としては、一般物件費で約一數十億円の削減が必要となつた。

このため主要正面装備で九〇式戦車、対潜ヘリ、F-15など約三〇〇億円（ただし後年度度負担を含む）の削減措置をとるほか、後方では戦車連隊の訓練中止、護衛隊群の訓練回数削減、警戒レーダーの定期整備の一部中止、航空機の飛行時間の節約、通信機器や整備器材等の更新ペースの抑制、基地周辺対策経費の減額要求など約一〇〇億円を削減することとしている。

また、在日米軍駐留経費特別協定に基づく来年度からの全期間を通じた全額負担には約三〇〇億円の増額が必要とされていたが、これを一八億円増に減額した。

重点事項

①正面等 老朽装備の更新等を基本としつつ、平準的取得に配慮するとともに、事業の緊要性を吟味し、既に大幅に下方修正された中期防衛力整備計画の残事業を更に抑制し、実施することとしており、具体的には、戦車、装甲車、対潜ヘリ、F-15等について残事業の抑制を行っている。なお、陸、海、空の三自衛隊の充足率については、募集環境が好転しているものの、厳しい財政事情等を踏まえ、

今年度と同水準に据え置いて要求している。

②後方 良質隊員の確保及び隊員の士気高揚を図るため、生活関連施設の整備、隊員の待遇改善等の各種施策を重点的に推進することとした。とくに、隊員の隊舎・宿舎等の生活関連施設整備については、一七四〇億円（契約ベース）、対前年度比一〇・〇%増となつており、また、隊員の生活勤務環境改善等を内容とする待遇改善についても一九四億円（契約ベース）、対前年度比一〇・七%増とし、重点的に配慮している。

さらに、防衛調整会議において、安定的な安全保障環境の構築に資する活動の充実が合意されており、これを受けて信頼醸成措置の一貫として安全保障対話の充実や軍備管理等に関する協力のため、近隣諸国との政策的交流、ミサイル関連技術輸出規制会合への参加等の関連予算を計上しているほか、信頼醸成、軍備管理等を担当する審議官を新設する等の要求を行つてゐる。

③基地対策 基地周辺対策の推進については、契約ベースで初のマイナス要求となつてゐる。全般的抑制の中でも、住宅防音工事世帯数を増加し、また周辺整備調査交付金の必要最小限の増額を図つた。なお、在日米軍駐留経費の負担については、日米安保体制の円滑かつ効率的な運用を図るという基本的立場を堅持しつつ所要の負担を行うこととしている。

防衛関係費機関別内訳

(単位: 百万円・%)

区分	95年度 概算要求額	96年度 予算額	対前年度増△減額	対前年度伸率
防衛関係費	4,726,853	4,683,548	43,305	0.9
防衛庁	4,726,604	4,683,313	43,290	0.9
(防衛本庁)	4,171,391	4,141,953	29,437	0.7
陸上自衛隊	1,787,017	1,702,702	84,315	5.0
海上自衛隊	1,060,035	1,110,515	50,481	4.5
航空自衛隊	1,111,702	1,133,515	21,813	1.9
小計	3,958,754	3,946,732	12,022	0.3
内部部局	10,114	9,572	542	5.7
統合幕僚会議	3,306	3,387	82	2.4
防衛大学校	16,313	15,465	848	5.5
防衛医科学校	20,323	19,507	816	4.2
防衛研究所	1,351	1,256	95	7.5
技術研究本部	154,476	139,616	14,861	10.6
調達実施本部	6,754	6,417	337	5.2
小計	212,637	195,221	17,416	8.9
(防衛施設庁)	555,213	541,360	13,853	2.6
安全保障会議	250	235	15	6.2

沖縄開発庁調整会議

概要

沖縄は、先の大戦で県土が焦土と化すとともに、戦後二七年の長期にわたり我が国の施政権から分離されたことに加え、厳しい地理的条件や今なお広大な米軍施設・区域が存在するなど本土の他の地域にない特殊事情を抱えており、沖縄が復帰して二〇年余りが経過しているが、この間、沖縄の振興開発のための諸施策が講じられ、沖縄の経済社会は総体として着実に発展してきた。

しかしながら、沖縄の現状は生活・産業基盤などの面ではなお整備を要するものが多くみられるとともに、産業の振興や雇用の問題など解決しなければならない多くの問題を抱えている。このような現状認識の下に、沖縄開発庁の平成七年度概算要求の方針の吟味を十分行つた。

重点事項

(1) 九五年度は、生活・産業基盤としての社会資本の整備について、第三次沖縄振興開発計画に基づく継続事業の着実な推進を図るとともに、新たなプロジェクトの芽出しに努めるなど、沖縄振興開発諸施策の積極的な展

開を図るものとした。

(2) 沖縄には、社会資本の整備が遅れていることなどなお多くの課題が残されていることかんがみ、現在の財政環境(概算要求基準:一般会計は、投資的経費が対年度5%増、経常的経費が対前年度10%減)の中で、次の諸施策の着実な推進を図ることを重点に、沖縄振興開発事業費二七八四億円(対前年度費一〇〇・五%)、うち公共事業関係費二六〇億円(対前年度費一〇〇・四%)を要求する。

このほか、「公共投資重点化枠」について一六五億円の要望を行う。

- ①水資源の開発
- ②交通体系の整備(道路、港湾、空港)
- ③上下水道、都市公園等生活環境施設の整備

- ④農林水産業振興の基礎条件の整備
- ⑤教育の振興
- ⑥保険医療対策の推進

- ⑦国土の保全及び災害防止
- ⑧赤土対策の推進

一般行政経費等について

一般行政経費等については、戦後処理経費、沖縄振興開発金融公庫補給金等経費、沖縄振興特別事業費及び沖縄振興開発計画推進調査費を重点に総額二一五億円(対前年度費一〇一・七%)を要求する。

概要

沖縄開発庁予算概算要求

(単位：百万円、%)

事項	94年度 予算額	95年度 要求額	対前年度比		備考
			増△	減額	
I. 沖縄振興開発事業費	277,049	278,419	1,370	100.5	
1 公共事業関係費	258,917	260,051	1,134	100.4	
2 沖縄教育振興事業費	14,571	14,675	105	100.7	
3 沖縄保健衛生等対策諸費	664	793	129	119.4	
4 沖縄農業振興費	2,898	2,900	3	100.1	
II. 一般行政経費等	21,118	21,483	365	101.7	
合計	298,168	299,903	1,735	100.6	

(注) 1. NTT無利子貸付金を含む(95年度29,367百万円)。

2. 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

一九九五年度科学技術庁予算概算要求の内容は、一般会計に公共投資重点化枠要望も含めて、これに特別会計を合わせて総額六六一〇億円、対前年度比九・一%の増となつた。

具体的には

①創造的・基礎的研究の充実強化と、科学技術振興基盤の整備として八二三億円(科学技術振興調整費として前年度比三五億円増の一九〇億円、高機能データベースの開発、高度計算科学技術の推進に前年と比較して倍増の八四億円)

②国民生活の質の向上に資する科学技術の推進として約五割増しの一七七億円

③先端科学技術分野の研究開発の推進の分野では、三〇三一億円(無人有翼往還機＝日本版スペースシャトル＝HOPEの開発をめざすための宇宙往還技術試験機の研究開発、地球環境観測衛星の開発など宇宙開発利用に九・一%増の一七〇五億円。海洋観測研究の充実に二二・三%増の大増額要求)

④エネルギーの安定確保では今年定された新長期計画に沿った核燃料リサイクルの着実な展開等を図るために必要な経費として、二〇四五億円

⑤原子力開発利用を進める上での大前提と

しての原子力安全対策及び核不拡散対応の充実強化では、三四億円増の五八〇億円――を要求している。

この他に公共投資重点化枠要望については、本格的な高齢化社会の到来する二一世紀を控え、新たな時代のニーズに的確に対応するため、がん治療(重粒子線高度がん治療推進センターの整備＝三三億円)、地震予知(海底地震情報ネットワークの整備＝一二二億円)、雪害対策(雪水防災実験棟の整備＝五億円)にかかる公共投資の重点化を図ることとし、合計五〇億円を要求している。

重点事項

与党科学技術調整会議は七月二十九日、科学技術庁予算概算要求の重点項目について協議し、二一世紀のわが国を真に創造的でダイナミックな社会とするためには、「科学技術の振興を未来への先行投資と位置付けて、積極的な政策展開を図る必要がある」との認識で一致。政府の研究開発投資については、科学技術政策大綱(平成四年四月、閣議決定)に示されたとおり「投資額をできるだけ早期に倍増する必要がある」ことを確認し、さらに「地球環境問題への対応など科学技術による国際貢献に十分配慮した積極的な政策展開を図る必要がある」として、四つの重点項目を確定した。

科学技術庁予算概算要求の主な項目

これをふまえて日本社会党科学技術部会は八月一七日、科学技術庁予算への要望事項をとりまとめた。

その内容は、①新エネルギー・ソフトエネルギー、とくに太陽光発電の一層の効率向上と技術革新の促進、②若者の科学離れ対策のため、理工系専門家・研究者の育成、③国際社会の動向に従い、プルトニウム利用の凍結・再検討を行う。とくに、採算性が確立していない商業ベースでの利用は中止する、④噴火のメカニズムの解明と、防止とそのエネルギーの有効利用に関する研究の促進、⑤台風発生のメカニズムの解明と、発生成長の科学技術的抑止策の研究の促進、⑥雪対策に関する調査研究の促進――の六項目であった。

社会党の要望は第三項目の関連を除いて、概算要求に反映された。その主な内容および予算額は「概要」に示したとおりである。

第三項目のプルトニウムの関連では、予算額が減額となつたものの、与党三黨の認識が一致せず懸案として残された。また原子力関係行政の透明性の確保、情報公開および住民対策の促進の関係では、情報公開資料室の整備、インターネットを通じたプルトニウム利用情報の提供などの予算要求がなされている。

事 項	94年 度 予 算 額	95年 度 要 求 額	比 較 増 △ 減 領	(単位: 百万円、 %)	
				備 考	
一 創造的・基礎的研究の充実強化と科学技術振興基盤の整備	65,357	82,333	16,976	126.0 %	
1. 創造性を重視した基礎研究の推進	29,791	34,744	4,953	科学技術振興調整費 19,000	
2. 科学技術振興基盤の整備 (1)研究開発の高度情報化の促進	31,038 4,149	42,361 8,367	11,323 4,218	研究情報整備・省際ネットワーク、高機能データベース開発、高度計算科学技術	
(2)科学技術系人材の確保・養成	693	953	260		
(3)研究基盤の充実	26,196	33,041	6,845	大型放射光施設(SPring-8)の整備等	
3. 研究交流の促進等	6,282	7,174	892		
二 国民生活に密着した科学技術の推進	18,832	27,747	8,915	147.3 %	[重点化枠要望50億円を含む]
1. 生活・社会特別研究開発制度(仮称)の創設	0	300	300		
2. 健康の維持・増進	10,569	15,987	5,418	がん関連研究	11,110
3. 防災・安全対策の充実	5,599	7,611	2,011	地震予知研究	3,725
4. 生活・環境の向上等	2,663	3,993	1,330	雷害対策	170
三 先端科学技術分野の研究開発の推進	272,346	303,111	30,765	111.3 %	
1. 宇宙開発利用の推進	156,192	170,474	14,282	宇宙往還技術試験機、宇宙ステーション計画、環境観測技術衛星、陸域観測技術衛星	
2. 海洋開発の推進	12,171	14,888	2,717	大型海洋観測研究船	4,998
3. その他	117,038	133,040	16,002	深海掘削船システムの開発研究	243
四 エネルギーの安定確保	194,072	204,450	10,378	先導的原子力研究開発の推進、物質・材料系科学技術、ライフサイエンスの研究開発	
1. 核燃料リサイクルの着実な展開とバックエンド対策の推進	138,895	142,105	3,210	105.3 %	
2. 未来エネルギーの研究開発の推進	36,217	36,787	2,570	核燃料リサイクル	111,076
3. 理解の増進と情報の公開	20,959	25,559	4,600	バックエンド対策	31,835
五 原子力安全対策及び核不拡散対応の充実強化	54,582	57,953	3,371	核融合、新エネルギー研究開発等	

(注) 重複計上している場合があるため、合計とは合致しない。

概要

九五年度環境庁予算概算要求の概要是、公共投資重点化要望分（五〇億円）を含めた総額で約七六〇億円、対前年度伸び率一二・八%である。公害の未然防止から自然環境の保全という膨大な任務を管轄する環境庁としての要求額としては、相変わらず少なすぎると言わざるを得ない。そのうち、①公害健康被害者への補償給付、②関係省廳と一体的に行なう調査研究調整費、③自治体などへの補助金、これらが大きな割合を占めるため、独自の事業を実施する資金は零細にならざるを得ず、予算配分方式そのものを考え直すべきではなかろうか。

今回の大きな柱立ては、①環境基本計画の効果的な推進（一三億円＝新規）、②持続可能な社会への基盤整備（一三八億円＝一二・七%増）、③環境保全活動への参加（二七億円＝二〇%増）、④国際的取組の推進（一六億円＝三三%増）、⑤自然と人間との共生（一五四億円＝五〇%増）、⑥有害物質対策の推進（一六億円＝三七%増）、⑦大気、水、土壤などの環境の保全（二二%増）、⑧公害被害者の救済（被害者数が概算時には確定していないため、要求額は前年実績）である。

重点事項

このポイントは重点事項と重複するので、社会党として力を注いだ事項についてふれておきたい。①開発行為による環境へのダメージを事前にチェックする環境影響評価制度の充実（一億二千万円＝前年同額）、②情報公開推進のため、環境情報の提供システムの整備（三億八千万円＝約四倍増）、③有害化学物質対策のうち、人体への影響のみならず自然界全体への影響について取り組むための生態影響試験事業（三億二千万円＝新規）、④酸性雨などの大気汚染物質広域監視システム整備（約一億円＝約三倍増）、その他、水環境では身近な水辺環境の再生事業（三億円＝新規）、また、廃棄物最終処分場の再検討調査費（一六〇〇万円＝新規）が盛られた。

一 環境基本計画及びその他の環境政策を強力に推進するための資金確保
昨年、環境基本法が制定され、その基本となる環境基本計画を本年末に策定することになつてゐる。この計画を政府一体で推進するため、関係省廳の検討調査について環境庁に予算計上し、配分する調査調整費を創設するとともに、地方公共団体の先駆的事業に対する補助制度を創設するなど、環境基本計画を効果的に実行に移す仕組みづくりを行なう。また、環境保全のための経済的手法や環境

のポイントは重点事項と重複するので、社会党として力を注いだ事項についてふれておきたい。①開発行為による環境へのダメージを事前にチェックする環境影響評価制度の充実（一億二千万円＝前年同額）、②情報公開推進のため、環境情報の提供システムの整備（三億八千万円＝約四倍増）、③有害化学物質対策のうち、人体への影響のみならず自然界全体への影響について取り組むための生態影響試験事業（三億二千万円＝新規）、④酸性雨などの大気汚染物質広域監視システム整備（約一億円＝約三倍増）、その他、水環境では身近な水辺環境の再生事業（三億円＝新規）、また、廃棄物最終処分場の再検討調査費（一六〇〇万円＝新規）が盛られた。

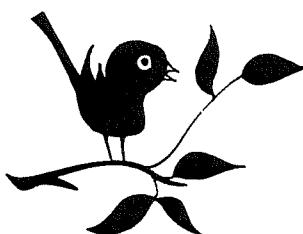
二 地球環境問題への積極的取り組み
地球サミットの実現に向け、わが国にふさわしい国際的取り組みを推進する観点から、地球環境保全対策を積極的に推進する。開発途上国における環境保全の取り組みを支援するため、人材育成や情報提供を行なうための国内体制の整備、アジア太平洋地域の様々な分野における環境保全のための国際協力の展開を図る。また、環境と貿易、人口問題などの国際的な課題に参画するとともに、特に地球温暖化対策の効果的な推進を図る。

三 自然公園や自然教育の場の抜本的な整備
今年度から自然公園などの整備事業が公共事業に位置付けられたことから、自然とのふれあいを求める国民の要望に対応し得る新しいタイプの公共事業として展開を図る。このため国立・国定公園などの核心地域において、わが国を代表するすぐれた自然の保全、復元と快適な利用の確保のための計画的整備や、自然学習、自然とのふれあいの拠点の重点的整備を推進する。また、生物多様性を保全する観点から、動植物や生態系の実態調査の推進と合わせ、データを収集管理する体制整備を進める。

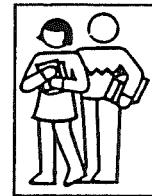
環境庁予算概算要求

(単位：百万円)

総額 75,926(8,609増)	
1 環境基本計画推進 1,000(1,000増) 事業費補助	5 自然と人間の共生 15,415(5,109増) 緑のダイヤモンド計画 1,923(1,923増) エコ・ミュージアム 整備 1,160(1,160増) 自然環境の保全と 1,889(690増) 貴重な遺産の保護等
2 環境研究の充実 13,001(1,190増) 環境情報の提供 381 (291増) 体制の整備	6 有害化学物質対策 1,620(437増) 生態影響試験事業 319(319増)
3 市民等の参加による環境保全活動推進 2,710(459増)	7 大気環境の保全 1,556(231増)
4 國際的取組の推進 1,576(395増) 開発途上国の環境 914(279増) 保全取組支援	8 水・土壤環境の保全 2,379(476増) 水辺再生事業補助 300(300増)



資



一九九四・八・一一

衆議院議員選挙区画定審議会

の勧告について（談話）

日本社会党政策審議会会长

関山信之

1 本日、いわゆる区割り案が審議会から勧告されたが、審議委員の皆さんの長い間のご労苦に対し心から敬意を表する。区割り作業は、政権を選択し、民意を反映させる政党、政策本意の新しい選挙制度の基礎となるものであり、政治的干渉を排し、公正中立を旨として厳正に行われるべきものであったが、委員の多大なご努力によりその趣旨が貫かれたものと理解している。

2 政治改革は、国民の大きな期待のもとに出発したものであり、その仕上げは与野党共通の責任であり、課題である。政府がこの勧告を尊重し、法案化作業を速やかに行い、臨時国会に法案を提出することは当然のこととして、各党合意に基づく速やかな成立、そして腐敗をなくす政治改革四法全体が九五年一月一日を期して滞りなく施行されることを期待し、社会党としてもその実現に全力を傾注したい。

料



一九九四・八・一二

「防衛問題懇談会」答申

について（談話）

日本社会党政策審議会会长

関山信之

3 政治改革の目標は腐敗の根絶である。政治改革四法が仕上がったとしても、法の運用の中で政党、政治家が襟をただし腐敗の防止と国民の政治不信の解消にたゆまぬ努力を傾けることが肝要であると考える。同時に、社会党としては今後とも腐敗の根絶と国民の政治参加拡大に向けて制度的な前進をめざしていくたい。

1 本日、発表された「防衛問題懇談会」答申、『日本の安全保障と防衛力のあり方』が、冷戦の終結と安全保障環境の質的变化をはっきりと認め、冷戦的防衛戦略から国連協力や軍備管理・安全保障対策の促進などを含んだ多角的安全保障戦略への転換を提唱したことは、日本安全保障政策全体を軍縮と国際協力の方向に組み替えていく可能性を提起したという意味において、その意義を高く評価する。

とした外交・安全保障政策の推進に全力をあげる。

2 答申は、新時代の防衛力のあり方として、「防衛計画の大綱」との決別を提起し、今後一〇年程度をかけて陸海空三自衛隊の縮小・再編を提案したことの意味は大きい。とくに、陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の対潜艦艇・航空機、航空自衛隊の戦闘機の削減を提言したこと、また多角的安全保障協力を提唱して、国連の平和維持活動への積極的協力を主張するとともに、国際軍備管理の推進やアジア太平洋での安全保障対話の促進を提起した点などは評価できる。

一九九四・八・一七（防衛調整会議）

3 答申は、自衛隊の縮小の方向は示しているものの、その規模は今後一〇年間で二四万人程度と見込んでいる。しかし、これは現在の自衛隊の実員数とほぼ同じであり、自衛隊の軍縮という観點から見れば十分とは言えない。一方で、答申は人員削減を補う目的で「新たな予備自衛官制度」の導入を提案しているが、このような制度は十分な人員削減を伴わないかぎり、国民の理解を求めることは困難であろう。

弾道ミサイル対処システムや空中給油機の導入の提言についても、専守防衛の原則、費用対効果などを十分に検討するなど、慎重な対応が必要である。さらに、PKO参加に関して、別組織論を非効率と批判しているが、国民世論や近隣諸国の動向、平和憲法の精神を配慮しながら、公平に比較衡量し国民合意をはかることが重要であるし、PKO凍結解除についても慎重な議論が必要である。

4 答申は、「国防の基本方針」について、「新たな防衛についての基本的な思想を表現するようなものに書き直すか否かは今後の検討課題」との認識を示したが、二一世紀に向けた安全保障政策の歴史的な転換をはかるためにも、新たな基本方針もしくはそれに代わるようなものを制定すべきである。わが党は、この観点から、新たな基本方針の制定に努力するとともに、軍縮と平和憲法に基づく国際協力を基調

ルワンダ難民救援活動

への人的協力について

1 史上最大の規模と言われるルワンダ難民（総数一〇三万人）の救

援活動に対して、国際社会の広範な参加と協力が求められている。

これに対して日本は、これまでに四四三〇万ドルと一億九〇〇〇万円相当の物資協力を行ってきたが、現地での人的な参加・協力がきわめて重要であり、国際機関などからもそのことが強く要請された。したがって日本として、人道的国際協力の発展のために人的協力を速やかに行なう必要がある。

2 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）など関連機関の情報や、先に派遣された外務省の調査団の報告でも明らかのように、UNHCR、WFP（世界食糧計画）、UNICEF（国連児童基金）、WHO（世界保健機構）などの多数の国連関係機関はもちろん、ICRC（国際赤十字委員会）、MSF（国境なき医師団）、OXFAM（イギリスのMGO）など、多くの国際MGOが現地で活動しており、日本のNGOもその一翼を担っている。しかし、この種の国際協力の体制としては、日本は極めて貧弱かつ不十分な状態にあり、官民両面から早急に国際的な人道救援体制を確立する必要がある。

3 当面ルワンダをめぐる緊急状態に対しでは、政府、地方自治体、日本赤十字、民間、NGOなどの人的協力の奨励と具体的な支援を継続的に進めるべきである。

4 防衛庁の調査団派遣については、すでに成立したPKO法の「人道的な国際緊急救援活動」に限られること、ルワンダ難民の状況が人道上緊急かつ深刻であることからかんがみ、これを了承する。今後については、調査結果を待つて改めて検討するが、その対応は医療、衛生を中心、給水、難民キャンプの設営、食料の配布、トイレの建設などの活動が考えられる。その際、日本赤十字、NGO等の文民と協力した救援活動を推進することを提案する。

また、武器の携行については、多数の国際機関やNGOが全くの「非武装」で活動していることを考慮すべきであるが、隊員の安全確保という観点から現地の状況を踏まえて慎重に判断すべきものと考える。

5 ルワンダ難民の救援活動をさらに拡充し、具体化するため、与党国会議員による調査団の派遣を提案する。

略性を否定するなど現代史を著しく歪曲した認識を示したものであり、弁明の余地はない。わが党は、同長官が中国・韓国をはじめ、アジア太平洋諸国の人々に全面的に謝罪するとともに、発言を撤回して自ら閣僚としての責任を明らかにすることを求める。

2 村山政権は発足と同時に、第二次世界大戦における日本の侵略行為や、過去の植民地支配の歴史的事実を認識し、アジアの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことを、深く反省する政治姿勢を示すことによって、アジア諸国と諸国民に日本政府の歴史観に対する理解を求めてきた。この政治姿勢はドイツが戦後一貫してナチスドイツの責任を追及し、他方、国民に対しては、教育を通じて、過去の歴史を伝え、国際社会の信頼を得てきた事実に照らしても当然のことである。桜井発言は、この政治姿勢や歴史観を否定するものである。

3 あたかも「太平洋戦争の正当化」を主張するかのような「閣僚発言」が繰り返される最大の理由は、わが国の過去の過ちについて、関係諸国に対して正式に謝罪し、犠牲者に対して適正な償いを講じていらない点にある。戦後五十年を迎えるにあたり、党は改めて、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する「国会決議」の採択を求めるとともに、アジア太平洋地域の人々との「歴史的和解」の上に立って、二一世紀に向けて「アジアの中の日本」として名譽ある地位の確立に努める決意である。

桜井環境庁長官の 発言に関する談話

日本社会党書記長

久保亘

一九九四・八・一三

1 八月一二日の記者会見における桜井新環境庁長官の「侵略戦争をしようと思っていたわけではない」という発言は、太平洋戦争の侵



以上

誓いのことば

ここに、日本社会党を代表して、過去の戦争の犠牲となり、かけがえのない生命をうばわれた戦没者の皆さんに対し追悼の誠を捧げ、謹んで誓いのことばを申し上げます。

わが国の過去の侵略戦争を反省し、決してふたたび戦争の加害者になるまい、被害者になるまいと誓つてから四九年、半世紀近くを経過いたしました。この間に、わが国も世界もきびしい道のりではあります。だが、平和への着実な歩みを進めてまいりました。

戦後の日本はめざましい経済発展を遂げ、国民生活を豊かなものにしました。それを導いたものは、戦争の悲惨さ、愚かさを身をもって経験し、その厳しい反省に基づく国民の総意であったと、私は確信いたします。

今日、冷戦の終焉とともに、世界は対立と軍拡競争の時代から、強調と軍縮の時代へと大きく転換しました。現在も地域紛争はこの地球上から消え去ったわけではありませんが、世界平和が一步、また一步と現実のものとなりつつあり、私たちはその歩みを確実なものにしていかなければなりません。

わが国においても、いま大きな転換期を迎えています。私ども日本社会党の村山富市委員長が内閣総理大臣に指名され、四七年ぶりに社会党の首相による内閣が、自由民主党、新党さきがけとの連立内閣として発足いたしました。私は、これまでの長い対立と抗争の歴史を乗り越えて誕生した村山政権は、戦後政治史上における画期的な政権であると思います。

これから政治は、これまでの枠組みを大胆に乗り越え、政治、社会、文化を新しい時代に対応していくための、現実に即した政策論議とその実現が求められています。自民党の皆さんとともに村山政権を支える仲間として、互いに緊張関係を保ちながら切磋琢磨していくたいと考えています。その意味で、村山政権に与えられた課題は極めて大きく、その責任の重さを真剣に受け止めております。軍備なき世界をめざす非武装の旗を高くかかげ、人と自然にやさしい日本をめざして努力いたします。

戦没者の皆さん、来年は戦争が終わって五〇年を迎えます。このときにはあたりわが国は過去の戦争を反省し、世界にむけて平和日本の姿をいつそう明確にしなければならないと思います。わが党は、戦没者の皆さまの思いを受け継ぎ、日本の平和の進路を定めるために、すべての戦争の犠牲者への謝罪と償いを明確に果たし、アジアと世界から真に信頼される日本を築く決意です。

二一世紀を目前にして、人類の生存をおびやかすさまざまなひずみが生まれています。地球環境の破壊は、戦争とおなじく人々の命をおびやかしています。私たちは人間の尊厳を重んじながら、自然とともに人間が生きていることをみつめて、人類の共生、そして人類と自然との共生への道を歩んでまいります。そしてそれこそが戦没者の皆さまの尊い犠牲にお応えすることであると確信いたします。

戦没者の皆さん、どうかあたたかく見まもってください。そして皆さまが、やすらかにお眠りくださいますことをお祈り申し上げ、誓いの言葉いたします。

一九九四年八月一五日

日本社会党書記長
久保亘

経営の効率化、コスト低減が常に求められることも当然といわなければならぬ。

当面する公共料金問題

に関する考え方

日本社会党政策審議会

1 公共料金は、国民生活の基礎的サービス部門に関わるものであるとともに、物価への政策的な関与の可能な限られた手段でもある。

従って、公共料金の設定・改定に当たっては常に経済と国民生活の現況を慎重に判断して認可・決定されるべきものであることは当然である。

同時に、経営体によって差異はあるが、公共料金として何らかの規制が行なわれている部門は、広く国民あるいは住民全体の生活と福利に関わるものであり、そのサービスに必要なコストは常に的確な償還及び受益者の負担が伴わない場合、その部門全体の経営に悪影響を与える、ひいては国民生活に重大な支障を与える結果となることも考慮されなければならない。

2 今般の公共料金の改定問題については、わが国が顕著な不況のもとで、経済への悪影響等を考慮し、内閣の総合的な政策的判断として凍結されているものであり、特別の事情によるやむを得ない選択であつたといわざるをえない。

加えて、公共料金は家計経済を直撃するものだけに、国民の関心度合いは常に高く、経営体は常にその性格に応じて原価等の透明性を高め、料金改定の必要性について負担者の理解と納得を得るべく最善の努力を行なうべきは当然であり、また、その努力においては

3 一方、経済改革の推進は、国際社会においてわが国に求められている最重点課題であるとともに、経済社会の全般的な改革を求める国民要求にも基づく、政府全体の大方針である。その具体的課題としては、行政改革、規制緩和、地方分権等が挙げられているとともに、戦後長期にわたる綻割り行政の継続の中での官僚的行政運営に対する国民の批判も高まっている。

従って、当面緊急の措置としての判断とは別に、中長期的な公共料金部門の料金設定、認可等のシステムの改革についても視点が向かれる必要がある。今般の凍結対象となっている部門については、総点検作業が行なわれたが、その結果は経営努力や料金改定の時期等について、必ずしも完全に負担者の疑問に応えるものとなっていないものもあると思われる。

4 しかし、各部門別に見ると、

- ・業種全体が構造改善が必要と思われるものの人件費率が高く、比較的に中小零細事業者が多く存在するもの
- ・地方公営企業のことく長年、経営努力を重ねつつもその財政システム（独立採算制等）に規定されており、かつ料金改定についてすでに当該地方議会の決定を経ているもの
- ・原価主義をとりつても国民全体のサービスと負担の均衡という観点からアール主義を採用しているもの

・経営体が民営に移行し料金システムが改革期にあるものなどそれぞれの事情も考慮されなければならない。

他方、経営的視点とは別途の政府の施策的判断によつて、事業着手に伴い、料金の改定認可が必要とされているものなどもあることにも

留意しなければならない。

成等に支障を来すことのないよう、万全を期すこと。

5 従つて今後、プール制、地域別料金制等を含む料金システムの改革、地方分権の視点からの認可システムの改革などについて広く民間有識者やユーザー・消費者等の意見もふまえて検討を加えるとともに、料金改定にあたって公正かつ透明度の高い審査・決定が行われるよう、事業所管省庁から離れた審査機関の設置・活用等の検討が進められるべきである。

同時に、今回の改定については、無期限に凍結を継続することは

経営に悪影響を与える、ひいては後年度における受益者負担の急増を招く結果ともなり、好ましいものではないが、政府の政策的判断から出発している問題であり、以下の点について配慮すべきである。

(1) 料金改定の認可及び実施の時期については、経済の動向を見極

めつつ、景気に悪影響を及ぼしたりユーザー・消費者に不安を与えるよう、一時期への集中を避けるなど、慎重な政策判断を行なうこと。

(2) 経営の効率化、料金システムの弾力的運用などのうち、ただちに着手可能な措置については、改定とできつるかぎり同時期に行なうよう努力すること。

(3) 本年中の据置きに伴う企業負担については、経営努力により償還することとし、次期料金改定の際の要素に加えないこと。

(4) なお、高速自動車国道の料金改定の認可について、八月中に行なうことは困難である。同時に日本道路公団から申請されている新規施行命令区間の工事実施計画について、所要の工事費並びに改定後の料金収入を九五年度予算概算要求に計上することはやむを得ないが、このことは料金改定の認可に係る判断を拘束するものではない。料金改定の認可の時期及び内容については、上記の観点を踏まえて、引き続き検討を進める。建設省、公団は、予算編

一九九四・八・一六

高速自動車国道の 料金改定について

日本社会党政策審議会

施行命令区間の高速道路建設の早期着手の要請等を勘案し、早期に認可する必要があるが、認可に当たっては、以下の点に留意すべきである。

1 高速道路料金の改定は、景気や国民生活に与える影響が大きいので、料金改定の実施時期はできる限り先送りし、来年度以降とすること。ただし、障害者割引制度の拡充については、基本改定の実施とは切り離して早期に実施すること。

2 同様の理由から、改定幅についても可能な限り圧縮し、一桁に抑えること。

3 車種間比率の変更については、トラック等の特定車種に一時的に過重な負担が集中することのないよう、基本改定の実施とは時期を一年間程度ずらして実施すること。

4 料金改定率の圧縮及び実施時期の延期については、新規施行命令区間の工事について暫定施工区間の拡大等を行うことにより工事費

を縮減するのでなく、業務執行の効率化、経費の削減及び料金以外の增收対策等により、達成可能な範囲で最大限努力すること。

5 占用料の見直しや関連事業については、增收の目標を設定することとし、料金改定に反映させること。また、財團法人道路施設協会等との関係については、経営合理化及び增收対策の観点から見直しを行うこと。

6 公団の発注する公共工事については、可能な限り制限付き一般競争入札の範囲を拡大すること。

7 経営改善委員会については、料金改定の認可時までに設置する」ととし、原則として、委員に建設省又は公団の職員であった者を含まないこと。

8 料金水準や公的助成のあり方など中長期的な課題については、新たな整備計画が次の国土開発幹線自動車道建設審議会で策定されるまでに結論が得られるように努めること。

お知らせー

今月の「政策の焦点」は掲載記事が多いため
次号にまわします。

【政 策 資 料】（九四年七月～九月）

【主要掲載資料一覧】

7月

「特集」

- ・高齢社会福祉プログラム（中間報告）

「資料」

- ・第七回中央委員会関係

8月

「特集」

- ・村山連立内閣誕生
- ・連立政権樹立に関する合意事項 他

「資料」

- ・「スポーツ振興くじ」問題への社会党の対応と見解について（案）

9月

「特集」

- 一 第百三十九回臨時国会
- ・村山総理所信表明演説
- ・各党代表質問に対する総理の答弁

ポイント

- ・参議院 代表質問（久保 亘）
- 二 95年度予算概算要求
- ・シーリング及び重点事項

A5判64頁

社会新報ブックレット

各500円

横浜での国際会議を前に、エイズ患者の人権の擁護と闘い方を提示

AIDSと 闘うための18の方法

森下 紀彦ほか

90分で読む。第12回配本

連立時代の政治は一党支配時代とどこが、どう違うのかを整理した

高橋進 東大教授

連立時代の 政治理論

■既刊・好評発売中■

◆まーかいがウチナー=上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も=小畠精武ほか◆環境保全型農業へ=辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子育て=鈴木政俊・圭子◆環日本海の将来=環日本海フォーラム◆転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好◆写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円)◆カンボジアPKO体験記=柳原滋雄◆社会党あるいは社会的なるものの行方=吉本隆明◆政策提案型市民運動のすすめ=須田春海◆会社本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ=熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂◆リゴベルタ・メンチュー=上野清士◆夫婦別姓=福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのNPO制度=岡部一明◆ミッテランとロカール=成沢宗男◆連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義・これから社会民主主義=住沢博紀◆金竹小の金と権力=伊藤博敏◆創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

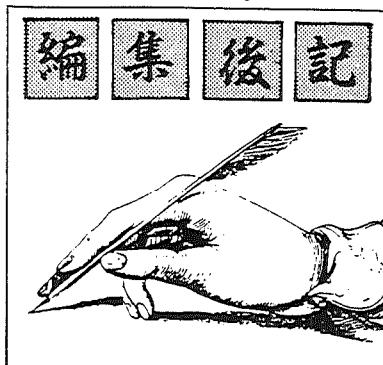
九月三日の第六回臨時党大会は、六月二

九日の首班指名選挙に続き、社会党史上のみならず、日本の政治史にとつても画期的な出来事になった。村山連立政権の樹立という事態を踏まえて提案された、「軍縮基調を堅持し、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊を認め、現在の自衛隊は憲法の枠内にある、との新しい認識」など従来の基本政策の転換を含む執行部提案

「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」が、これに対する修正案を二三二票対一五二票で否決する形で採択された。

◆自民党が党議決定をして首班指名選挙で社会党委員長に投票する、そして自社両党が連立する社会党首班の政権が誕生するなど、一年前はもちろん、数か月前まで、誰が予想したろう。われわれは昨年八月、非自民八党会派による細川連立内閣を発足させ、ともかくも三八年間続いた自民党政権に終止符を打ったのだが、それからまだ一年ほど。激動、激変の中で社会党員や支持者の間に様々なニュアンスの意見や思いがあるのは当然だ。臨時大会における表决結果を十分かみしめたい。

◆一九八六年一月の第五〇回定期大会総開大会で満場一致採択された「新宣言」は、「人



間解放をめざして一步一步改革を進め、社会の質的変革を実現していくことが社会主義である」、「連合政権はふつうこと」など党の新たな基本的立場を明らかにしたが、われわれは今まさに「連合政権の時代」の真っ只中にいるだけでなく、社会党首班内閣を擁し、国家意思の決定者たる立場に立っている。一步一歩着実にわれわれの政策を実現していくことによって国民の理解と支持を得しなければならないし、それこそが社会党の未来を切り開く。

◆折しも本誌今月号では来年度政府予算に係る各省庁の概算要求の内容を紹介している。与党三党は、概算要求基準の設定に当たり、一般歳出総額が対前年度四・八%増の中で防衛関係費を〇・九%増と過

去最低水準に抑制するとともに、「将来にわたって正面装備及び自衛官定数の削減を進めるべき」ことを確認している。また、三〇〇〇億円の公共投資重点化枠が設けられた。各省庁の要求には、それぞれ生活者優先の政策を実現する立場から一步一歩前進する内容が盛り込まれている。詳しく紹介できないのは残念だが、ぜひとも活用してほしい。

(T・H)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一
細谷治通
上山和人
穂山篤
温井寛
石田好数
河野道夫
小川正浩
早川幸彦
浜谷惇
長谷川崇之
石田
河野
小川
早川
浜谷
長谷川
石田
河野
小川
早川
浜谷
長谷川
石田

会計監査 秋葉忠利 糸久八重子
兼事務局長 浜谷 惇
河野道夫 小川正浩
早川幸彦 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円

送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)

郵便振替 東京〇〇一八〇一四

又は
大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

Ocotober 1994

No. 337

<FOREWORD>

AKIYAMA Atsushi

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURES>

A Pathway to the 21st Century

By the Researchers' Project Team

A Challenge for Peace

By the Working Team

on the New Security Policies

*The Summary of the Budgetary Agenda for the
1995 Draft Budget*

<DOCUMENTS>

On the humanitarian assistance to refugees of Rwanda

The SDPJ's position on public charges

政策資料 10 月 号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)